

平成25年度
茅ヶ崎市事務事業評価の外部評価
結果報告書

平成25年8月1日
茅ヶ崎市総合計画審議会
茅ヶ崎市行政改革推進委員会

目次

はじめに	1
平成25年度茅ヶ崎市総合計画審議会委員名簿	2
平成25年度茅ヶ崎市行政改革推進委員会委員名簿	3
1 事務事業評価の外部評価を終えて	4
(1) 課題及び改善点について	4
(2) 今後の取り組みに向けて	5
2 事務事業評価の外部評価の実施手法について	6
(1) 評価対象	6
(2) 評価日程	7
(3) 評価実施に係る分科会	8
(4) 評価シートの様式について	8
(5) 評価の視点について	9
(6) 評価スケジュール	10
3 事務事業評価の外部評価の実施結果について	10
(1) 下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業	12
(2) 子どもの安全を守る都市の推進	13
(3) 教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	14
(4) がん検診事業	15
(5) 放射線調査対策事業	16
(6) 都市防災推進事業	17
(7) 景観計画推進事業	18
(8) 市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	19
(9) 柳島キャンプ場の管理運営事業	20
(10) 借上型市営住宅の整備	21
(11) 公共下水道整備事業(雨水整備)	22
(12) 中小企業経営安定支援事業	23
(13) 商店街の魅力とにぎわい創出事業	24
(14) 勤労者福祉事業	25
(15) 情報システム最適化の推進	26
4 平成25年度総合計画第1次実施計画事務事業評価シート	27

はじめに～事務事業評価の外部評価結果の報告にあたって

茅ヶ崎市総合計画審議会（以下「総合計画審議会」という。）は、平成19年度から3年をかけて、23年度から32年度を計画年度とする茅ヶ崎市総計画基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に携わってきました。

その際、基本構想には、その実効性を確保するため、行政評価（政策評価 - 施策評価 - 事務事業評価）と予算・人員編成などを連動させたP-D-C-Aマネジメントサイクルによる計画の進行管理が位置づけられました。実施計画事業の着実な推進を図るため、施策評価及び事務事業評価について、総合計画審議会が外部評価を行うこととされました。

これに基づいて平成23年度に総合計画審議会は、平成22年度実施事業を対象とした事務事業評価の外部評価の試行実施を行い、その結果を報告書として取りまとめ、市長に提出しました。また、施策評価は、総合計画第1次実施計画の事後評価及びその結果を第2次実施計画の策定に反映させることを目的として平成24年度に実施しました。

さらに、第2次実施計画の策定にあたっては、茅ヶ崎市総合計画における市政の基軸である「新しい公共の形成」、「行政経営の展開」の着実な推進を図るとともに、歳出と歳入を総合的に勘案する中で、経営改善を行いながら、必要な事業を実施していくため、これまでの行政改革実施計画を経営改善方針とした上で総合計画実施計画と一体化しました。

そのため、施策評価についても総合計画審議会と茅ヶ崎市行政改革推進委員会（以下「行革推進委員会」という。）との合同による外部評価という形で実施し、その成果を報告書として取りまとめ、市長に提出しました。

今回の事務事業評価の外部評価についても、平成24年度に実施した施策評価と同様の考え方に基づき、第2回総合計画審議会及び第2回行革推進委員会合同会議（以下「合同会議」という。）（平成25年7月2日開催）において、平成24年度実施事業を対象として実施しました。

この度、その結果を取りまとめましたので、業務棚卸評価による事務事業評価の内部評価及び次年度予算への最大限尊重されるべき事項として活用されるとともに、今後の事務事業評価の外部評価の円滑な運用に向けた市の取り組みの一助となるよう、本報告書を提出します。

平成25年度茅ヶ崎市総合計画審議会委員名簿

平成25年7月19日現在

選出区分	役職名	氏名
市議会の議員	茅ヶ崎市議会議員	岡崎 進
	茅ヶ崎市議会議員	小磯 妙子
市民	一般公募	稲山 芳男
	一般公募	森澤 隆夫
市の区域内の 公共的団体等の 代表者	茅ヶ崎市自治会連絡協議会会長	後藤 金蔵
	茅ヶ崎商工会議所会頭	田中 賢三
	茅ヶ崎市社会福祉協議会会長	熊澤 克躬
	湘南地域連合議長	成重 恒夫
	茅ヶ崎医師会会長	丸山 徳二
	環境市民会議ちがさきエコワーク運営委員	小山 稔
	ちがさき男女共同参画推進プラン協議会会長	中嶋 公子
学識経験を有する者	一橋大学大学院法学研究科教授	◎ 辻 琢也
	明星大学理工学部教授	木下 瑞夫
	文教大学国際学部教授	藤井 美文
	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	臼井 正樹
市教育委員会の委員	茅ヶ崎市教育委員会委員	石田 邦彦
市農業委員会の委員	茅ヶ崎市農業委員会会長	新倉 弘保

氏名欄の ◎ は会長、 ○ は副会長を示す。

平成25年度茅ヶ崎市行政改革推進委員会委員名簿

平成25年7月19日現在

選出区分	役職名	氏名
市民	一般公募[平成25年7月4日まで]	酒井 秀一
	一般公募[平成25年7月4日まで]	廣川 六郎
	一般公募[平成25年7月5日から]	裏 信夫
	一般公募[平成25年7月5日から]	木村 辰郎
市の区域内の公共的 団体等の代表者	茅ヶ崎市自治会連絡協議会	島田 俊夫
	湘南地域連合	藤田 竜一
	NPO法人NPOサポートちがさき	○益永 律子
市の区域内の事業者 の代表者	茅ヶ崎商工会議所名誉会頭	大村 日出雄
学識経験を有する者	一橋大学大学院法学研究科教授	◎ 辻 琢也
	財団法人地方自治体公民連携研究財団	藏田 幸三
	文教大学国際学部准教授[平成25年7月4日まで]	高井 典子
	NPO法人NPM推進ネットワーク理事[平成25年7月4日まで]	野中 祥子
	文教大学国際学部教授[平成25年7月5日から]	小島 克巳
	公益社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員[平成25年7月5日から]	谷本 有美子

氏名欄の ○は委員長、 ◎は副委員長を示す。

1 事務事業評価の外部評価を終えて

総合計画審議会及び行革推進委員会では、第3回合同会議（平成25年7月19日開催）において、今回実施した事務事業評価の外部評価（以下「外部評価」という。）を振り返り、次のとおり課題及び改善点を総括しました。

（1）課題及び改善点について

今回実施した外部評価は、平成23年度に試行実施した外部評価の課題を踏まえ、日程上の制約もある中でより丁寧な評価を行うため、評価対象事業として15事業を選定しました。また、総合計画審議会と行革推進委員会の委員を3分科会に分け、それぞれ5事業の評価を実施しました。

評価対象事業は、各委員が選択した事務事業の中から選定しました。時間制約がある中で一定数を選定して総合的見地から市民目線で評価を行い、その評価結果の趣旨が他の事務事業にも波及していくことを意図したものです。しかし、こうした事務事業の選択の仕方や評価手法に関しては、さまざまな事務事業の評価ができない、あくまでも全事務事業を対象に評価すべきだ、といった意見も出されました。外部評価の効果をさらに高めるためにも、対象事業の選定手法や評価方法は、今後の検討課題です。

なお、1事業あたりの評価時間については、より丁寧な評価を行うため、平成23年度に実施した外部評価の25分から45分に拡大し、質疑応答の時間を充実させました。しかし、それでもなお質疑応答の時間が足りなかった事務事業もありました。効率的、効果的な外部評価を行うためには、事務事業の内容を的確に判断するための情報提供の工夫や簡潔明瞭な質疑応答の方法についても更に検討する必要があります。

平成23年度に実施した外部評価では、「評価の視点が曖昧である」との課題がありました。そこで、本年度におきましては、評価の視点を明確化し、評価する各委員が共通認識を持つとともに、事務事業評価シートを作成する各課かいにおいても同じ視点から自己評価を行うこととしました。評価の視点としては、事務事業の達成状況や効果などに加えて、基本構想において市政の基軸と定めた「新しい公共の形成」「行政経営の展開」を評価の視点に取り入れ、基本構想の趣旨を踏まえた評価を行いました。

さらに、事務事業評価シートにおいては、人員の適正規模を評価するために、事業実施に係る人工を明示しました。その際、事業内容や規模に違いがあり、一概に基準を示して他市町村と比較できないことがあることから、過年度との比較評価を、人工の増減理由を合わせて明示することとしました。人員の適正規模に関する評価については、事務事業単位で行うか施策単位で行うかといった適切な評価単位の設

定問題を含めて、引き続き議論する必要があります。

今後、総合計画審議会及び行革推進委員会は、今回の外部評価を実施したことで浮き彫りになった課題を踏まえて、次回の外部評価の実施に向けた改善に取り組みます。

(2) 今後の取り組みに向けて

今回評価した各事務事業においては、一定の成果が見られましたが、指標の設定が不十分であることから成果が見えづらい事務事業もありました。今後は指標設定を更に工夫し、目標達成度等をより客観的に評価することで、事務の改善点を明確化するとともに、政策目標、施策目標を達成するための優先度等も考慮し、効果的・効率的に事務事業を実施する必要があります。

各事務事業の実施手法については、改善が必要と評価しました。費用対効果を常に意識し実施手法を工夫する、的確な情報収集により国や県の補助金を活用するなど経営感覚をもった事務事業の実施が求められます。

いくつかの事務事業においては、専門的知識を保有する民間企業への業務委託や市民団体・関係機関との連携などによる取り組みが見られましたが、今後も民間活力の活用や民間団体の自立的活動の促進などにより新しい公共の形成を更に推進する必要があります。

今回の外部評価においては、評価対象事業を実施する各課かいが事務事業評価シートを作成する中で、事務事業のコストや人工の経年変化、目標の達成状況などを自ら確認し、自己評価を行うことによって、所属長をはじめ、所属職員が事務事業を客観的に顧みることができ、今後の事務事業の実施に有意義なものであったと考えます。

また、評価対象事業に選定されなかった事務事業についても、今回実施した外部評価における評価の視点や評価結果の趣旨を踏まえた進行管理を行うことで、各事務事業がより効率的、効果的に実施されると考えます。

今後も行政評価と予算・人員編成などを連動させたP - D - C - Aマネジメントサイクルにより計画の進行管理を適切に行い、基本構想に位置付けられたまちづくりの基本理念が着実に実現されることを期待します。

なお、今回実施した総合計画審議会及び行革推進委員会による外部評価の詳細については、次章以降に記載のとおりです。

2 事務事業評価の外部評価の実施手法について

総合計画審議会及び行革推進委員会では、次のとおり外部評価を実施しました。

(1) 評価対象

平成24年度に実施した事務事業のうち、平成24年度各部課の業務計画に明示された事業。

事務事業の抽出方法

(ア) 総合計画審議会及び行革推進委員会の各委員が選択した事務事業

平成24年度各部課の業務計画において、各課が重点に取り組むと位置づけた優先順位2番目までの事務事業を抽出。(153事業)

公共施設等の整備・改修や全体計画の策定に関する事務事業等を除く。

事業の実施途中では、事業の進捗状況や予算額の確認等にとどまり、事務事業の適切な評価ができないと思われるため。

農業委員会事務局・会計課・選挙管理委員会事務局・監査事務局の事務事業を除く。

主たる業務が事務局等の事務事業であるため。

上記内容で作成した外部評価候補事務事業(118事業)から、1委員につき1事務事業を選択した。=「委員選択事務事業：26事業」

(イ) 事務局が抽出する事務事業

～ 前述の総合計画審議会及び行革推進委員会の各委員が抽出した事務事業と同じ抽出方法とした。

事業費が500万円以上の事務事業を抽出。(48事業)

職員給与費のみの事務事業や事業費が少ない事務事業については、外部評価の対象としない。

事業内容等が類似している事業や評価になじまない事業を除く。(8事業)

上記内容で抽出した事務事業(40事業)のうち、予算規模の上位20位までの事務事業を事務局抽出事務事業とした。

外部評価対象事務事業の決定

「委員選択事務事業：26事業」と「事務局抽出事務事業：20事業」を合わせた46事務事業が対象。

(ア) 事務事業の絞り込み基準(優先順)

複数委員が選択した事務事業

委員選択事業と事務局抽出事業が同一の事務事業

上記、に該当する事務事業を除いた委員選択事業のうち、予算規模が大きい事務事業

上記絞り込み基準により15事業を決定しました。

(2) 評価日程

評価日程については、1事務事業あたりの評価時間を45分とし、事務事業を推進する責任者である主管課長が出席し、市役所分庁舎5階特別会議室・A会議室において、(表1)「事務事業評価の外部評価日程表」のとおり、平成25年7月2日(火)午後12時30分から午後4時30分にわたって実施しました。

また、1事務事業あたりの評価の流れは、次のとおりです。

主管課説明 10分

質疑応答 30分

主管課退席後、意見のまとめ 5分

(表1)

平成25年度 事務事業評価の外部評価日程表

	時 間	第1分科会	第2分科会	第3分科会
	12:30 ~ 12:40	評価の流れの説明(特別会議室)		
1	12:40 ~ 13:25	放射線調査対策事業	都市防災推進事業	市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業
2	13:25 ~ 14:10	借上型市営住宅の整備	がん検診事業	中小企業経営安定支援事業
休 憩(5分)				
3	14:15 ~ 15:00	柳島キャンプ場の管理運営事業	子どもの安全を守る都市の推進	勤労者福祉事業
4	15:00 ~ 15:45	教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	景観計画推進事業	公共下水道整備事業(雨水整備)
5	15:45 ~ 16:30	商店街の魅力とにぎわい創出事業	情報システム最適化の推進	下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業

(3) 評価実施に係る分科会

外部評価の実施については、総合計画審議会及び行革推進委員会の合同により、8～9人ずつ、3つの分科会に分かれて実施しました。

3つの分科会ごとの委員の構成は(表2)「事務事業外部評価の実施に係る分科会名簿」のとおりです。

(表2)

平成25年度 事務事業外部評価の実施に係る分科会名簿

印は分科会における分科会会長、 印は分科会副会長を表します。

	第1分科会	第2分科会	第3分科会
1	◎藏田幸三(学識:公民連携研究財団)	◎野中祥子(学識:NPM推進ネットワーク)	高井典子(学識:文教大学准教授)
2	酒井秀一(公募:市民)	廣川六郎(公募:市民)	○大村日出雄(事業者:商工会議所)
3	益永律子(公共:NPOサポートちがさき)	島田俊夫(公共:自治会連絡協議会)	藤田竜一(公共:湘南地域連合)
4	臼井正樹(学識:保健福祉大学教授)	辻琢也(学識:一橋大学教授)	◎藤井美文(学識:文教大学教授)
5	田中賢三(公共:商工会議所)	丸山徳二(公共:医師会)	熊澤克躬(公共:社協)
6	木下瑞夫(学識:明星大学教授)	○小山稔(公共:エコワーク)	中嶋公子(公共:男女共同参画)
7	○後藤金蔵(公共:自治会連絡協議会)	稲山芳男(公募:市民)	森澤隆夫(公募:市民)
8	小磯妙子(議員:市議会)	新倉弘保(農業委員:農業委員)	成重恒夫(公共:湘南地域連合)
9	石田邦彦(教育委員会:教育委員)	岡崎進(議員:市議会)	

(4) 評価シートの様式について

平成25年度の事務事業評価シートは、事務事業の目標の達成状況や「新しい公共の形成」、「行政経営の展開」に基づく事務事業の推進などの評価の視点を持って、評価可能なシート構成に修正しました。また、シートの作成にあたっては、できる限り担当課の負担を軽くするシート構成としました。

具体的には、次に掲げる事項について、事務事業評価シートに記載または添付しました。

- (1) 事務事業の指標に掲げた目標の達成状況及び実施効果について
- (2) 「新しい公共の形成」¹、「行政経営の展開」²に基づく取り組みの考え方と実施状況について
- (3) 当該事務事業の全体計画及び総事業費、スケジュールについて
- (4) 当該事務事業に関する客観的なデータによる裏付け（資料を添付する場合は3枚以内）
- (5) 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等（関係する附属機関がある場合のみ）

（５）評価の視点について

外部評価の実施にあたっては、各委員に「平成25年度事務事業評価シート」に対する外部評価コメントシートを配付し、「事業の目標達成状況等について【評価の視点(1)・(2)に基づく評価】」及び「実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)・(3)・(3)・(3)に基づく評価】」並びに「その他」について記入することとしました。

その際の評価の視点は次のとおりです。

- (1) 事務事業の指標に掲げた目標が達成され、期待した効果が出ているか。
- (2) 事務事業が当初の全体計画に照らして着実に進ちょくしているか。
- (3) 事務事業が新しい市政の基軸である「新しい公共の形成¹」、「行政経営の展開²」に基づき、適切に推進されているか。

事業実施主体の最適化が図られているか（民間活力を効果的に活用しているか）

事務事業の内容・特性に応じた効果的な事業手法を選択しているか。

適正規模の人員で業務を行っているか。

事務事業の内容・規模に照らし、適正な事業費であるか。

1 「新しい公共の形成」

従来は行政が担ってきた市民サービスや新たな市民ニーズを踏まえ、民間団体や民間企業などの多様な主体が自らの自立的活動や行政との連携・協働を通じた適切な役割分担により、様々な市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりへの取り組み。

2 「行政経営の展開」

限りある行政資源（財源・人員など）を有効活用し、効果的・効率的に質の高いサービスを提供するため、民間的経営手法を取り入れた、経営感覚をもった行政の運営。また、運営にあたり明確な成果目標を設定し、それを達成することにより成果を示し、その成果を評価することにより、政策の改善につなげるP-D-C-Aサイクルの仕組みを構築し、市民ニーズに対応した効果的・効率的な政策を展開すること。

(6) 評価スケジュール

平成25年度事務事業評価スケジュール

年月	事務事業評価	
	内部評価（全事業）	外部評価（抽出事業）
	業務棚卸評価	総合計画審議会・行政改革推進委員会による事務事業評価
平成25年 5月23日		第1回総合計画審議会・行政改革推進委員会 ・外部評価対象事務事業決定 外部評価対象事業の評価シート作成依頼
6月1日 上旬 中旬 下旬		外部評価対象事業の評価シート提出期限
7月2日 7月19日 下旬		第2回総合計画審議会・行政改革推進委員会 ・外部評価実施～事業主管課ヒアリング 第3回総合計画審議会・行政改革推進委員会 ・外部評価総括及び報告書作成
8月上旬 中旬 下旬	外部評価結果を踏まえた 業務棚卸評価シートの修正 外部評価対象事業市長・副市長ヒアリング 【評価結果の確定】	「外部評価結果報告書」市長報告
9月上旬 下旬		「外部評価結果報告書」の市民公表
10月上旬 下旬	【評価結果の反映】 平成25年度下半期の 取り組み 平成26年度予算編成	総合計画審議会・行政改革推進委員会 ・外部評価結果への対応方針の報告
平成26年 1月下旬 2月中旬 下旬		
新年度		総合計画審議会・行政改革推進委員会 ・評価結果の反映状況の報告

3 事務事業評価の外部評価の実施結果について

評価結果については、各委員が記入した「平成25年度事務事業評価シート」に対する外部評価コメントシートについて、第3回合同会議（平成25年7月19日開催）において取りまとめを行いました。

各事務事業評価の外部評価結果については、次のとおりです。

平成25年度事務事業評価の外部評価結果

	ページ
1 下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業	12
2 子どもの安全を守る都市の推進	13
3 教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	14
4 がん検診事業	15
5 放射線調査対策事業	16
6 都市防災推進事業	17
7 景観計画推進事業	18
8 市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	19
9 柳島キャンプ場の管理運営事業	20
10 借上型市営住宅の整備	21
11 公共下水道整備事業(雨水整備)	22
12 中小企業経営安定支援事業	23
13 商店街の魅力とにぎわい創出事業	24
14 勤労者福祉事業	25
15 情報システム最適化の推進	26

番 号	1	
部課かい名	教育推進部 社会教育課	
事 業 名	下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業	
平成24年度決算額	13,023千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の史跡指定に向けた調査、報告書作成は着実に実施されていると評価できる。 ・シンポジウム等を開催し遺跡内容の周知ができていることは評価できる。今後は、市を代表する重要遺跡として全国的にPRするとともに、多くの市民に関心を持たれるようなイベントの実施（年1回の開催は必要）など、観光面も含めた市民を巻き込んだ取り組みを強化すべきである。 ・史跡地内に位置する県立高校の取り扱いを関係機関と協議・協力し保存整備を進めることを期待する。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の史跡整備に当たっては相当な事業費が見込まれるが、全体計画（史跡指定の条件やプロセス、範囲など）などが不明なため、今後の具体的な事業展開が見えてこない。 ・市としての意思統一と体制強化が必要である。 ・官衙遺跡が地域資源として観光や町づくりに活用出来ると考える根拠は明確にすべきである。地元がそれを望んでいるかが問題となる。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査、報告書作成など国および県からの補助を得ながら適正な事業費で効率よく実施されているものと評価する。今後も国及び県の補助を中心とした事業展開が望ましい。事業費は適切と評価できる。 ・発掘作業や国指定に向けた準備だけでなく、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携に見るような、観光事業向けのキャンペーンを地元や教育機関、NPO・市民活動団体等と一緒に更に進めてほしい。 ・史跡指定に向けた取り組みは直営だが、発掘調査や資料整理、遺跡内容の周知などは民間活力を活用しており、効率的な事業が実施できていると評価できる。 ・事業実施に係る人工は0.5人程度であり、調査保存については調査委員会を設置し有識者からの知見を活用する等、限られた人員で効率よく取り組んでいると評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下寺尾遺跡群が国・県・市にとって学問的・教育的な遺跡として保存する価値とコストを検討すべき。 ・保存と維持については教育・文化施設として運営方法を考えるべきである。 ・遺跡に多額の公費が投入されていることを考えると、本遺跡の学問的価値と地域の観光などの資源的価値を高めるための施策が求められる。 		

番 号	2	
部課かい名	教育推進部 青少年課	
事 業 名	子どもの安全を守る都市の推進	
平成24年度決算額	3,833千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各指標は概ね達成しており、子どもの安全を守るために行われている種々の取組はそれぞれが成果をあげているものと評価できる。 ・活動指標だけでなく、他の取り組みを実施した結果、事故および犯罪の発生を防止できたなど安全性が高まったことが分かる記述や成果指標の設定が望まれる。 ・子どもが巻き込まれる事故や犯罪が減少したかどうかを把握、分析することが、茅ヶ崎市における課題や対象を明確にした安全対策の取り組みの充実につながるものと考えられる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を守るため、「こどもの安全を守る都市宣言」の宣言記念日にあわせ、定期的なPRを行う必要がある。 ・「いじめ防止対策推進法」の運用について、関係機関との情報を共有し、早期の予防対策を行う必要がある。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、青少年育成団体、青少年指導員等の各種団体及び地域との連携・協力については、それぞれの特性を生かした手法により幅広く行っており、評価できる。 ・今後は、警察と大型店等で実施している万引き防止等のキャンペーンの活用などにより、さらに民間との連携を深めていくとともに全市的に一体感を持った展開としていくことを期待する。 ・インターネット有害情報監視は、他市にはあまり見られない事業であり、評価できる。しかし、学校・行政のみの対応では完全な対策とはなり得ないと考えられるので、家庭（保護者）に対する働きかけも強めていく必要がある。 ・事業運営については、適正な人工及び事業費で取り組んでいるものと評価できる。特に資機材の耐用年数を考慮した隔年更新などによる経費削減努力や啓発物品等の経費削減は良い取り組みである。 ・通学路における登下校時の事故などを未然に防ぐためには、地域の諸団体や住民の協力、警察署との連携がなお一層必要である。 ・周知方法について、チラシ等だけでなくメール配信等を活用するべきである。推進協のHPなども周知には適していると考えられる。また、保護者向けのHPからリンクできる告知版等の活用も検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員面での効率性を考えると、事務補助として採用している非常勤嘱託職員1名の業務量を詳細に把握した上で、改善を検討する余地はある。 ・青少年育成推進協議会が中心となり、地域が主体となって子どもを見守ることが基本であるが、そういった中で、行政がどのような役割を果たしていくべきかが重要となる。物品面の支援だけでなく、市全体の方針管理、市全体を巻き込んだ取組の推進、青少年育成推進協議会間での課題や情報の共有などに取り組んで欲しい。 		

番 号	3	
部課かい名	教育総務部 教育総務課	
事 業 名	教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	
平成24年度決算額	15,802千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務用パーソナルコンピューターを市内19校の全市立小学校に配備し、教科指導や成績処理など事務の効率化を進め、情報セキュリティ対策を講じたことについては、すでに導入した中学校への配備とあわせ、評価することができる。 ・目的は事務の効率化に伴う教師の負担軽減であり、生徒の教育に資することであるから、現場でのメリット・デメリットを十分に把握し、効果を検討すべきであり、その成果をあらわすためにも、事務効率化や教員の繁忙感の減少など効果測定を行うことが必要と思われる。 ・情報セキュリティについて、環境整備と共に現場教職員の意識の向上も図る必要があると考える。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全19校へ配備するということが本来の目標ではないはずであり、導入する目標をはっきりとするべきである。 ・進捗状況については、厳しい財政状況のもと平成24年度からの導入になったことは理解できる。 ・コストの低減や新技術、新機材の導入の検討など、実施時期の遅れを取り戻すための努力が必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育教材機器との一括発注や大量導入によるコスト効率化の他、リース期間の調整やサーバー管理、サポート業務の一括発注など、コストと効果を合わせた効率化の検討が必要である。 ・システム導入の専門的判断については、CIOなど専門的な人材の活用を図り、本庁情報部門及び他の業務（教育用）との横断的な取り組みや効率化を考えるほか、民間のノウハウを活用するしくみの研究なども必要である。 ・パソコン導入に対して、教育事務用パソコンと教育用パソコンのリース契約期間の不一致を改善し、中学校導入時に比べ、年額リース料の調達単価の節減が出来たことは評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化が図られたが、事務作業量の増加により教育現場では学級運営や教諭間の情報交換を行う時間の確保が懸念され、教育事務用パソコンを導入したメリットが十分にいかされていない。 ・パソコンの導入について、スケールメリットもあってか、1台あたりの費用は減額しているが、妥当かどうかの判断はつかない。 ・指名競争入札の落札率95.8%は、しっかりと次回の発注に向けて課題を検討していく必要がある。 		

番 号	4	
部課かい名	保健福祉部 保健福祉課	
事 業 名	がん検診事業	
平成24年度決算額	373,498千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診において、土曜日の実施、回数の増加、公民館子育て広場などでの啓発など行政の積極的な働きかけにより、胃がん検診の受診者数及び受診率が増加傾向にあり、他市と比較しても評価できる。 ・ 県のモデル事業として検診率向上に取り組んでおり、特に胃がん検診の経年受診率は、県平均より大幅に高く、評価できる。 ・ 受診率の向上に向け、育児健診や体育館のサークル活動などの場を利用した勉強会の開催や受診対象者に対する個別の電話連絡や日曜日検診の実施など、一層の工夫が必要となる。 ・ 受診率の把握方法については、どのような要因により受診率が向上しているかを更に検証する必要がある。特に、医師会等の協力による人間ドックの受診率、集団検診を増加したことによる受診者の伸び率、胃がんに関しては年齢別の受診率を把握することが必要である。 ・ 若年層のがんに対する認識を高めるための方策や病気に関する危機意識の更なる啓発が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標について、団塊世代のリタイアにより、会社等での人間ドック受診率のダウンが予想されるため、一層の指標の見直しが必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体について、検診は医師会等の外部団体を活用しており、投資対効果の経済性は高い。また、周知は市民団体、学校関係、商店街関係との連携による更なる努力が必要である。 ・ 県内の検診機関やかかりつけ医制度等の活用によるマンモグラフィー検査や集団検診での複数のがん検診の受診などの工夫は評価できる。 ・ 業務負荷が増加したにもかかわらず、人工が減少していることから人員の効率性は高く評価できる。 ・ 毎年同じ事務作業になると思われるので、事務プロセスの改善を検討すべきである。 ・ モデル事業の中にある「受診勧奨」を積極的に活用し、高齢者・若年層の意識を高めるべきである。 ・ 胃がん検診の自己負担額の見直しについては、速やかに検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受検者が検診に必要な費用面で不安があり、受診をためらうことにつながることも考えられる。 		

番 号	5	
部課かい名	環境部 環境保全課	
事 業 名	放射線調査対策事業	
平成24年度決算額	2,290千円	
評価の結果	事業の方向性（評価意見数）	実施手法の改善の有無
	現状維持（3） 廃止（3） 縮小（1）	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間放射線量の測定について、調査結果の分析や測定結果のホームページ等による公表は、意識としては遠のいていく放射能への関心を喚起し、市民に対する安心安全の確保、不安の解消・軽減にもつながっており評価できる。 ・保育園や小学校で使用されている食材と同じ食材を中心に食品放射能測定が実施され、安心感を得ることはたいへん重要な取り組みであると評価する。 ・市民が安心できる合理的な根拠を示して測定の時限目標を明確にした成果指標を組み込むべきである。 ・事業の目的が「不安解消」であれば、それをアンケート等で確認するなど、目標の立て方の妥当性を考える必要がある。 ・目標値がはっきりしないため、今後の事業の方向性が分からない。 ・苦情・相談件数の捉え方や評価の仕方について、全市民を対象と考えた時に、この実績値をどのように捉えるのか、多いのか、少ないのか、他の事業との比較も含め、事業を継続していく必要性について考えるべきである。 ・これまでは一定の測定も必要だったと思うが、H25年度以降測定の必要はないと思われ、来年度で事業を終了すべきである。 ・数値の趨勢からすると、各種データの数値も基準を下回っており、事業目標は達成できたと考えられ、速やかな事業の収束が妥当であると考ええる。 ・不安を感じる市民のために測定器の貸し出しは継続すべきである。 ・放射能に関する市民からの苦情及び相談件数は減少しているが、空間放射線量や食品放射能測定については、今後も引き続き窓口を設け、長期的対応が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品放射能測定は、市民からの持込み件数の推移を見ると更なるPRが必要。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線調査に関する市民ニーズに応えるための測定器の備え、測定員の配置など適正に対応していると評価する。 ・放射線量測定や食品放射能測定について、市民や市民活動団体などと連携・協働し、検査体制や機器の貸し出しなどにおいて、市民参加の仕組みを検討すべきである。 ・単価契約等への切り替えなど業務委託方式について検討すべきである。 ・測定に精通した非常勤嘱託職員の活用により最適化が図れたことを評価する。 ・平成26年度以降の非常勤嘱託職員の活用について、切り替えのタイミングを逃さずに見直しを行うべきである。 ・突発的な事業であるため判断がむずかしいが、事業費は必要に応じ減額しており、適正と考える。 ・事業を廃止する場合の基準を事前に設定すべきである。 ・測定器貸出と公共施設の放射線量の測定を連携させ、長期的な定点測定が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における迅速かつ適切な対応ができるように不断の取り組みを期待する。 		

番 号	6	
部課かい名	都市部 都市政策課	
事 業 名	都市防災推進事業	
平成24年度決算額	7,665千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	拡大	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定通りに進捗しており一定の効果は期待できるが、ワークショップの回数や参加人数だけではこの事業の狙う成果がどの程度達成できているのか判断できないため、成果指標も設定すべきである。 ・ワークショップに中学生が入っている部分が大きく評価できる。 ・事前学習アプリ「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」の開発・リリースについては評価できる。 ・資金の目途がつけば、事業の拡大、期間の短縮など、東日本大震災の記憶が薄らく前に、今後、スピード感を持って集中的に取り組むべき事業と考える。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業のねらいをもう少し明確にすることが必要。意識の掘り起こしが目的ならば、回数を増やすなどもっと広く一般市民に参加してもらう工夫が必要。各地区での実践につなげていくことが目的ならば、地区ごとに、住民自ら課題をみつけ、解決策を考え検討を掘り下げるワークショップを何回か重ねていくことが必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくりワークショップを地域住民主体による運営にしたこと及びその人材育成に着手したことは、実施主体の最適化と同時に住民意識の向上という点から評価できる。 ・市民の中からファシリテーターの養成を行い、その方々を中心に広がりをもたせていく方向性・取組は大いに進めるべきである。 ・ワークショップの運営を住民主導にしたことは大変良いが、他方で専門家の活用が有効な場合もある。例えば、同じプログラムを開催する場合には住民主導で運営し、地区ごとの課題を抽出する等ファシリテーターに技量が必要な場合には、専門家を活用するなど検討が必要である。 ・事前学習アプリの開発は、防災、減災のまちづくりへの効果が高く、産官学共同でそれぞれの実施主体の特性を活かし、財政負担を抑制した形で実施したことは評価できる。 ・事前学習アプリの市民への一層の周知が必要である。例えば、携帯電話販売店との提携により新規購入者にダウンロードの依頼、ホームページのトップページでの周知、観光客への避難経路の周知、自治会へのタブレット端末の配布・説明会など実施手法の検討をすべきである。 ・また、アプリを利用できない人たちへの情報手伝達手段も充実させる必要がある。 ・防災まちづくりワークショップを実施していない地域に対して働きかけをすべきである。 ・ワークショップ後の取り組みの広がりが、松浪地区に限られている点がさびしい。松浪地区での成果については、紙媒体だけではなくHP等でも閲覧できるようにするべきである。 ・少額の事業ではあるが、活用できる補助金について検討が必要である。 ・ハード事業を予定している、社会資本整備総合交付金を投入している地域での実施も検討すべきである。 ・都市部と市民安全部における業務の重複について、整理して、充実を図るべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アプリの開発について、行政のオープンデータ化できている部分も評価できる。 ・ワークショップなどの実施後、住民意識の変化についてのフォローが必要である。 ・ワークショップやシンポジウムでは、阪神淡路地震や東日本大震災のビデオなどを使用し、災害発生時の課題や対策に関する情報を風化させないことが大切である。 		

番 号	7	
部課かい名	都市部 景観みどり課	
事 業 名	景観計画推進事業	
平成24年度決算額	1,869千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議の開催、アドバイザーの設置及び派遣等、計画通りに進捗しており、目標を達成している。 ・景観まちづくりアドバイザーが民間事業者による大規模土地利用行為に対して、設計段階で設計者と協議を行っている点、松風台自治会の住民協定策定にあたって、自治会住民への適切な情報提供や専門的なアドバイス等により支援を行った点については評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり審議会での審議内容の反映や景観まちづくりアドバイザーの派遣の効果については検証が必要である。 ・まちづくりセンターの設立に関しても今後議論が必要である。 ・計画の柔らかない段階から、建物、外構、色彩、緑等の広い視点に立って、専門家の支援をいただき、情報共有を図りながら効果的・一体的な取り組みを期待したい。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会、景観まちづくりアドバイザーの派遣等の外部専門家を活用し、また地域の市民が主体となった活動の支援を行うなど、実施主体の最適化が図られている。また、既存団体へのヒアリングを踏まえた景観計画改訂素案の作成を評価する。 ・事業費は増加傾向にあるが、景観まちづくりアドバイザーの派遣を必要とする大規模土地利用行為が多くなったことを勘案すると、事業費・人工共に妥当であると評価する。 ・今後、アドバイザーの派遣時期の見直しなどの効果的・効率的な活用をするべき。 ・現在一部地区でスタートした新しい地域コミュニティ組織の力を活用することも可能と考える。 ・より多くの住民に対し、景観形成の実践活動への参加を促すことができるとよい。例えば、住民協定締結に向けた啓発、より簡便に身近なところで景観形成活動に参加できる仕組みの検討などをすべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の性格として外部の力に頼ることはやむを得ないと思うが、景観保持に対して市民が参加することにより達成感が持てるようにする必要がある。 		

番 号	8	
部課かい名	建設部 道路管理課	
事 業 名	市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	
平成24年度決算額	48,659千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	完了	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車等の通行の安全は確保されていると評価できる。 ・透水性インターロッキング、提灯型の照明設備など、史跡・天然記念物である鶴嶺八幡社参道、松並木の保全や景観に配慮された整備がされており、埋蔵文化財の調査、下水道整備に続き、道路整備までの一連の事業が完了したことは評価できる。 ・事業自体はスケジュール通りに実施できたものとする。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次実施計画以降に予定されている鶴嶺八幡宮参道(横参道)の整備事業は、優先度において他の道路整備事業と比較検討する必要がある。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の策定段階から事業者へ委託することにより、可能な範囲で民間活用を実施し、近隣住民・関係団体等との協議により、効果的に事業が実施できていると評価できる。 ・地元調整業務により人工の増加はあるが、限られた人員で事業を実施していることは評価できる。 ・松並木の保全や景観に配慮するための事業費の増額については、必要性和期待される成果も含めて、道路整備とは別の視点で合理的な検討が必要である。 ・鶴嶺八幡宮参道は、茅ヶ崎市の文化財でもあり、歴史的存在価値という観点からも一般市道との違いで管理すべきである。 ・松並木の保全と景観、歩行者・自転車通等の通行における一層の安全を図るため、一方通行や大型車の進入禁止など参道の活用形態について検討を進めるべきである。 ・今回の参道整備は、これまで民間が実施してきたことを市が代わりに実施するもので、新しい公共、民間活用、費用削減という点では時代の流れに逆行している面があるため、市の観光政策に結びつけるなど行政が実施したほうが望ましいというメリット創出につなげることが必要である。 ・工事については、原価管理の手法により、原価低減のPDCAが業務毎、工程毎に行われるべきである。 ・道路施策における新しい公共としては、昔の「道普請(みちぶしん)」のような利用者のポジティブな参加が必要である。道路建設の労役に直接参加しなくても、道路メンテナンス(草刈りなど)への神社や沿線市民の参加・協力などが今以上に活性化する方策を考えてほしい。 ・文化財保護審議会の意見に基づく古参道、松の保全や景観維持のために発生する事業費は、道路維持管理の事業費と別項目予算とし、受益者負担の検討が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工、事業費を評価することは難しい。 	

番 号	9	
部課かい名	建設部 公園緑地課	
事 業 名	柳島キャンプ場の管理運営事業	
平成24年度決算額	31,625千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かなりスピーディーな開設準備、そして試行的開設までこぎつけたことには、大いに評価する。今後、市民が一年を通して楽しめる施設を目指してさらなる準備をお願いしたい。 ・県の譲渡から整備まで順調に進んでいると評価する。 ・環境市民団体や有識者の協力により希少種の保全が図られ、市内飲食店組合との連携や茅ヶ崎産食材の試験的販売など新しい公共の視点が工夫されていることは一定の評価ができる。 <p>【その他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額に対して確保すべき最低利用者数の数値も示して欲しい。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立採算型もしくは併用型の指定管理者制度の導入、もしくはコンセッション方式¹の導入を検討すべきである。 ・指定管理等の導入時期について、なるべく早く取り組むべきである。 ・現在の職員の適正な再配置、人材活用（スリム化を含む）を検討すべきである。 ・市民、地域のスポーツ団体、青少年育成団体、民間企業等との連携による利用者確保および運営協力の方法を検討すべきである。 ・収益性のある魅力的な企画ができる若い世代が主体になって民営化されることを期待するとともに、グランドオープンまでに連携できる団体を発掘すべきである。 ・広報や宣伝などについて、指定管理者制度などを導入後、十分な利用者を確保できるように、事前に利用者をネットワーク化するような取り組みの準備・調整を行うべきである。 ・教育委員会との連携により、市内小中学校の利用を検討し、環境教育にどれだけ活用できるか検討するべきである。また自然保護団体と継続的な協議をするべきである。 ・民間企業で収支が成り立っている事業分野という意味では、利用料等で収支の均衡を図り、公費を投入するべきでない。 ・利用者に対するアンケート等の実施、有料化についての価格設定を適切に行うことが必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季以外、週末以外の利用の促進については、民間との連携を更に望む。 ・海岸地域全体のまちづくり計画の中でも整合性をとり、事業を進める必要がある。 ・施設のキャパシティが限られているのであれば、その希少性をしっかりとアピールして、価格メカニズムを含めた仕掛け・調整が必要である。 ・オープンに向けた施設整備とあわせて来館者が主体的に施設を活用する工夫、企業の参画をしかけてほしい。（恵まれた自然環境のなかで自然エネルギー活用など） ・イベント等を検討されているが駐車場の確保対策もしっかりとやるべきである。 	

1 施設の所有権を移転せずに、民間事業者に施設の事業運営等に関する権利を長期間にわたって付与する方式のこと。

番 号	10	
部課かい名	建設部 建築課	
事 業 名	借上型市営住宅の整備	
平成24年度決算額	32,983千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	拡大	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の将来人口が10年以内に減少傾向にあるという予想もあるなか、住宅に困窮している低所得者等に対する住宅支援を行う事業目的は一定程度達成されていると評価できる。居住の安定の確保という側面では、公共住宅政策全体の中で、他の福祉施策とあわせ、地域で暮らせる環境づくりへの配慮など、さらなる対応を期待する。 ・25戸の募集に110名の応募があるなど、まだ供給不足の状況であり、ニーズも多様化することが予想されるため、既存住宅の借り上げも検討してほしい。 ・目標の整備戸数については、妥当な数値であるか疑問であり、目標値の検討が必要である。 ・市営住宅希望者に対して何%供給できたかを示した方が、新築、既存を含めて、戸数確保の目標が明確になる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対するアンケートや希望待機者へのアンケートの実施など数量目標の達成にむけて、遅れを取り戻す努力が必要。 ・きちんとしたニーズ把握等ができるまで、現状維持が適当である。 ・募集に対し応募はあるが、別の視点で考えると、一定の充足状況にあるとも考えられる。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が建設した住宅の一括借り上げ方式は、市の建設費の軽減、民間ノウハウの活用など最適化が図られているとともに、市と事業主（貸主）双方にメリットがあり適切であると評価する。また、賃料の低廉で適正な価格を継続的に確保するための対応には、十分留意することが必要である。 ・事業の実施については、独立採算型もしくは併用型の指定管理者制度の導入や民間事業者との対話を通して検討するサウンディング型¹公募手法などを考えるべきである。 ・包括的な業務委託やコンストラクション・マネジメント方式²、民間収益可能性の調査・検討をするべきである。 ・社会福祉法人など民間（企業、個人）など多様な事業主体との連携が更に必要である。 ・人員については適正規模で実施されている。 ・国庫補助の活用も図っており、適正な事業費で実施されている。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピーク後の削減方法をあらかじめ設定した契約締結の必要性がある。 ・土地所有者（市民）への周知PRに更なる工夫を要する。 ・適正な規模の人員で実施しているという根拠を示すべきである。 ・福祉等の他部門の事業、業務とのワンストップ化による効率化などを考えるべきである。 ・高齢化が進み、住宅に困窮する低所得者の増加も懸念される中、多世代が集う地域コミュニティのつながりや支え合う住環境の整備を目指して、地域との連携、福祉サービスの活用など他の施策との連携が必要である。 		

1 指定管理者の公募の前に、大まかな施設の管理運営方針、業務範囲、リスク分担等を「実施方針」として公表し、広く意見・提案を求める、いわゆる「市場調査」のこと。

2 発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネージャーが、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

番 号	11	
部課かい名	下水道河川部 下水道河川建設課	
事 業 名	公共下水道整備事業（雨水整備）	
平成24年度決算額	1,029,834千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策上、雨水整備は重要な課題であり、限られた予算、職員体制の中で着実に進捗していることは評価できる。今後も浸水箇所の軽減に向け、整備事業を充実させていくことを期待する。 ・企業会計制度を導入することで、工事の早期発注や工事の遅滞解消に結びついたとのことであるが、その成果は示された指標では読み取れない。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ場を含めた雨水管の全体計画が不明なので、年度ごとの整備目標値の位置付けが理解しにくい。 ・目標値の算定根拠と市民の現状のリスクの程度が把握しにくい。中期計画に対する進捗等の表記に工夫が必要である。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計積算、現場管理、補償交渉の一部は委託されており、民間活力を活用した一定の効率的な事業運営がされていると評価できる。今後、雨水管整備の委託も検討すべきである。 ・専門性の高い業務を担うベテラン職員が減少する中、難易度に配慮し、民間事業者へ委託することで事業を展開している。今後は、その専門技術やノウハウを若手職員が吸収し、効率的・効果的な事業展開を期待する。 ・事業費については積算基準に基づき適切に執行されていると評価する。 ・毎年度多額の繰越が発生しているのは問題であり、年度内に予算を執行するよう改善するべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の役割は発注と工程管理、予算管理であり、民間に作業を委託する上で、行政は管理能力を持つ必要があることから、職員の専門知識・技術を高める取り組みが急がれる。個別業務の過大な委託は管理能力の低下につながるため、長期的な計画と人身体制が必要である。 ・所属職員数に変更がない中、アウトソーシングによるコスト増と委託内容は適切と考えられるのか。 ・企業会計制度は、民間並みの会計結果を示すことで他の民間事業者の参入促進や利用者への料金内訳の説明などを目的としているはずであり、事業の閉鎖性を打ち破る材料に用いられるべきである。 ・下水道の維持管理整備に係る予算80億円を大切に効率よく使用・管理することが必要である。 		

番 号	12	
部課かい名	経済部 産業振興課	
事 業 名	中小企業経営安定支援事業	
平成24年度決算額	1,142,456千円 (うち預託金: 1,103,935千円)	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の安定した経営基盤の整備は、市としても優先度の高い事業であり、市制度の利用状況は経済情勢により変化するが、一定の融資利用件数があることは評価できる。 ・中小企業、創業者の経営診断、経営相談の利用件数は、目標値より少なく、制度の周知とともに、キメ細かい実施手法の検討が必要である。 ・工業技術見本市等においても支援した事業者の満足度も確認しており、今後も安定した経営基盤の整備に向けて充実させていくことを期待する。 ・制度融資については、行政と金融機関との協調・連携を密にし、貸出の回転をよくするとともに、多くの事業者が迅速に利用できるようにする事が大切である。 ・制度融資が市の産業や雇用に活性化して、最終的に市の経済面でどの程度の効果をもたらしているかが問題である。コストの面のみ強調するのではなく、いかにベネフィットを生んでいるのかを議論すべきである。 ・各種指標はあくまで行政が主体的にコントロールできるものでもない。行政は、商工会議所や金融機関等との連携により補完的な役割を果たすべきものと考えるが、現状の地道な施策は継続してもらいたい。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の目的は、活力ある(成長性のある)中小企業の増加と雇用・消費・税収の増加にある。行政としては企業進出や企業活動のより有利なインフラの整備と社員住環境の整備が本質的な役割のはずである。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談、市制度融資において、ノウハウを持つ機関(商工会議所、金融機関)と連携・協力のもと民間活力を活用し、効果的に事業が実施できている。さらにボランティアの協力により限られた人員で事業を実施していることは評価できる。 ・人工は非常勤嘱託職員の活用等の見直しにより大幅に減っており評価できる。 ・事業費は金融機関への預託がほとんどであり、適切な融資が行われている。しかし、利子補給、信用保証料補助の財源は一般財源であり、補助利率、補助機関の変更については、他市の動向も踏まえ慎重に対応すべきである。 ・福祉と産業振興を合わせたソーシャルビジネスの展開や市民活動を軸に展開されてきた地域通貨との連動、創業者及びベンチャーの育成(財源、店舗借用、創業者、PR等の支援)など、既存の中小企業振興に加えた視点への政策転換を検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度融資利用者に信用保証協会の信用保証を付けてもらうことにより市が資金回収不能となるリスクは回避されていると評価できる。 ・市内の対象となる中小企業の増減、規模別推移を他市と比べた時の課題と中小企業のニーズ把握を常に行い、独自の取組に期待する。 		

番 号	13	
部課かい名	経済部 産業振興課	
事 業 名	商店街の魅力とにぎわい創出事業	
平成24年度決算額	17,286千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わい創出事業においては、事業手法の工夫により新たな取り組みも生まれており、来店者の憩いの場やまち全体の活性化などに寄与しているものと評価できる。 ・商店街が活性することで市民のさまざまな面で生活意欲を高めるものと大いに評価する。 ・補助金に頼る体質にならないように、事業評価を公正に行って、次年度につながる発展的な取り組みとしてもらいたい。 ・指標目標である「販売促進事業・にぎわい創出事業の補助件数」が年を追って増えており、市民にとって必要かつ求めているものと思われる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「魅力」や「賑わい」の定義、また、それらに関する効果の測定がなければ、評価自体を行う材料が揃っていないと考えられる。 ・目標として補助件数を設定しており、定量的評価が難しい面もあるが、対象事業の具体的な効果測定を行わないと、継続することは困難と考えられる。 ・しっかりと事業を進めているかチェック機能を強化する必要がある。 	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら投資し、商売を行って収益をあげ、それを再投資する商業・商店街の「基本」に立ちかえるべきであり、公共的な役割を求めるのであれば、それぞれの事業ごとに、その内容や実施手法、効果などについて検討すべきである。 ・空き店舗活用については、地域福祉を担う公的サービス提供事業者の活用など、庁内の横断的な連携の中で今後の事業方針を定めるべきである。 ・外出が出来ない高齢者を対象したコミュニティビジネスの展開など商店街等が地域課題の解決の担い手の一つになっているという事実は、今後の市のあり方を考えるうえで大変意味のあるものであり、さらにいろいろな検討を加えていくべきである。 ・地域で活動する市民活動団体や地域コミュニティと連携して、高齢者のみならず子育て世代や障がいのある人が参加できるように賑わい創出事業の展開を期待する。 ・賑わい創出事業においては、制度の運用変更により人工が増加したが、同業種組合や商業者グループの利用も可能とするなど、その実施価値があると評価する。 ・中小企業庁や県、商工会、各種団体からの補助金の活用も積極的に行うべきである。 ・補助率について、がんばった商業者が、より多く報われるようなインセンティブの仕組みが必要である。 ・補助金を活用した事業の成果目標、波及効果の「見える化」を図ってもらいたい。 ・補助金頼りの事業が多く見受けられ、補助率の低減、補助金廃止後に自立できるのか、経過の段階でプロセスチェックしていく必要がある。 ・販売促進事業は、魅力の創造という点で新しい顧客の獲得が必要と思われるので、補助条件の見直しなどが図られることを期待する。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果が大事であり、各事業の効果を測定する指標がないと、実施主体の最適化について評価することは難しい。 ・さらなる周知により広く市民の参加を促すことが重要かと思われる。 ・補助対象を、商店街等の団体とするのか、個店・事業主・者とするのかといった一定の政策的な判断が必要である。 ・審査・支援を行う職員の力量形成、もしくは専門機関等の連携による支援が必要である。 	

番 号	14	
部課かい名	経済部 雇用労働課	
事 業 名	勤労者福祉事業	
平成24年度決算額	176,844千円	
評価の結果	事業の方向性（評価意見数）	実施手法の改善の有無
	現状維持（2） 縮小（2）	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者の経済的負担の軽減を図る住宅・教育資金利子補給について、一定の利用件数があり、目標達成に向け順調に展開できていると評価できる。 ・生活対策資金融資貸付について、融資対象の拡充に努めるなど効果を高める取り組みは評価できる。 ・勤労者福祉事業については、対象を他の公的・私的な制度が利用できない又は利用しにくい方に絞り、補充実施すべきものであり、制度存続の必要性は感じるが、弱者救済制度としては限定的運用に留めるべきである。 ・住宅資金利子補給制度は、40年近くも前に始まった制度であるが、非正規雇用が30%を越す状況では、対象自体が大きく変化してきており、借り入れできる人々は限られており、こうした特定層に行政から年1500万円の利子補給をする必要性は薄れているものとする。 ・住宅・教育資金利子補給については、制度の見直しを検討すべきである。 ・住宅・教育資金利子補給については、関係機関と連携・協力し、さらなる制度の充実・利用率向上にむけた周知を検討すべきである。 <p>【他の主なコメント】</p>	
	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湘南勤労者福祉サービスセンター事業について、勤労者の福利厚生の実施に向け、広域的に関係機関と連携・協力し効果的に実施できていると評価できる。また、他業務の改善と合わせ人工についても見直しを実施したことは評価できる。 ・ノウハウを持つ金融機関、湘南勤労者福祉サービスセンター等、民間活力を活用した効率的な事業が行われていると評価できる。 ・湘南勤労者福祉サービスセンターへの参画による事業効果は評価するが、これまでの預託事業と比べ、一般財源の負担が増すことが懸念される。 ・福祉行政全体との整合性を図りながら、限られた予算の運用において、整理と再構築が必要である。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所における従業員の福利厚生の実施に向け、湘南勤労者福祉サービスセンター事業については、広域的な事業として充実させていくことを期待する。 ・新たな貧困層の発生も社会問題化しているため、公共福祉の役割を再検討すべきである。 		

番 号	15	
部課かい名	企画部 情報推進課	
事 業 名	情報システム最適化の推進	
平成24年度決算額	335,583千円	
評価の結果	事業の方向性	実施手法の改善の有無
	現状維持	あり
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	事業の目標達成状況等について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の最適化事業は、計画どおり事業が進捗しており、目標を達成している。また、システム構築についてもサーバー数や電源容量の削減等、設備面での適正化が着実に進んでいるものと判断する。 ・第1次システムにおいて、少人数及びシステムエンジニア経験の少ない職員体制で計画通りに本格稼働させたことは評価できる。 ・第2次、第3次分のプロポーザルにあたり、仕様決定のために外部業者からの情報収集とそれに基づく仕様の見直しを行ったことは、今後の運用面での改善につながるものであり、評価できる。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、1次システムのバグ対策や、2次3次の打合せ等、担当課と各部局との打合せ等による現場での構築会議等への配慮が必要である。 ・システムの完成に向けては事業者の協力はもとより関係する職員の知識、技能の向上を進める必要がある。 ・行政から出される情報は常に正確性と安全性が強く求められるのでシステム構築に当たっては安全性が保たれることを第1義にして開発すべきである。 	
総合計画審議会・行政改革推進委員会委員コメント	実施主体の最適化、適正な人員・事業費について	
	<p>【評価コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構築、機器導入、運用までを民間事業者に一括委託したこと、また、プロジェクト管理を専門のコンサルタントに委託し、時代の変化に伴う法改正などへの対応も可能にしたことは、効果的かつ効率的な行政運営の視点から大きく評価できる。 ・第1次分の稼働後に要員数の見直しによる人工削減など、システム開発・稼働の段階に合わせた職員数の見直し、各担当課との連携、各担当課職員への研修参加の促しなどがよく考えられており、実施体制・人員は適正であると判断する。 ・事業費の増加を抑制するための取り組みは行われているものの、結果的には費用が増えている。今後の経費節減を期待する。 <p>【他の主なコメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理の面で、他自治体との比較等を十分に行っていく必要性を感じる。 ・1次のバグ対策や2次3次の調整に関わる人材の育成を考えると、人工増も視野に入れた検討が必要ではないか。情報システム運用体制の最適化を考えると、利用部署の職員研修と併せて、緊急時に支援するためのエキスパート職員（直営または委託）を情報推進課に常駐させる必要がある。 ・パッケージシステムであっても人事異動等に伴う適切な研修は必要であり、マニュアル整備などのコストも考慮すべきである。 	

平成25年度

総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

ページ

1	下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業	28
2	子どもの安全を守る都市の推進	34
3	教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	38
4	がん検診事業	44
5	放射線調査対策事業	50
6	都市防災推進事業	56
7	景観計画推進事業	62
8	市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	66
9	柳島キャンプ場の管理運営事業	72
10	借上型市営住宅の整備	78
11	公共下水道整備事業(雨水整備)	82
12	中小企業経営安定支援事業	86
13	商店街の魅力とにぎわい創出事業	92
14	勤労者福祉事業	98
15	情報システム最適化の推進	102

平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	下寺尾遺跡群(七堂伽藍跡・高座郡衙)保存整備事業	部課かい名	教育推進部 社会教育課
-----	--------------------------	-------	-------------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念 施策目標	1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとつづくり 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と文化財保護を推進する	政策目標 施策の方向性	2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち 5 文化財の保護・活用
②事業の目標・目的	古代の役所と寺院及び関連する遺跡が確認されている官衙遺跡 ^{*1} として国から高い評価を得ている下寺尾遺跡群を、市を代表する重要遺跡として、後世に継承しながら広く公開活用するとともに、地域資源として観光やまちづくりに利活用していくことを目的とする。			
③対象	市民（国民）			
④事業手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input type="checkbox"/> その他の民間活用（ ）			
⑤事業内容	<p>七堂伽藍跡（しちどうがらんあと）並びに高座郡衙（たかくらぐんが）を国の史跡に指定し、保存を図り後世に継承していくとともに、本遺跡を広く公開活用できる形での整備を進めるため、主に次の事項に取り組んでいる。</p> <p>【取り組み事項】</p> <p>①史跡における確認調査の継続実施 ②高座郡衙（北陵高校地点）における取扱い協議の実施 ③本遺跡に対する公開普及事業の実施（主催事業、講師派遣対応。年3～4回） ④平成26年度の国史跡指定に向けた史跡申請（具申）手続き ⑤平成27年度以降に史跡指定範囲の公有地化に着手 ⑥本遺跡群の保存整備に関する方針の作成</p> <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】</p> <p>遺跡保存については、史跡指定による手続きが国主導になることから新しい公共による事業の実施については困難性が高いが、将来的な公開活用においては、国民の財産としての視点を広く取り入れながら、地域住民と協働して進めていく。</p> <p>市民との協働により事業が進められているちがさき丸ことふるさと発見博物館事業と連携し、本遺跡群を都市資源の一つとして位置づけ、まち歩きを行うなどの取り組みを行っている。</p> <p>発掘調査や出土品整理などの作業の一部は、文化・スポーツ振興財団や民間の専門業者に委託している。</p> <p>本事業は、国及び県より補助を得ながら実施している。</p> <p>【これまでの経緯】</p> <p>昭和32年 「七堂伽藍跡」記念碑建立 昭和53年 茅ヶ崎市史編纂に伴う第1次確認調査の実施 平成 7年 香川・下寺尾特定土地区画整理事業に伴う調査を開始（平成14年まで実施） 平成 9年 『下寺尾寺院跡の研究』の刊行 平成11年 区画整理事業調査地点より木簡・漆紙文書が出土 平成12年 七堂伽藍跡の詳細確認調査を開始（平成22年まで実施） 平成14年 西方遺跡（北陵高校地点）で高座郡衙が発見される。（高校建て直し計画の見直し） 平成14年 小出川河川改修関連調査を開始（平成20年まで実施） 平成19年 七堂伽藍跡の伽藍区画を確認 平成20年 小出川河川改修地点で船着き場を確認 平成20年 文化財保護審議会の専門員会として下寺尾七堂伽藍跡等調査検討委員会を設置 平成21年 七堂伽藍跡の主要建物（金堂）を確認 平成22年 七堂伽藍跡の主要建物（講堂・仏堂）を確認 平成24年 シンポジウムの開催・報告書『下寺尾官衙遺跡群の調査』の刊行</p>			
⑥事業の期間	開始	平成12年	終了	未定
⑦根拠法令・関係個別計画等	文化財保護法、教育基本計画、教育基本計画実施計画			
⑧添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	1 位置図 2 調査地点図 3 推定復元図		

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
当初予算額	9,185	8,220	14,108	5,705	
決算額	8,703	7,994	13,023		
財源内訳	国・県支出金	5,709	5,588	6,985	
	地方債	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	2,994	2,406	6,038	
所属職員数(人)※	5	5	5	5	
事業実施に係る人工(人)※	0.34	0.48	0.58	0.56	
事業費及び人工増減等の理由		現地における確認調査が終了したため予算減少。報告書作成に伴う出土品整理作業の増加により担当職員の従事量が増えたため人工が増加。	調査報告書作成のため予算増額。報告書作成及び関係機関協議の業務増加により従事職員を増やしたため、人工が増加。	報告書刊行完了にともない予算減少。	

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	事業の進捗状況 遺跡保存に必要な指定に向けての準備が進んでいるかを測ります。	成果	目標値	資料準備 確認調査	資料準備 出土品整理	資料準備 報告書作成	指定手続、検討委員会の開催
			実績値	第16次調査の実施	出土品整理	報告書の刊行	—
2	調査検討委員会の開催 調査保存に関する有識者からの知見を活用する体制ができてきているかを測ります。	活動	目標値	3回	3回	3回	3回
			実績値	3回	3回	3回	—
3	公開活用事業 遺跡の内容についての理解を深める機会の確保ができてきているかを測ります。	活動	目標値	3回	3回	3回	4回
			実績値	2回 (約230人参加)	3回 (約320人参加)	4回 (約470人参加)	—
4	関係部局との協議 保存整備を進めるにあたっての関係者との連携がとられているかを測ります。	活動	目標値	4回	4回	5回	5回
			実績値	2回	5回	7回	—
5			目標値				
			実績値				—
指標変動理由							

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下寺尾官衙遺跡群の遺跡内容の周知を目的として、これまでの調査成果をもとに、初めてシンポジウムを開催した。シンポジウムは7月15・16日の2日間の日程で開催し、記念講演に加え、4本の基調報告と5本の講演を行い、その後、講師をパネラーとしたパネルディスカッションを実施し、本遺跡群に関する議論が活発に行われ、両日で約400名の参加があった。このほか、文化資料館主催の遺跡探訪に約35名、北陵高校PTAからの依頼を受けた講座に約20名の参加があった。 ・本遺跡群の史跡指定申請に必要な調査成果に関する報告書「下寺尾官衙遺跡群の調査」を刊行した(333ページ、300部)。この報告書では、郡衙、郡衙周辺寺院、船着き場、祭祀場など遺跡群として構成される内容について記述し、本遺跡群に対する評価を行っている。この報告書については、市内外の関係機関等を中心に配布致します。 ・市民との協働により事業が進められているちがさき丸ごと発見博物館事業と連携し、本遺跡群をテーマの一つとしたまち歩きを実施し、約15名の参加があった。
-------------------------------	---

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

- ・文化財保護審議会及び審議会の専門委員会である下寺尾七堂伽藍跡等調査検討委員会より、本遺跡群については、確認された内容が複数の要素を持つ遺跡群であると評価され、国指定に向けた資料の蓄積と手続きを進めてほしい旨の意見を頂いている。
- ・教育基本計画審議会からは、予定通りの事業の推進を望む旨の知見を頂いている。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

自己評価
<p>事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】</p> <p>史跡指定に向けた準備については、確認調査および出土品整理の実施を経て報告書の作成・刊行ができ、指定申請（具申）に向け、着実に進捗している。また、本遺跡群の公開活用については、シンポジウム（2日間：約400名）、北陵高校PTAよりの依頼に基づく歴史講座（1回：約20名）、文化資料館主催の遺跡探訪（1回：約35名）、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館でのまち歩き（1回：約15名）などを開催して多くの参加を得ており、市民の本遺跡群に対する関心は増加している。</p> <p>実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】</p> <p>【視点(3)- 】 確認調査の実施にあたっては、調査は市教育委員会が主体者として実施しているが、発掘調査や資料整理作業の一部について、文化・スポーツ振興財団や民間の支援業者に委託することで業務の効率化を図っている。 調査保存に関しては、有識者の指導助言を得るために調査委員会を設置し、適宜意見を頂きながら進めている。</p> <p>【視点(3)- 】 調査事業や整理作業、報告書の作成においては、専門性を有する職員を中心として効率よく事業を進めている。</p> <p>【視点(3)- 】 事業に係る費用については、国および県からの補助を得ながら、適正な費用で効率を上げて行っている。</p>

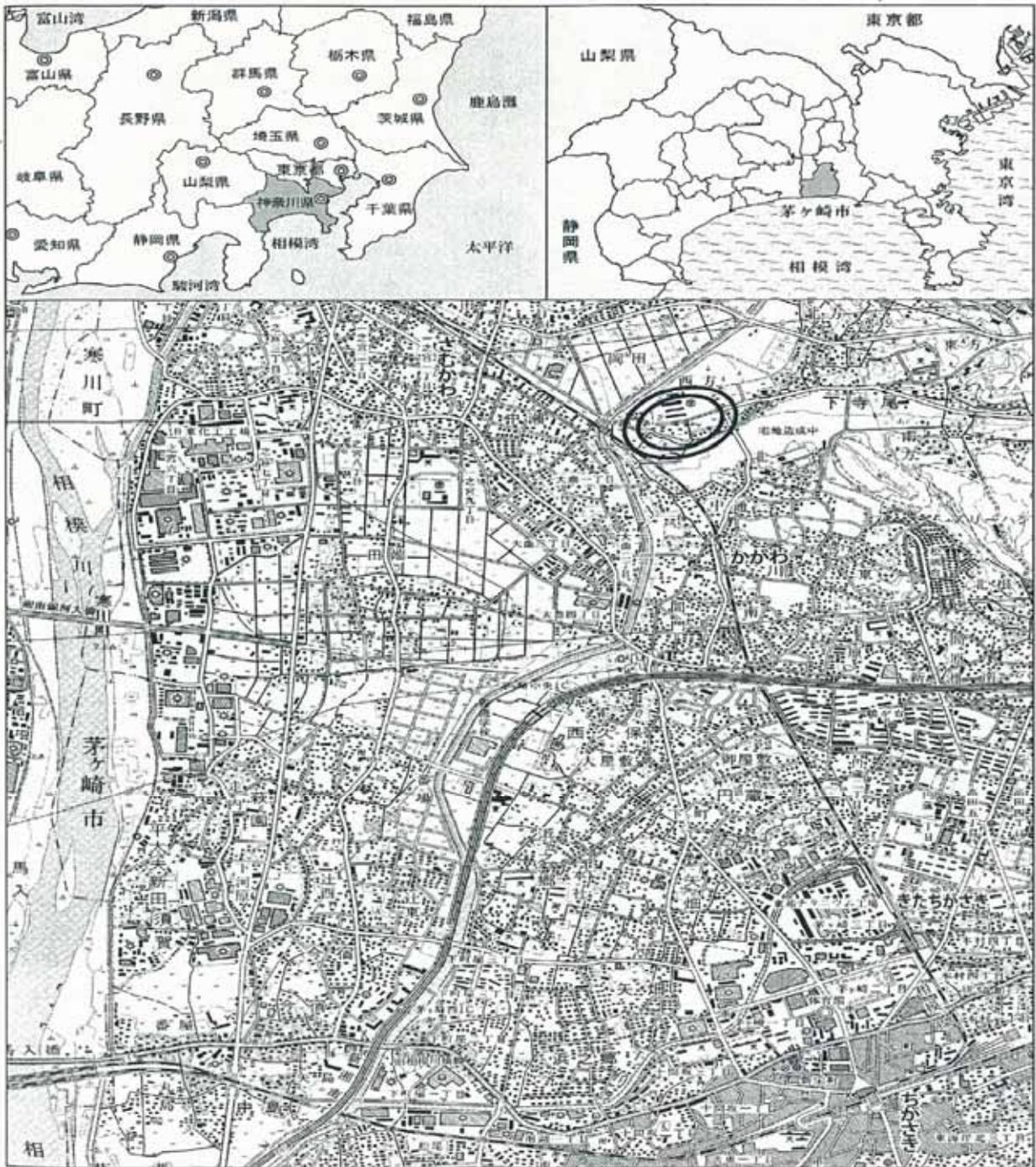
<p>課題認識と解決への考え方</p>	<p>①保存整備を進めるに際して史跡地内に位置する県立高校の取扱いが課題。そのため、県関係者との十分な協議を行いながら進めていく必要がある。</p> <p>②遺跡の保存整備についての理解を深めていく必要がある。</p> <p>③遺跡の利活用については、地域住民をはじめとする市民の意向をいかに反映させながら、進めるかが課題。これらに対しては、市民より様々な場面で意見を求めながら、公開活用事業を市民と協働して進めていく必要がある。</p> <p>④史跡域内における開発工事等に対する対応が課題。これに対しては、文化財保護法に基づき現状変更に対する指導を行うとともに、まちづくりの観点も加え適正な指導を行っていく必要がある。</p>
<p>平成25年度以降の具体的な取り組み</p>	<p>①県立高校の取扱いについては、県との協議を綿密に行っていく。</p> <p>②国史跡指定に向けた関係者説明および申請手続き</p> <p>②保存整備に向けた基本的な考え方の作成、および基本計画の策定</p> <p>②地権者の同意を得ながら指定地内の公有地化</p> <p>②③市民を中心に組織された「もっと知りたい下寺尾官衙遺跡群フォーラム」実行委員会が企画する複数のフォーラムについて後援を行っていく。</p> <p>③遺跡の内容を広く知らしめるための公開活用事業の実施</p> <p>③関連資料の調査研究を進め、成果を広く公開する。</p> <p>④域内における開発工事等に対し、本遺跡群の重要性を伝え適正な対応をとるようする行政指導を行う。</p>

※1 官衙遺跡（かんがいせき）

官衙とは「役所」のことで、古代律令時代には地方において統治機関として地方官衙が整備されていた。地方の国には国府が、郡には郡衙などが置かれていた。郡衙には、政務の中心となる郡庁（ぐんちょう）や税を納める正倉（しょうそう）、宿泊施設としての館（たち）、役人への給食を行う厨（くりや）などが設置されていた。官衙遺跡とは、こうした役所及び関連施設の跡が残る遺跡のことを総称している。

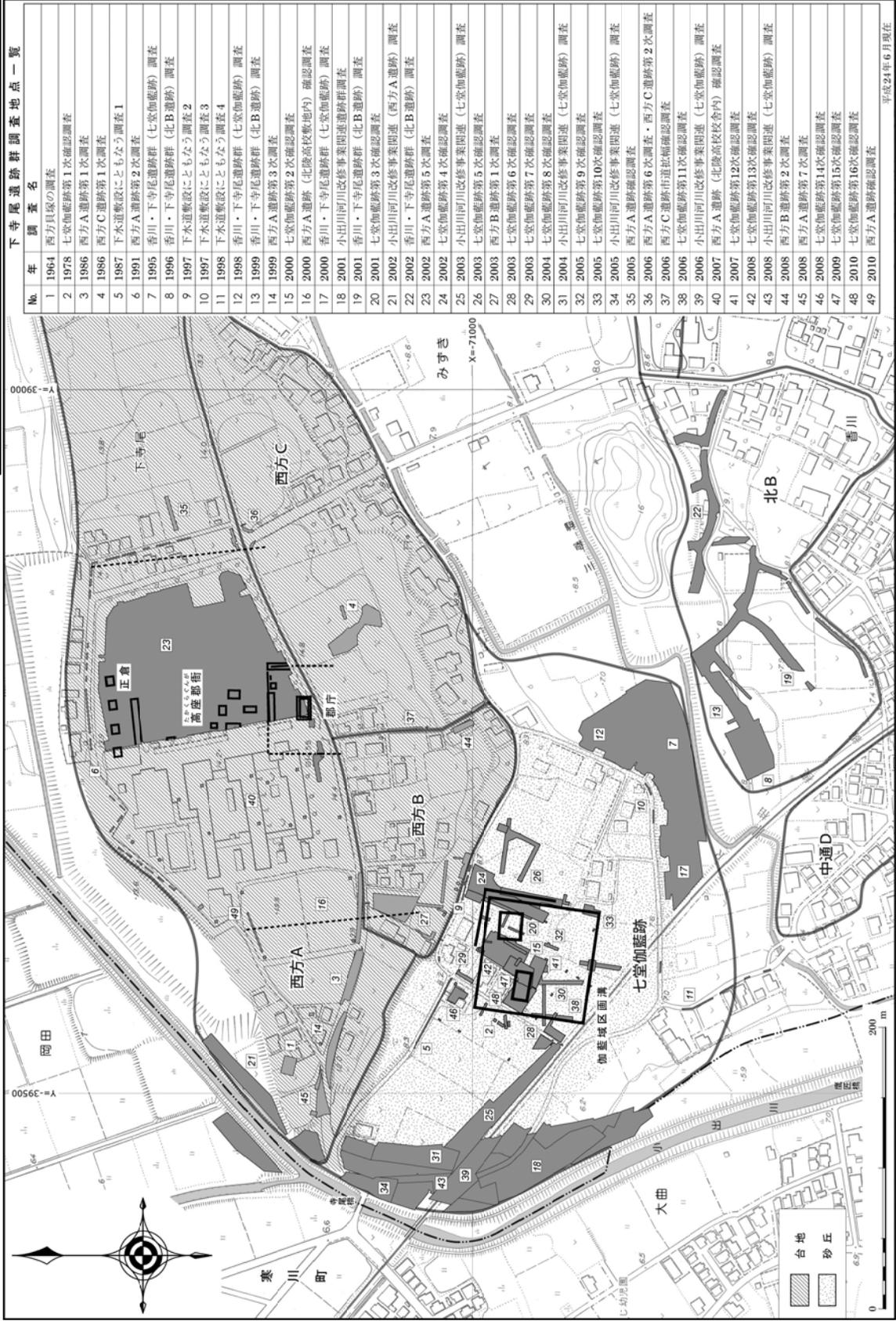
下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業
社会教育課
資料1

位置図



下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡・高座郡衙）保存整備事業
 社会教育課
 資料 2

調査地点図



下寺尾遺跡群調査地点一覧

№	年	調査名
1	1964	西方貝塚の調査
2	1978	七堂伽藍跡第1次確認調査
3	1986	西方A遺跡第1次調査
4	1986	西方C遺跡第1次調査
5	1987	下水道敷設にともなう調査1
6	1991	西方A遺跡第2次調査
7	1995	香川・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡）調査
8	1996	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査
9	1997	下水道敷設にともなう調査2
10	1997	下水道敷設にともなう調査3
11	1998	下水道敷設にともなう調査4
12	1998	香川・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡）調査
13	1999	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査
14	1999	西方A遺跡第3次調査
15	2000	西方A遺跡第2次確認調査
16	2000	西方A遺跡（北陸高校敷地内）確認調査
17	2000	香川・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡）調査
18	2001	小出川河川改修事業関連遺跡群調査
19	2001	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査
20	2001	七堂伽藍跡第3次確認調査
21	2002	小出川河川改修事業関連（西方A遺跡）調査
22	2002	香川・下寺尾遺跡群（北B遺跡）調査
23	2002	西方A遺跡第5次調査
24	2002	七堂伽藍跡第4次確認調査
25	2003	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
26	2003	七堂伽藍跡第5次確認調査
27	2003	西方B遺跡第1次調査
28	2003	七堂伽藍跡第6次確認調査
29	2003	七堂伽藍跡第7次確認調査
30	2004	七堂伽藍跡第8次確認調査
31	2004	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
32	2005	七堂伽藍跡第9次確認調査
33	2005	七堂伽藍跡第10次確認調査
34	2005	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
35	2005	西方A遺跡第6次調査
36	2006	西方A遺跡第6次調査・西方C遺跡第2次調査
37	2006	西方C遺跡市道拡張幅確認調査
38	2006	七堂伽藍跡第11次確認調査
39	2006	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
40	2007	西方A遺跡（北陸高校敷地内）確認調査
41	2007	七堂伽藍跡第12次確認調査
42	2008	七堂伽藍跡第13次確認調査
43	2008	小出川河川改修事業関連（七堂伽藍跡）調査
44	2008	西方B遺跡第2次調査
45	2008	西方A遺跡第7次調査
46	2008	七堂伽藍跡第14次確認調査
47	2009	七堂伽藍跡第15次確認調査
48	2010	七堂伽藍跡第16次確認調査
49	2010	西方A遺跡確認調査

推定復元図



平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	子どもの安全を守る都市の推進	部課かい名	教育推進部 青少年課
-----	----------------	-------	------------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念	1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとつづくり	政策目標	2 次世代をはぐくむ教育力に富んだまち
	施策目標	06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育てる	施策の方向性	1 青少年育成の推進
②事業の目標・目的	青少年が巻き込まれる様々な事故や事件が多数発生している状況下、青少年を事故や犯罪等から守り、健全な青少年の育成が推進されるよう施策を進める。			
③対象	青少年			
④事業手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input checked="" type="checkbox"/> その他の民間活用（協力事業）			
⑤事業内容	<p>青少年を事故や犯罪等から守り、健全な青少年の育成が推進されるよう施策を進めるため、地域と行政の連携・協働のもと、主に次の事項に取り組んでいる。</p> <p>【取り組み事項】</p> <p>①市民への啓発活動のため、子どもの安全を守る街頭キャンペーンを年2回実施。5月は行政を中心に、11月は青少年育成団体、警察、行政において、茅ヶ崎駅前ペDESTリアンデッキ周辺で、青少年健全育成のメッセージを添えたティッシュを配布。 （22年度：3,300個、23年度：3,200個、24年度：3,439個）</p> <p>②青少年育成推進協議会（各19小学校区で組織）の子どもの見守り等の取り組み支援のため「こども110番の家ステッカー」「パトロール腕章」「みんなで守ろう子どもの安全のぼり旗」を配布。（24年度より、一部隔年購入により配付数の調整）</p> <p>③市内公立小学校、市内私立小学校及び県立養護学校の新1年生全児童に防犯ブザーを配付。 （22年度：2,500個、23年度：2,340個、24年度：2,420個）</p> <p>④市、市職員における総合的な取り組み (1)児童、生徒の長期休み明け（年3回） 支障のない範囲での職員の「パトロール腕章」が着用し、通勤時の見守り活動の実施、防災無線での子どもの見守りの呼びかけの実施 (2)子どもの安全を守るキャンペーン期間（5月・11月） 市広報紙、市ホームページ、庁内放送での子どもの見守りの呼びかけの実施 (3)一部公用車における「みんなで守ろう子どもの安全」マグネットステッカーのボディへの貼付</p> <p>⑤市内小・中学校の児童、生徒を主に対象としたインターネット有害情報（悪質な書き込み）の監視を実施することで、学校と連携し、個人等を誹謗中傷した書き込みや個人情報の流出モラルに反した書き込み等に対し、サイト管理者への削除依頼や学校での生徒指導等に役立っている。</p> <p>⑥市内を営業等で巡回する民間企業と連携し、青少年の見守りや緊急時の通報等の協力を得ている。</p> <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】</p> <p>・地域において、青少年を事故や犯罪等から守り、健全な青少年の育成を推進するため、市内19小学校区に組織され、子どもたちの見守り活動等に取り組んでいる「青少年育成推進連絡協議会」と定期的に連絡調整を行い、地域活動が効果的に進められるよう連携を図っている。</p> <p>・子どもの安全啓発物品の管理、配布等については、毎年の配布状況を検証し、更に効率的な物品管理に努めている。</p> <p>【これまでの経過】</p> <p>平成 9年 「こども110番の家ステッカー」の地域への配布開始 平成16年 茅ヶ崎市が「子どもの安全を守る都市宣言」（平成16年5月30日）を行う。 宣言文『子どもは社会の宝、未来への希望です。かけがえのない子どもたちが、明るく健やかに育つことは私たち市民の願いです。子どもの安全をおびやかす行為をなくすことを目的に、茅ヶ崎市は、すべての市民の協力のもとに家庭・地域・学校などがお互いに連携を深め、子どもの安全を守るまちづくりをすすめるため、ここに「子どもの安全を守る都市」を宣言します。』</p> <p>平成16年 街頭キャンペーン開始、及び「防犯ブザー」「パトロール腕章」「みんなで守ろう子どもの安全のぼり旗」の地域への配布開始 平成19年 防犯ジャンパーの地域配付 平成19年 防災無線の呼びかけ、職員の腕章の着用開始 平成20年 市広報紙、市ホームページでの呼びかけ開始 平成21年 インターネット有害情報監視事業、庁内放送での呼びかけ開始</p>			
⑥事業の期間	開始	平成9年	終了	未定
⑦根拠法令・関係個別計画等	子どもの安全を守る都市宣言、教育基本計画、教育基本計画実施計画			
⑧添付資料	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	4,752	4,294	4,341	1,500
決算額	4,340	4,012	3,833	
財源内訳	国・県支出金	2,898	2,825	2,802
	地方債			
	その他			
	一般財源	1,442	1,187	1,031
所属職員数(人)※	10	10	10	10
事業実施に係る人工(人)※	0.19	0.25	0.19	0.19
事業費及び人工増減等の理由	職員数には、青少年会館2名、海岸青少年会館2名が含まれており、本庁青少年課の従事職員は5名。(25年度まで同様)	決算額の減は、主にインターネット監視員が2か月間、1人体制だった。人工は、正職員1名が、育児休暇を取得し、任期付職員の負担が大きかったため。	決算額の減は、啓発物品の一部を隔年購入に切り替えることで全体の事業費の縮減を行った。	予算額は、第2次実施計画策定に伴いインターネット有害情報監視事業を別事業として設定したこと、及び啓発物品購入数の見直しにより、減額。

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名 指標設定の考え方	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	子どもの安全を守る取り組みに係る支援学区数	活動	目標値	18学区	19学区	19学区	19学区
	市内の各小学校区での取り組み状況を測ります。		実績値	18学区	19学区	19学区	—
2	子どもの安全を守る街頭キャンペーン	活動	目標値	年間2回	年間2回	年間2回	年間2回
	青少年関係団体等と行政との連携、協働した取り組み状況を測ります。		実績値	年間2回	年間2回	年間2回	—
3	市、市職員における子どもの安全を守る取り組みに係る総合的な取り組み	活動	目標値	年間5回	年間5回	年間5回	年間5回
	行政における取組状況を測ります。		実績値	年間5回	年間5回	年間5回	—
4	インターネット有害情報監視事業に係るサイト検索件数(25年度より)	活動	目標値	4,500件/月	4,500件/月	4,500件/月	5,000件/月
	サイト検索の取り組み状況を測ります。		実績値	4,073件/月	4,330件/月	3,855件/月	—
5			目標値				
			実績値				—
指標変動理由					指標1 平成23年4月に新たに汐見台小学校が開校し学区が増加。	指標4 フェイスブック、ライン等の利用頻度が高くなり、検索にヒットしにくくなっている。	指標4 第2次実施計画では別事業として実施

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

各学区の青少年育成推進協議会会長の出席する会議(青少年育成推進連絡会議)の議題において、子どもの見守り安全パトロールの状況や「こども110番の家ステッカー」の19学区利用状況について、情報交換、協議等を行い、その意見を反映し、今まで使用していた「こども110番の家ステッカー」に、ラミネート加工したものを加え耐久性を向上させるとともに、貼る場合、吊るす場合など使用方法に合わせることをできるようにした。
また、青少年の問題行動についても意見交換を行う中で、イベント開催時の飲酒問題等への対応について学区間で連携が図られた。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

- ①平成24年度第1回青少年問題協議会で、違法ドラックの危険性を市民へ周知する必要性について指摘があり、自治会を通し全戸にチラシを回覧した。
 ②教育基本計画審議会では、特に意見等はなかった。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input checked="" type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

地域の子どもの見守り、事故発生の未然防止については、青少年育成団体、学校等と連携や協議、情報交換を継続していく中で、子どもの見守りや事件・事故に対する予防等の活動目標を概ね達成し、一定の成果がでていると認識している。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【評価の視点(3)-①】

- ・地域(青少年育成推進協議会、青少年指導員等)の協力を得る中で取り組んでいる。
- ・市内を営業等で巡回する民間企業と連携することで、青少年の見守りや緊急時の通報等の協力を得ている。

【評価の視点(3)-②】

- ・特にインターネット有害情報監視事業においては、緊急を要する情報等への即時対応が必要であることから、直営により実施し、学校教育指導課と連携し対応することで効果的な対応ができています。なお、監視作業には専従として非常勤嘱託職員を2名雇用している。
- ・青少年健全育成の要である19小学校区ごとにある青少年育成推進協議会の代表者による年4回の会議や青少年指導員連絡協議会との月2回の割合で実施する会議の中で情報交換を行い、最新の地域情報を得ることで、状況に応じた取り組みを行い成果に結び付けている。

【評価の視点(3)-③】

- ・正職員5人定数を維持する中で、宇宙関連事業と小学校ふれあいプラザ事業の業務量が増えている状況である。その中で、インターネット有害情報監視事業を非常勤嘱託職員2名で対応し、他に非常勤嘱託職員1名が青少年課事務補助として勤務しており、子どもの安全を守る都市の推進業務については、適正な人工で実施している。

【評価の視点(3)-④】

- ・啓発物品の支援（消耗品等）については、在庫状況の把握を行う中で、24年度より一部隔年度の購入とすると共に、各啓発物品の購入数の見直しを行い、経費負担を軽減できている。また、インターネット監視業務については、勤務時間の見直しを行うことで経費負担を軽減できている。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全に関する取り組みについては、数値的な効果が分かりにくい部分があり、青少年育成団体等の関係団体からだけでなく、他の市民の意見等を聴取する必要があると考える。 ・フェイスブック、ライン等のソーシャル・ネットワークワーキング・サービスの利用頻度が高くなり、悪質な書き込み等のインターネット有害情報が検索にヒットしにくくなっている。 ・インターネット有害情報監視事業については、第2次実施計画において別事業として実施。
平成25年度以降の具体的な取り組み	<ol style="list-style-type: none"> ①今後も引き続き、青少年育成団体、学校、警察等の関係団体と連携、協働し、子どもの安全に関する活動を支援する。 ②広く市民への周知活動を行うと共に、近年、情報化が著しく進んだ社会でのインターネット有害情報監視事業等についても継続的に実施していく。 ③子どもの安全に関する取り組みについて、青少年育成推進協議会等の青少年育成団体等と協議する中で市民アンケート等の手法の検討を行う。 ④啓発物品の支援（消耗品等）については、毎年購入していたものを24年度より一部隔年度の購入とすることとしたが、事業費の縮減における事業効果の検証を行う。 ⑤市内を営業等で巡回する民間企業と市の連携協定が1社増え、青少年の見守りや緊急時の通報等の協力を得ることで、より広い視野で、子どもの見守りを推進する。

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	教育事務用パーソナルコンピューター配備事業	部課かい名	教育総務部 教育総務課
-----	-----------------------	-------	-------------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	1 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	政策目標	3 次代に向かって教育環境ゆたかなまち	
	施策目標	10 円滑に教育行政を進める	施策の方向性	2 教育行政の効率的・効果的な運営	
事業の目標・目的		学校教育事務において IT 環境を整え、事務の効率化、省力化を進め、合わせて情報セキュリティ対策を講じる。			
対象		教職員			
事業手法		直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用()			
事業内容		<p>教科指導、学校事務、学級事務、成績処理などの学校教育事務に使用するため、小学校に教育事務用パソコンを配備し、事務の効率化、省力化を進める。</p> <p>教科指導・・・児童の教科指導及び特別活動等に関わる事項 学校事務・・・校務分掌の担当者としての提案や連絡事項の伝達、各種調査及び各種報告書等 学級事務・・・学級経営、学年経営に関する事項、家庭への連絡及び名簿等の作成 成績処理・・・日頃の学習評価活動の記録、各教科の観点別評価及び評定等の作成</p> <p>・取り組み事項 ・新しい公共の視点 ・行政経営の展開の視点 ・他自治体との比較(可能な場合記入) ・これまでの経緯</p> <p>【取り組み事項】 平成24年9月1日から平成29年8月31日までの長期継続契約により、賃貸借契約を締結。教員の私物パソコンの持ち込み及び使用を禁止するとともに、悪意のあるユーザーやプログラム等によりパソコンの環境設定の変更などが行われても再起動するだけで自動的に正常な環境に復元するパソコン運用支援ソフト(瞬快¹)の導入や、パソコンの各種ポートを使用制限し、ポートを閉じて記憶媒体による情報の持ち出しを制限する情報漏えい対策ソフト(ポートシャッター²)の導入などにより、セキュリティ強化のための基盤を整備した。</p> <p>【新しい公共の視点】 学校教育法第5条により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているため、学校の管理は直営により実施している。</p> <p>【行政経営の展開の視点】 配備にあたり、機器の調達については費用負担の平準化を図るため、リース方式を採用している。リース月額については指名競争入札を実施し、事業費の適正化を図っている。より安全な環境下でのデータ管理のためセンターサーバ方式を導入し、管理は専門業者が行っている。テクニカルな質問や不具合などに対応するため、専門業者によるヘルプデスクを活用している。</p> <p>【他自治体との比較】 ・茅ヶ崎 1台/2人(資料1 各小学校におけるIT環境の整備状況) ・藤沢市 2台/1校(私物パソコンを必要に応じて認めている) ・平塚市 1台/1人 ・鎌倉市 1台/1人 ・小田原市 ほぼ1台/1人(正規職員) ・大和市 1台/1.05人</p> <p>【これまでの経緯】 平成21年度に中学校への教育事務用パソコン導入が実現し、引き続き翌年度に小学校へも導入すべく準備を進めていたが、厳しい財政事情を背景に速やかな予算化が図れず、24年度からの導入となった。</p>			
事業の期間		開始	平成24年	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等		学校教育法・教育基本計画・教育基本計画実施計画			
添付資料		あり	1 各小学校におけるIT環境の整備状況		なし

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	0	0	15,900	300,878
決算額	0	0	15,082	
財源内訳	国・県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	15,082
所属職員数(人)	9	9	9	9
事業実施に係る人工(人)	0.00	0.03	0.20	1.04
事業費及び人工増減等の理由		24年度からの導入に向けた準備事務に従事	事業開始年度につき皆増(7か月分)	第2次実施計画における事業統合により、予算額、人工ともに増加(リース分は、12か月分となり、25,856千円)

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	配備学校数	成果	目標値	0	0	19校	19校
	小学校におけるIT環境の整備状況を測ります。		実績値	0	0	19校	-
2	教育委員会内部調整会議の回数	活動	目標値	-	3回	3回	-
	円滑な導入に向けた教育委員会内部の調整状況を測ります。		実績値	-	3回	2回	-
3	機器導入時における教職員の操作及びセキュリティに関する研修の開催回数	活動	目標値	-	-	全19校個別実施	-
	セキュリティ対策がどの程度進められているかを測ります。		実績値	-	-	全19校個別実施	-
4			目標値				
			実績値				-
5			目標値				
			実績値				-
指標変動理由							

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

既に配備されている教育用パーソナルコンピューター(学年に2台ずつ配備)(学校教育指導課)との併用により、実質一人1台にできる限り近づくよう、各校への配備台数を考慮した。また、データの保存先を校内ネットワークに接続して使えるHDD(ハードディスク)ではなくセンターサーバ方式とすることで、データ破損等のリスクを低減した。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

教育基本計画審議会からの意見等は特になし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

・目標である全19小学校への配備を達成でき、事務の効率化、省力化に向けた基盤整備を行うとともに、合わせてセンターサーバー方式の導入や情報漏えい防止のためのソフトウェアの導入、機器導入時における教職員の操作及びセキュリティに関する研修などの情報セキュリティ対策を講じたことにより、電子的情報が安全に管理できるようになり、十分な成果が出ている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)- 、(3)- 】

・学校の管理は法に基づき直営で行っているが、教育事務用パソコンの配備にあたっては、センターサーバの管理及び機器の使用に関するテクニカルな質問や不具合などに対応するヘルプデスクについては、専門業者を活用している。

【視点(3)- 】

・大型の調達案件ではあったが、教育用パソコンの主管課である学校教育指導課と連携し、事前の仕様調整や運用面の整理を十分に行うことで、人員等の増を伴うことなく業務を遂行することができた。

【視点(3)- 】

・配備にあたり、機器の調達については費用負担の平準化を図るため、リース方式を採用し、リース月額については指名競争入札を実施し、事業費の適正化を図った。

・平成21年度に導入済みの中学校教育事務用パソコン(201台)の年額リース料(1台あたり)108,541円に対し、24年度導入の小学校教育事務用パソコン(320台)の年額リース料(1台あたり)は80,797円となり、スケールメリットや仕様の見直しなどにより調達単価の節減に努めることができた。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・校外への情報漏洩事故が起きないよう、ハード面と運用面との双方からの環境整備が必要。 ・小学校は学級担任制のため、教員の空き時間が児童下校後の時間帯となり、使用する時間帯が集中する。そのため、既配備の教育用パソコンとの併用も含め、調達コストに配慮しつつ、校務に支障が出ないよう配備台数を考慮する必要がある。 ・平成25年度からの第2次実施計画においては、リース料の支払いが主な業務となるため、小学校の運営・維持のための事務の中で他の業務とあわせ、効率的に実施していく。
平成25年度以降の具体的な取り組み	<p>リース期間満了まで適切な執行に努めるとともに、必要なアプリケーションソフトの精査や、教育用パソコン及び教育事務用パソコンの整理統合なども視野に入れ、次期更新における仕様や配備台数の検討を進める。</p>

1 瞬快（富士通システムズ・ウエスト社製）

悪意のあるユーザーやプログラム等によりパソコンの環境設定の変更などが行われても、再起動するだけで自動的に正常な環境に復元することができるソフトです。

例えば、直前の使用者がデスクトップをカスタマイズしても、再起動すればそれらはすべて失われ元の状態に戻るため、安心して快適に使用することが可能です。

2 ポートシャッター（富士通ソフトウェアテクノロジーズ社製）

パソコンの各種ポートを使用制限し、ポートを閉じて記憶媒体による情報の持ち出しを制限するソフトです。私物のUSBメモリーやCD-Rなどの記憶媒体を使用できなくすることで、情報漏洩事故を防ぐものです。

各小学校におけるIT環境の整備状況

配置先	校長 (人)	養護 教諭 (人)	栄養 職員 (人)	教諭等 規定数 (人)	通級 指導 教室 教諭 (人)	教育 事務用 PC 1 (台) A	教育用 PC 2 (台) B	PC計 (台)	人数計 (人) C	教育事務用 PC1台当たりの 職員数(人) C/A	教育事務用PCと 教育用PCを 併用した場合の PC1台あたりの 職員数(人) C/A+B
茅ヶ崎小学校	1	1	1	30	4	25	12	37	37	1.48	1.00
鶴嶺小学校	1	1	1	28		19	12	31	31	1.63	1.00
松林小学校	1	1	1	30		21	12	33	33	1.57	1.00
西浜小学校	1	1	1	22		13	12	25	25	1.92	1.00
小出小学校	1	1	1	16		8	12	20	19	2.38	0.95
松浪小学校	1	1	1	33		24	12	36	36	1.50	1.00
梅田小学校	1	1	1	33	4	28	12	40	40	1.43	1.00
香川小学校	1	1	1	37		28	12	40	40	1.43	1.00
浜須賀小学校	1	1	1	30		21	12	33	33	1.57	1.00
鶴が台小学校	1	1	1	14	4	10	12	22	21	2.10	0.95
柳島小学校	1	1	1	28		19	12	31	31	1.63	1.00
小和田小学校	1	1		27		17	12	29	29	1.71	1.00
円蔵小学校	1	1		19		9	12	21	21	2.33	1.00
今宿小学校	1	1		23		13	12	25	25	1.92	1.00
室田小学校	1	1	1	24		15	12	27	27	1.80	1.00
東海岸小学校	1	1	1	26		17	12	29	29	1.71	1.00
浜之郷小学校	1	1	1	22		13	12	25	25	1.92	1.00
緑が浜小学校	1	1	1	17		9	12	21	20	2.22	0.95
汐見台小学校	1	1	1	16		9	12	21	19	2.11	0.90
学校給食共同調理場			2			2		2	2	1.00	1.00
合計	19	19	18			320	228	548	543	1.70	0.99

注釈

- 1 「教育事務用PC」…学校教育事務に使用するために配備した教育事務用パーソナルコンピューター(ノート型パソコン)
- 2 「教育用PC」…学校教育指導課において学年に2台(各校計12台)ずつ配備している教育用パーソナルコンピューター(ノート型パソコン)

「教育事務用パーソナルコンピュータ配備事業」の事業費比較

第1次実施計画（24年度決算）

教育事務用パーソナルコンピュータ配備事業	決算額（千円）
14 使用料及び賃借料	
教育事務用パソコンリース料(9月から5の7か月分)	15,082
合計	15,082

2つの事業を1つに統合

第2次実施計画（25年度予算）

小学校の運営・維持のための事務	決算額（千円）
08-01 報償費	2,199
10-01 交際費	85
11-01 消耗品費	79,021
11-02 燃料費	2,180
11-03 食糧費	258
11-04 印刷製本費	2,512
11-05 光熱水費	158,203
11-09 飼料費	329
12-01 通信運搬費	5,107
12-03 手数料	4,241
13-01 委託料	3,015
14-01 使用料及び賃借料	
電話・ファクス・コピー機・印刷機等のリース料	4,998
18-01 備品購入費	929
19-01 負担金補助及び交付金	18
合計	263,095

小学校の運営・維持のための事務	予算額（千円）
08-01 報償費	2,278
09-02 普通旅費	100
10-01 交際費	100
11-01 消耗品費	83,347
11-02 燃料費	1,992
11-03 食糧費	262
11-04 印刷製本費	3,258
11-05 光熱水費	163,917
11-09 飼料費	378
12-01 通信運搬費	5,138
12-03 手数料	4,380
13-01 委託料	3,255
14-01 使用料及び賃借料	
電話・ファクス・コピー機・印刷機等のリース料	5,403
教育事務用パソコンリース料(4月から5の12か月分)	25,856
18-01 備品購入費	1,166
19-01 負担金補助及び交付金	48
合計	300,878

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	がん検診事業	部課かい名	保健福祉部 保健福祉課
-----	--------	-------	-------------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	2 いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	政策目標	5 共に見守り支え合いすこやかに暮らせるまち
	施策目標	16 健康と自立した生活を支え合える地域の仕組みをつくる	施策の方向性	1 各種検診の受診率の向上
事業の目標・目的	日本人の死因第1位であるがんの予防・早期発見・早期治療を目指した取り組みを進め、がんによる死亡率の減少を目的とする。			
対象	市民			
事業手法	直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用 ()			
事業内容	<p>厚生労働省健康局長通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」に基づき、有効性が確立している5種類（胃・大腸・肺・乳房・子宮）のがん検診を実施している。</p> <p>診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要である。</p> <p>がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図る。</p> <p>【取り組み事項】 40歳以上の市民に対し、がん検診受診券の一齐送付を実施。 がん推進事業（大腸・乳房・子宮）対象者に対し、無料クーポン券の個別通知を実施。 広報紙やホームページ等を活用した周知・啓発の実施。 検診方法は、検診車利用の集団検診と医療機関で直接受診する施設検診を実施。 集団検診については、1回の検診で複数のがん検診が受けられるように設定した。 対象者には、各検診共に年1回受診を勧奨した。 乳がん検診マンモグラフィは40歳以上の偶数年齢に限定、30代及び40歳以上奇数年齢は視触診のみとしている。</p> <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】 ・市が実施する市民対象のアンケート調査を活用し、現在の通知方法や周知方法が妥当であるか、検診の受診行動につながらない理由や検診に対する意識の確認のために調査を実施した。 ・施設検診における大腸及び肺がん検診については、健康診査との同時実施ができる体制を取ることにより受診率向上に努めた。</p> <p>【他自治体との比較】 資料1参照 神奈川県内各市の胃がん検診受診率経年状況（国立がんセンター情報より出典）</p> <p>【これまでの経緯】 ・昭和50年代に国の補助事業とされ、胃がん・子宮がん検診を実施、昭和54年からは胃・大腸・乳房・子宮がんの集団検診を開始。 ・平成10年度から一般財源化、各検診の対象を40歳以上としていたが、乳がん及び子宮がん検診については、30歳以上とし、子宮がん検診はその後も段階的に年齢引き下げを行い、平成17年度から20歳以上としている。</p>			
事業の期間	開始	昭和50年代	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等	健康増進法、がん対策基本法、がん対策推進計画（24.6改正）、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針			
添付資料	あり	資料1 神奈川県内各市胃がん検診受診率経年状況及び茅ヶ崎市がん検診年度別受診率の推移		
	なし	資料2 県モデル事業記者発表資料		

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	389,942	399,837	399,872	377,824
決算額	358,803	365,134	373,498	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	358,803	365,134	373,498
所属職員数(人)	7	7	7	7
事業実施に係る人工(人)	1.51	1.52	1.25	1.55
事業費及び人工増減等の理由	事業費について実績に基づき算出を行い、執行した。	事業費について実績に基づき算出を行い、執行した。	人工について集団検診担当が他の事業を新規に担当したため、業務量に変化があった。	人工について25年4月採用職員が、新たに集団がん検診を担当するため、業務割合が増加している。

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	指標設定の考え方		実績値				
1	胃がん検診受診率	成果	目標値	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%
	他のがん検診に比べて受診率が低いと、受診率の向上が図られているかを測ります。		実績値	11.5%	11.1%	11.7%	-
2	乳がん検診(マンモグラフィ)を実施する医療機関の拡大	成果	目標値	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所
	乳がん検診は視触診とマンモグラフィ検査併用とされるため、マンモグラフィ検査対応医療機関の確保が図られているかを測ります。		実績値	1カ所	3カ所	3カ所	-
3	集団検診における胃がん検診受診者数	成果	目標値	700人	900人	1,028人	1,049人
	年間の集団検診受診者実数		実績値	609人	687人	941人	-
4	施設検診における胃がん検診受診者数	成果	目標値	6,800人	7,730人	7,300人	7,000人
	年間の施設検診受診者実数		実績値	6,977人	6,798人	6,948人	-
5	集団検診における胃がん検診実施回数	活動	目標値	11回	11回	13回	16回
	検診実施回数が適正に図られているかを測定します。		実績値	10回	11回	13回	-
指標変動理由				指標1、3、5 3/11の震災発生により、3/12の集団検診を中止。特定健康診査実施時期(6,7,8月)の受診数が伸びた。	指標1,2,3,4 マンモグラフィ可能医療機関確保ができた。震災後、4月及び5月の2ヶ月間は集団検診申し込みが少なかった。	指標1,3,5 集団検診回数増により集団検診受診数が伸びた。	指標1,2,3,5 マンモグラフィ可能医療機関確保ができた。集団検診実施回数増により、受け入れ数増。

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館で実施されている子育て広場を利用している子育て世代の女性に対して、乳房及び子宮がん検診についての周知・啓発を実施。 ・県のモデル事業を活用し、乳がん検診におけるクーポン券送付者に対するコールリコールと意識調査の実施。 ・茅ヶ崎市の乳がん検診体制やマンモグラフィ検査を含む乳がん検診実施医療機関の確保に向け、茅ヶ崎医師会乳がん担当理事と定期的に話し合いを実施。
-------------------------------	---

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

附属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

- ・計画目標数値の胃がん検診受診率は、15%に至っていないが、24年度に検診実施回数を11回から13回へ増やしたことにより、胃がん検診受診率は11.7%の上昇していることに加え、集団検診及び施設検診における受診数は増えた。
- ・大腸がん検診は、健康診査との同時実施を行っているため、その受診者に合わせて例年と同数程度の受診率が確保された。
- ・経年の受診数から徐々にではあるが、受診者数の増加が見られており、取り組みの効果はあると考える。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)-、(3)-、(3)-、(3)-】

- ・委託機関として、集団検診は県内の2検診機関、施設検診は市民のかかりつけ医ともなっている茅ヶ崎市医師会等を活用しており、市の検診内容に積極的に協力いただいております。集団検診回数の拡大、マンモグラフィ検査可能数の拡大が可能となった。
- ・集団検診は、同日で複数のがん検診を受けることができるように内容を設定するとともに、市民の便宜を図り土曜日実施日と平日実施の体制を進めた。
- ・施設検診については、4月当初から2月末まで受診可能であり、年度当初に40歳以上の市民全員に対し受診券の送付を行った。
- ・胃がん検診の自己負担金が集団検診と施設検診では差があるため、集団検診利用の希望が多い。また、申し込み状況は、受診券の一斉送付直後に殺到する等の時期的な偏りがあり、検診1回あたりの定員以上の申し込みがあった場合にはお断りをした。

課題認識と解決への考え方	<p>集団検診における胃がん検診実施回数。 誤嚥の危険性があるとして、75歳以上の高齢者に対するバリウム検診を実施しない医療機関がある。 40歳以上市民に一斉送付する検診受診券と無料クーポン券対象者に送付するクーポン券の送付時期が異なるため、クーポン券の活用がされにくい。 乳がん及び子宮がん検診については、40歳以上市民へ受診券を送付することにより周知及び勧奨をしているが、20代及び30代市民については、広報及びホームページでの周知だけとなっている。 乳がん検診は、視触診とマンモグラフィの併用検診とされており、視触診のみの件数は受診者と見なされない状況であるが、視触診の希望も多い現状がある。 人間ドック等で検診を受けている方の把握ができないため、正しい受診率を求めにくい。 各市の状況を参考にしつつ自己負担金額を設定しているが、集団検診と施設検診の自己負担金額に差があるため、集団検診への希望が多くなるが、対応できない場合もある。</p>
平成25年度以降の具体的な取り組み	<p>集団検診実施回数を13回から16回に増やす。 国においても、集団検診における胃がん検診内容（バリウム検査）の検討がされていることから、国の動きを注視すると共に各市及び学会等の情報収集に努める。 40歳以上市民へ受診券の一斉送付する時期に合わせた無料クーポン券送付を実施。 若い世代（20代及び30代）、子育て世代に対する周知・啓発を積極的に進めるため、理美容協会で実施する研修の場や職域連携会議等で企業に対して情報提供をすることに加え、地域や公民館等で実施されている場所に出向くなど、効率的効果的周知方法の検討をする。 集団検診での乳がん検診については、指針に基づく40歳以上の偶数年齢者のみを対象として、視触診とマンモグラフィ併用検診を実施。30代及び40歳以上の奇数年齢者や視触診のみを希望する市民については、施設検診の対象とする。 一斉送付する通知内に、市の検診に対する受診意向アンケートを同封する等、市以外の検診利用者を把握する方法を検討する。 自己負担金額については、検診内容の検討と共に、各市の状況もさらに確認しつつ適正金額の設定を図る。</p>

1 神奈川県内各市町村における胃がん検診の経年受診率状況(国立がんセンターがん情報より出典)

市町村名	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
神奈川県	6.73	8.18	7.67	8.05	7.65
横浜市	4.72	6.23	6.44	5.94	6.26
川崎市	6.57	8.39	7.10	14.74	12.63
相模原市	9.18	11.55	10.92	8.11	7.43
横須賀市	13.69	15.22	11.67	13.58	12.68
平塚市	4.76	4.52	4.70	4.38	4.05
鎌倉市	9.13	10.69	13.06	11.11	7.43
藤沢市	8.06	9.40	6.86	2.83	2.98
小田原市	4.72	5.07	4.10	3.36	3.32
茅ヶ崎市	11.41	13.12	13.47	12.08	11.69
逗子市	7.99	7.72	6.80	9.28	9.04
三浦市	4.32	5.09	4.55	5.52	5.08
秦野市	8.63	9.95	9.54	10.77	10.56
厚木市	9.48	11.54	11.35	10.44	10.42
大和市	6.23	7.93	7.16	5.26	4.90
伊勢原市	6.07	7.25	6.85	7.17	7.00
海老名市	6.89	6.69	6.40	6.55	5.94
座間市	5.41	5.40	5.16	5.36	5.01
南足柄市	8.50	6.96	6.11	7.13	7.51
綾瀬市	4.12	4.73	4.14	4.31	3.63
葉山町	10.65	12.00	10.23	9.67	10.55
寒川町	6.17	7.45	6.85	7.51	6.81
大磯町	5.64	4.79	2.93	2.48	2.62
二宮町	2.40	2.81	2.63	3.14	3.11
中井町	13.04	14.47	14.51	14.01	12.78
大井町	8.22	10.25	8.92	11.71	8.56
松田町	9.10	10.43	10.46	9.20	10.22
山北町	9.53	9.94	10.31	10.46	10.88
開成町	9.18	11.99	11.44	12.74	11.78
箱根町	9.76	12.59	13.04	12.52	14.47
真鶴町	6.38	6.41	6.88	7.60	6.27
湯河原町	4.14	4.89	4.05	3.80	3.99
愛川町	18.49	22.25	20.44	17.39	16.77
清川村	17.18	17.93	17.48	17.48	18.29

2 茅ヶ崎市がん検診年度別受診状況

		24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
胃がん (40歳以上)	対象者数	67,444	68,227	65,735	65,725	64,640
	受診者数	7,889	7,485	7,586	7,920	8,133
	受診率	11.7%	11.0%	11.5%	12.1%	12.6%
肺がん (40歳以上)	対象者数	67,444	68,227	65,735	65,725	64,640
	受診者数	28,412	27,725	27,836	27,535	27,633
	受診率	42.1%	40.6%	42.3%	41.9%	42.7%
大腸がん (40歳以上)	対象者数	67,444	68,227	65,735	65,725	64,640
	受診者数	27,296	26,681	26,267	26,487	26,521
	受診率	40.5%	39.1%	40.0%	40.3%	41.0%
乳房がん (30歳以上)	対象者数	30,384	30,595	29,624	30,030	29,540
	受診者数	6,857	6,613	6,803	6,947	6,233
	受診率	22.6%	21.6%	23.0%	23.1%	21.1%
子宮がん (20歳以上)	対象者数	34,411	34,647	33,782	34,230	33,915
	受診者数	6,414	5,790	6,255	6,149	5,206
	受診率	18.6%	16.7%	18.5%	18.0%	15.4%

* 各検診の対象者数は、県就業構造基本調査結果に基づく県高齢者保健福祉課算定の率を活用し、対象年齢人口に対し、40歳以上の男性は35%、女性は65%、30歳以上の女性及び20歳以上の女性はそれぞれ35%と設定している。

茅ヶ崎市記者発表資料
平成25年4月25日
保健福祉部保健福祉課 課長 杉田司
電話0467(82)1111内線3229

神奈川県内初

がん検診受診率向上のモデル事業を実施しました

茅ヶ崎市は、神奈川県及びアフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)と連携し、神奈川県内初の取り組みとして「がん検診受診率向上モデル事業」を実施しました。

「がん検診受診率向上モデル事業」は24年度の「がん検診(乳がん)無料クーポン券送付対象者」のうち45歳・50歳・55歳・60歳の女性約6,000名に「意識調査アンケート」と「乳がん検診啓発リーフレット」を送付し、受診勧奨と意識調査を実施したものです。

本市では、今回のモデル事業の効果検証を踏まえ、今後のがん検診事業における効果的な受診率向上に活かしたいと考えています。

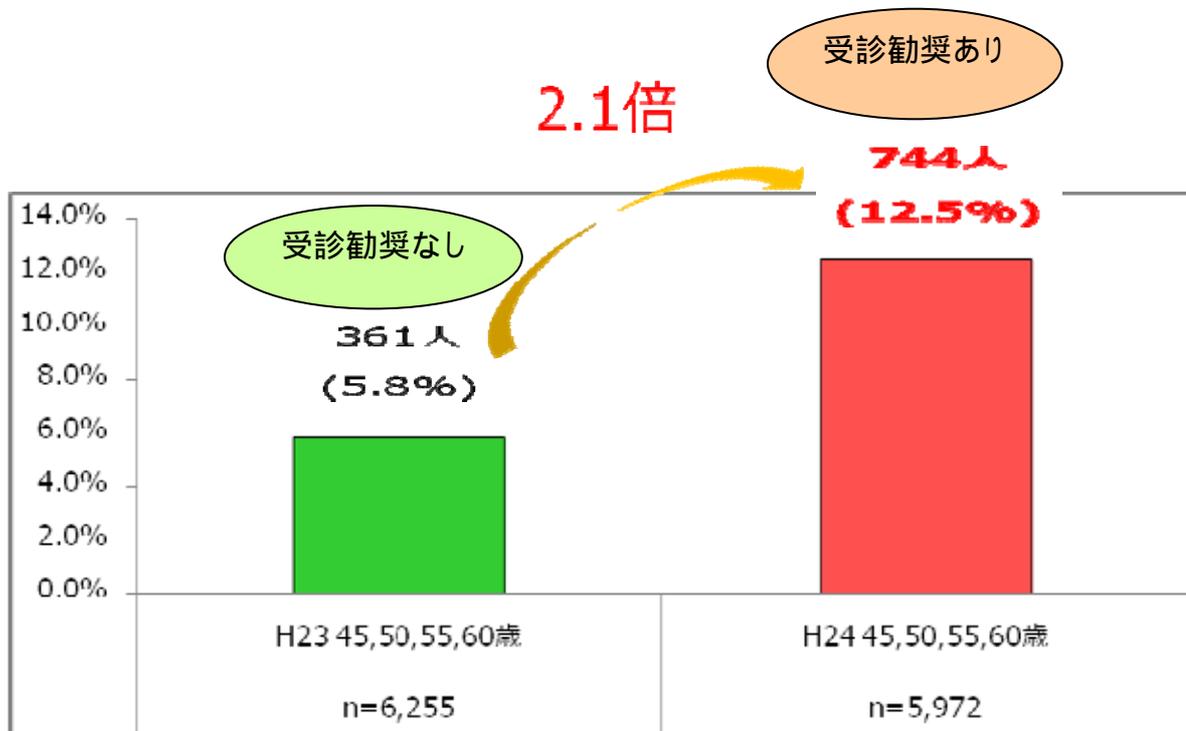
神奈川県とアフラックは、平成22年1月に「がんの予防・早期発見を推進するための連携・協力に関する包括協定」を締結し、相互に連携してがん検診の受診促進に取り組んでおり、当協定に基づき受診率の一層の向上を図るため、茅ヶ崎市において、がん検診の受診勧奨を行うモデル事業を実施することとなりました。

がん検診受診率向上モデル事業の概要

- 1 目的** 本市で実施しているがん検診事業のうち特に受診率が低い「乳がん検診」の受診率を向上させるため、神奈川県が募集した「がん検診受診率向上モデル事業」に応募し、その検証結果を今後の受診率向上に役立てるものです。
- 2 期間** 平成24年6月～平成25年3月
意識調査の実施期間は、平成24年9月10日～28日
調査等は、株式会社キャンサーズキャンがアフラックから受託して実施
- 3 対象者数** 約6,000名(女性)

4 検証結果

「無料クーポン券送付」だけでなく「受診勧奨」も実施した結果、昨年度の同年齢層の受診者数と比較すると約2倍に伸びており、「受診勧奨」は受診率向上に大きな効果があることが判明しました。



乳がん検診について、自己負担額だけでなく「本来の検診価格」と「市の補助額」を明示した方が、受診意欲が高まる傾向がありました。

「本来の検診価格」と「市の補助額」の明示の有効性

乳がんにかかることを心配している方ほど、乳がん検診受診率が高い傾向がありました。

がんのり患リスク・重大性に関する情報の重要性

検診でがんが見つかるのが不安と思っている方ほど、乳がん検診受診率が低い傾向がありました。

検診の有効性に関する情報の重要性

検診が痛いと思っている方ほど、乳がん検診受診率が低い傾向がありました。

正確な検診内容の明示の必要性

5 今後の方向性

市民のみなさまへは、がんの早期発見・早期治療につながる「がん検診」のメリットをより強調して伝えていきます。

6 その他

本件は、本日、神奈川県も同じ内容の発表をしています。

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	放射線調査対策事業	部課かい名	環境部 環境保全課
-----	-----------	-------	-----------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	3 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	政策目標	7 環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	
	施策目標	2 4 快適で安全な生活環境を守る	施策の方向性	3 環境衛生の向上	
事業の目標・目的		大気中に放出された放射能に対する市民の不安を解消し、市民の安全と健康の確保を目的とする。			
対象		市民			
事業手法		直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用（ ）			
事業内容		<p>福島第一原子力発電所事故に起因する放射能に対する市民の不安を解消するため、優先的に学校等の放射線量を調査する市の取り組み方針に基づき、主に次の事項に取り組んでいる。</p> <p>【取り組み事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の放射線量の測定（年 2 回）及び除染 2 放射線測定器の貸出（随時） 3 食品放射能の測定（流通品及び市民持込み品） <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】</p> <p>災害対応のため緊急的に実施した事業であり、公共施設における空間放射線量の測定を迅速かつ効率的に実施するため、委託方式ではなく直営で実施。また、食品放射能測定については、非常勤嘱託職員を活用して測定を実施するとともに、相談の受付や結果公表、測定機器の購入については市民相談課が行うなど、他課と連携・協力のもと実施。</p> <p>【他自治体の状況】</p> <p>平塚市：小中学校、幼稚園、保育園、公園で年 1 回測定（実施は各課の判断）。食品は公立保育園、小中学校の給食を検査。市民向けの測定器の貸し出しは継続。</p> <p>藤沢市：13 地区の小中学校、保育園、幼稚園、公園各 1 か所を毎月 1 回測定。食品は保育園や学校の給食食材について検査。市民向けの測定器の貸し出しは継続。</p> <p>【これまでの経過】</p> <p>平成 23 年 1 1 月 茅ヶ崎市放射線関係対策会議及び放射線対策作業部会の設立 国の対応方針を受けた放射線量調査・測定に関する市の取り組み方針の策定</p> <p>平成 23 年 1 2 月 公共施設の放射線量の測定を実施 各施設において、6 分野（雨どい・植栽の根本・壁面・砂場など）ごとに 1 か所ずつ測定（371 施設中 15 施設 15 か所で除染）</p> <p>平成 24 年 1 月 放射線量計の貸出開始</p> <p>平成 24 年 3 月 食品放射能測定（市民持込み品）の開始</p> <p>平成 24 年 4 月 食品放射能測定（流通品）の開始</p> <p>平成 24 年 6 月 公共施設の放射線量の測定を実施 6 分野で測定し、基準超過のあった分野について、施設内の同分野を測定（378 施設中 12 施設 39 か所で除染）</p> <p>平成 24 年 1 2 月 公共施設の放射線量の測定を実施 放射線量が高い傾向の 3 分野（雨どい・雨水側溝・水のたまりやすい箇所）に絞り測定（376 施設中 0 施設）</p>			
事業の期間		開始	平成 23 年 1 1 月	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等		当面の福島県以外の地域における周辺放射線量の高い箇所への対応方針（平成 23 年 10 月 21 日内閣府、文部科学省、環境省）、消費者安全法			
添付資料		あり	資料 1 公共施設の放射線測定状況 資料 2 放射線測定器の貸出、食品放射能測定、苦情相談件数の状況		
		なし			

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	-	0	2,329	1,113
決算額	-	4,319	2,290	
財源内訳	国・県支出金	-	0	0
	地方債	-	0	0
	その他	-	0	0
	一般財源	-	4,319	2,290
所属職員数(人)	10	10	10	11
事業実施に係る人工(人)	-	0.79	0.79	0.40
事業費及び人工増減等の理由	平成23年3月11日東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生	11月補正予算主に放射線測定器の購入費(貸出用15台、調査測定用5台)	主に食品放射能測定員2名(非常勤嘱託職員)の人件費	食品放射能測定員(2名1名)食品放射能測定持込み件数の減少による人工の減

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	茅ヶ崎市放射線関係対策会議、茅ヶ崎市放射線対策作業部会の開催回数 放射線等に対する市民の安全と健康を確保するための協議・連絡体制がととのっているかを測る。	活動	目標値	-	-	4回	2回
			実績値	-	6回	6回	-
2	放射線測定器貸出窓口開設日数 市民の放射線に対する不安を解消できる体制となっているかを測る。	活動	目標値	-	-	245日	244日
			実績値	-	87日	245日	-
3	食品放射能測定窓口開設日数 市民の食品放射能に対する不安を解消できる体制となっているかを測る。	活動	目標値	-	-	245日	244日
			実績値	-	19日	245日	-
4	市公共施設放射線量測定回数 放射線等に対する市民の安全確保及び不安解消のための調査・分析が行われているかを測る。	活動	目標値	-	-	2回	1回
			実績値	-	1回	2回	-
5			目標値				
			実績値				
指標変動理由					No2 1月開始。(3月までは、土日祝祭日も窓口開設) No3 3月開始。	No1 空間放射線量の測定分野の変更、東京電力に対する損害賠償についての審議、報告の実施。	No1 空間放射線量の測定箇所・頻度の縮小。

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項	食品放射能測定については、市民持ち込み食品の測定に加え、消費流通している食材のうち、保育園、小学校の給食で使用される食材と同じ食材を中心に測定を実施。 測定結果については、県保健福祉事務所・市民相談課と協力・連携し、迅速な市民公表を実施。市ホームページ上での公表に加え、インターネット環境にない市民に配慮し、市役所、公民館などの公共施設に測定結果のファイルを配架。
-------------------------------	---

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

附属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1), (2)】

【視点(1)】

空間放射線量の測定について、過去の調査結果を分析し、除染基準を超える傾向の高い分野に絞り重点的に測定するとともに、ホームページ等で随時最新の測定結果や除染箇所などを公表することで、放射能に対する市民の安全の確保及び不安を解消・軽減することができている。（放射能に関する苦情及び相談件数：平成24年度：12件、平成23年度：153件）

食品放射能測定についても、市民の持ち込み品だけでなく市内流通品の測定も行い、市民の食品に対する不安を解消・軽減できている。（平成24年度：食品測定件数347件中放射性物質検出件数6件うち基準超過0件）

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- , (3)- , (3)- , (3)- 】

【視点(3)- , 】

公共施設の放射線量の測定については、緊急かつ多地点での測定が要求されるため、施設管理者が直営で実施することで、効果的な事業推進ができている。

【視点(3)- 】

放射能事故直後は市民意識の高まりにより業務量が増加したが、相談受付や測定結果の公表などを市民相談課で実施するなど業務分担を実施するや非常勤嘱託職員を活用することで、適正な人員体制で取り組みができている。

【視点(3)- 】

放射能測定に関する市民ニーズに応えるため、これまでに測定器の購入（20台）と食品放射能測定員（2名）の雇用を行なうことで、空間放射能測定や食品放射能測定において迅速かつ適切な対応をすることができ、測定に関する環境整備の面において適正な事業費で実施できている。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定器の貸出については、月平均8件と相談件数等が減少しており、いつまで実施するか課題であるが、放射能に対する市民の不安がある限り、測定体制及び機器の貸出体制は継続する必要がある。 福島原子力発電所事故に起因する測定機器の購入費や人件費等については、本市が負担すべきものでないため、東京電力に対し損害賠償請求を行う。
平成25年度以降の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 放射線測定器の貸し出しを引き続き実施する。 公共施設の空間放射線量の測定は、空間放射線量が安定しているため、小中学校において年1回実施する。 食品放射能測定は、相談数が減少していることから、人員体制を見直し、非常勤嘱託職員1名で実施。

公共施設の放射能測定状況

1回目 平成23年度 平成23年12月測定

測定施設数 371箇所

測定箇所	除染判定基準超過施設数	空間放射線量
雨どい	6箇所	最高値 0.60 $\mu\text{S}/\text{h}$
雨水側溝	5箇所	最高値 0.33 $\mu\text{S}/\text{h}$
水のたまりやすいところ	2箇所	最高値 0.34 $\mu\text{S}/\text{h}$
植物の根元	2箇所	最高値 0.49 $\mu\text{S}/\text{h}$
合計	15箇所	

2回目 平成24年度 平成24年6月測定

測定施設数 378箇所

測定箇所	除染判定基準超過施設数	空間放射線量
雨どい	29箇所	最高値 0.79 $\mu\text{S}/\text{h}$
雨水側溝	9箇所	最高値 0.32 $\mu\text{S}/\text{h}$
水のたまりやすいところ	1箇所	最高値 0.25 $\mu\text{S}/\text{h}$
合計	39箇所	

3回目 平成24年度 平成24年12月測定

測定施設数 376箇所

測定箇所	除染判定基準超過施設数	空間放射線量
雨どい	0箇所	最高値 0.20 $\mu\text{S}/\text{h}$
雨水側溝	0箇所	最高値 0.18 $\mu\text{S}/\text{h}$
水のたまりやすいところ	0箇所	最高値 0.12 $\mu\text{S}/\text{h}$
合計	0箇所	

放射線測定器貸出、食品放射能測定、苦情相談件数の状況

1 放射線測定器貸出状況

年 月	台数	月平均台数	年度合計台数	基準超過件数					
H23年度	1月	188	108	325	42				
	2月	87							
	3月	50							
H24年度	4月	16	8	94	9				
	5月	18							
	6月	8							
	7月	12							
	8月	7							
	9月	7							
	10月	11							
	11月	1							
	12月	6							
	1月	4							
	2月	3							
	3月	1							
	H25年度	4月				2	3	6	0
		5月				4			
	総計						425	51	

2 食品放射能測定状況

年 月	件数	年度合計件数	内市民持ち込み件数	市民持ち込み件数(月平均)	市民持ち込み年度合計件数	検出件数				
H23年度	1月	-	51	-	51	-				
	2月	-		-						
	3月	51		51		51	3			
H24年度	4月	26	347	9	7	88	2			
	5月	46		21			1			
	6月	48		15			1			
	7月	28		6			0			
	8月	14		3			0			
	9月	45		10			0			
	10月	25		6			1			
	11月	26		7			0			
	12月	30		3			1			
	1月	22		8			0			
	2月	15		0			0			
	3月	22		0			0			
	H25年度	4月		21			0	1	1	0
		5月		13			1			0
	総計			432					140	9

食品の放射能で検出されたものは9件あったが、**基準超過は無し**

3 苦情相談件数 (全課の合計。市民相談課への報告件数から)

時期	件数	年度合計件数	
H23年度	第1四半期	89	153
	第2四半期	41	
	第3四半期	15	
	第4四半期	8	
H24年度	第1四半期	4	12
	第2四半期	5	
	第3四半期	2	
	第4四半期	1	
総計		165	

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	都市防災推進事業	部課かい名	都市部 都市政策課
-----	----------	-------	-----------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 0 魅力にあふれ住み続けたいまち	
	施策目標	3 7 住みやすく住み続けたいまちをつくる	施策の方向性	3 防災体制の構築	
事業の目標・目的		災害に強いまちづくりの推進に向け、まち歩き等とおして自助、共助の取り組みの啓発を行うための「防災まちづくりワークショップ」を開催し、地域住民が主体となった、持続的な防災まちづくりを推進することを目的とする。			
対象		市民（自治会・中学生）、自主防災組織、防災リーダー			
事業手法		直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用（産官学の事業連携）			
事業内容		<p>平成 20 年度に実施した「地域危険度測定調査」により、本市内には大規模な延焼クラスターが存在していることが明らかにされた。このような状況に対応し、地域住民主体の防災まちづくりを推進するため、主に次の事項に取り組んでいる。</p> <p>・取り組み事項 ・新しい公共の視点 ・行政経営の展開の視点 ・他自治体との比較（可能な場合記入） ・これまでの経緯</p> <p>【取り組み事項】 防災まちづくりワークショップの実施（3 回 / 年） 防災まちづくりシンポジウムの開催（1 回 / 年） スマートフォン、タブレット端末向け津波浸水深、火災危険度等の災害被害想定事前学習アプリ「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」のリリース</p> <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】 ・防災まちづくりワークショップは自治会と市との共催により開催 ・平成 24 年度からは、防災まちづくりワークショップは行政を中心とする運営から、地域の防災リーダーを中心とした運営となるよう、運営方法を変更 ・「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」を産官学の共同で実施。本市はデータの提供を行い、開発費用は国の消防防災科学技術研究推進制度を活用</p> <p>【これまでの経緯】 平成 20 年度 地震による地域危険度測定調査の実施 平成 21 年度 松浪地区 防災まちづくりワークショップの実施（4 回） 松浪地区 防災まちづくりシンポジウムの実施（1 回） 平成 22 年度 南湖地区 防災まちづくりワークショップ実施（4 回） 平成 23 年度 南湖・松浪地区 防災まちづくりシンポジウム開催（1 回） 浜須賀地区 防災まちづくりワークショップ実施（4 回） 平成 24 年度 浜須賀地区 防災まちづくりシンポジウム実施（1 回） 海岸地区 防災まちづくりワークショップ実施（3 回） 「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」の開発及びリリース</p>			
事業の期間		開始	平成 19 年度	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等		地域防災計画			
添付資料		あり	1 天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版について		なし

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	4,015	3,310	6,700	7,450
決算額	3,871	3,001	7,665	
財源内訳	国・県支出金	1,000		
	地方債			
	その他			
	一般財源	2,871	3,001	7,665
所属職員数(人)	8	8	8	8
事業実施に係る人工(人)	0.81	0.96	0.99	0.83
事業費及び人工増減等の理由		平成21年度のワークショップの検証を行い、実施内容の精査を行ったため減額	地域危険度測定予備調査及び「天サイ！まなぶくん茅ヶ崎版」のAndroid版の開発により増額(流用額1,118千円)	防災まちづくりワークショップの手法周知のためのDVD等の作成及び事前復興の枠組みの検討により増額

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	防災まちづくりワークショップの実施	活動	目標値	5回	3回	3回	3回
	市民の防災まちづくりに対する意識の向上に向けた取り組みの実施を測ります。		実績値	5回	4回	4回	-
2	ワークショップ等の参加人数	活動	目標値	30人	30人	30人	30人
	自助・共助の理解を持った市民の数を測ります。		実績値	37.5人	45.3人	29人	-
3			目標値				
			実績値				-
4			目標値				
			実績値				-
5			目標値				
			実績値				-
指標変動理由					指標2 東日本大震災により防災まちづくりに対する意識が高まったため		

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

- ・防災まちづくりワークショップを地域住民が中心となって運営できるよう、防災まちづくりワークショップを運営できる人材の育成に着手
- ・防災に関心を持つ人の裾野拡大を狙い、「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」を開発・リリース

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

附属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

【視点(1)、(2)】

- ・ワークショップのとりまとめと実施の支援は、予定通りに実施されている。また、ワークショップを通して、自助・共助に対する理解が深められており、地域住民を主体とした防災まちづくりに対する意識を掘り起こすことができた。
- ・平成21年にワークショップを開催した松浪地区では、ワークショップ後の展開として、自治会の取り組みとして津波一時（いっとき）避難所の設置や自治会役員宅玄関前に消火器設置等が行われており、地域独自の自助・共助の取り組みへと展開されている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)- 、(3)- 】

- ・スマートフォン、タブレット端末対応の事前学習アプリ「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」の開発にあたっては、東京大学、株式会社キャドセンター、茅ヶ崎市の産官学の協働で、東京大学が事業の発案・企画し、茅ヶ崎市は情報提供、株式会社キャドセンターがアプリケーションの開発を行い、それぞれの実施主体の特性を活かした形で実施することができた。
- ・防災まちづくり活動をより早く、より広く展開するための取り組みとして、自助・共助の側面での取り組みを促進することにより、適切な主体により事業を推進することができた。
- ・地域での自立的かつ継続的な防災まちづくり体制を確保するために、防災リーダーを中心としてワークショップの運営ができるよう、ワークショップの運営方法を変更した。

【視点(3)- 、(3)- 】

- ・「天サイ！まなぶくん 茅ヶ崎版」の開発に際しては、産官学の共同で実施することにより、開発に係る人工を抑制すると共に、本市の支出はAndroid版の環境整備に伴うものだけに抑えることができた。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ起こるかもわからない災害に対しては、スピード感を持って事前対策を行うことが必要となる。これまで1年につき1地区のペースで展開してきたが、複数地域で並行してワークショップを開催できるよう、従来の行政主導のワークショップから地域住民が中心となったワークショップの運営へと変更していく必要がある。 ・ワークショップ実施後においてもその地域の取り組みとして継続性をもたせ、かつ幅広く周知させるかが重要となる。周知（啓発）活動、フォローアップ、新たなツール等を活用し、地域の課題把握やワークショップの取り組み内容等の周知を図り、関心を持つ人の裾野拡大を図ることが重要となる。
平成25年度以降の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は湘南地区にて自治会及び自主防災組織等と連携しながら、防災まちづくりワークショップ実施すると共に、継地域住民が主体となって運営する防災まちづくりワークショッププログラムの改善を図る。 ・自治会及び自主防災組織と等と連携しながら、防災まちづくりワークショップ実施の拡大を図る。

延焼クラスター

延焼被害が起きた場合、運命を共にする建築群のことをいい、クラスター内の建物から1件でも出火し、そのまま放置したクラスター内の建物全てが消失する単位のこと

～災害を事前に学ぶためのタブレット・スマホ用アプリ～ 「天サイ!まなぶくん 茅ヶ崎版」

「天サイ!まなぶくん 茅ヶ崎版」は、茅ヶ崎市の様々な防災情報を、実際の風景に重ね合わせて確認できるアプリです。まちの危険性などをより現実に近いかたちで事前に把握することで、災害発生時にどのような行動をとったらいいのか、考えることができます。



ダウンロードは
こちらから▶▶▶

iPhone/iPad (Appstore)



Android (GooglePlay)



■ アプリで確認できる防災情報

画面の上半分には、端末のカメラ機能を通じて表示される実際の風景に防災情報が重ね合わせて表示されます。また、下半分では、地図上で防災情報を確認することができます。

ちくないつうかかくりつ
地区内通過確率



地震後の町丁目ごとの車両・人の通過のしやすさを測定したものです。確率は色分けして表示します。

しんすいしん
浸水深



津波ハザードマップで示されている浸水深を風景に重ね合わせて表示できます。

つなみいちじたいひしょよ
津波一時退避場所



最寄りの津波一時退避場所の位置を直線最短距離で表示します。(最新の退避場所は茅ヶ崎市ホームページでご確認ください。)

どうろへいそくかかくりつ
道路閉塞確率



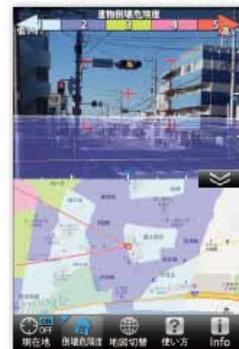
地震により、道路が塞がってしまう可能性を測定したものです。確率ごとに色分けして表示します。

かさいきけんど
火災危険度



建物が延焼する危険性を測定したものです。建物から出火し、放置した場合に、最終的に焼失する可能性がある建物のかたまりを色分けして表示します。

たてものとうかいきけんど
建物倒壊危険度



建物が倒壊する危険性を測定したものです。危険度を5つのランクに分けて、相対評価し、色分けして表示します。

◆ アプリ使用上のご注意

- 「天サイ!まなぶくん 茅ヶ崎版」は災害発生時に利用するものではなく、想定される被害を見て、災害時の行動を事前に学習するためのアプリです。
- アプリで見ることのできる情報はあくまでも想定ですので、実際の被害は想定を下回ることもあれば、上回ることもあることに留意してください。
- 「津波一時退避場所」等の最新情報は茅ヶ崎市公式ホームページに掲載していますので、あわせてご覧ください。(※アプリでご覧いただく情報は適宜、更新していきます。)

◆ 「天サイ!まなぶくん 茅ヶ崎版」の上手な使い方

- 通勤、通学、散歩など、日ごろ歩いている場所にどのような危険性が潜んでいるかを見してみる。
- 自宅から最寄りの津波一時退避場所の場所を調べ、建物倒壊危険度や火災危険度なども見ながら、安全な避難経路を探してみる。
- 登下校中に災害が発生した場合に備え、通学で使っている道路から安全な場所への避難経路を探してみる。
- 災害発生時、家族が集合する場所を話し合い、避難経路にどのような危険性があるのか見ておく。

◆ 他の手段で情報を見たいときは

アプリでご覧いただける情報は、次の冊子等でもご覧いただけます。

【浸水深】津波ハザードマップ(防災対策課)

【津波一時退避場所】津波ハンドブック(防災対策課)

【建物倒壊危険度、火災危険度、道路閉塞確率、地区内通過確率】
平成20年度 地震による地域危険度測定調査報告(都市政策課)

また、次のURLからもご覧いただけます。

【浸水深】

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/dbps_data/_material/_localhst/050bosai/010bousai/tsunamihazardmap.pdf

【津波一時退避場所】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/hinan/019332.html>

【建物倒壊危険度、火災危険度、道路閉塞確率、地区内通過確率】

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/22596/7228/index.html>

▼ お問い合わせはこちらへ

茅ヶ崎市都市政策課 TEL.0467(82)1111

▼ 「天サイ!まなぶくん」茅ヶ崎版についての問い合わせ
tensai-manabu@iis.u-tokyo.ac.jp

▼ ダウンロードはこちらから

iPhone/iPad(Appstore) Android(GooglePlay)



平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	景観計画推進事業	部課かい名	都市部 景観みどり課
-----	----------	-------	------------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 0 魅力にあふれ住み続けたいまち	
	施策目標	3 8 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する	施策の方向性	1 地域特性を生かした景観の形成	
事業の目標・目的		本市の地域特性に沿った景観形成を図るため、茅ヶ崎市景観計画で定められた景観形成の方針を市民、事業者、行政の連携により推進を図る。			
対象		市民、事業者等			
事業手法		直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用（景観、緑化計画等の専門家の活用）			
事業内容		<p>市民、事業者が主体となって行う景観まちづくりを効果的に実現することを支援するために、次に示す取り組みを行っている。</p> <p>【取組事項】 景観まちづくり審議会の運営（4回） 民間事業者が行う大規模土地利用行為、又は公共施設整備に際して、景観まちづくりアドバイザー（景観・緑化計画などの専門家）の派遣（17回） 景観まちづくり市民団体への景観まちづくりアドバイザーの派遣（1回） 景観計画の評価、改訂</p> <p>【新しい公共及び行政経営の展開の視点】 ・既に景観まちづくり活動を行っている市民団体を対象に、景観まちづくりアドバイザーを派遣し、市民が主体となって行う景観まちづくり活動を促進するため、景観まちづくりアドバイザーを派遣し、市民団体の活動 ・今後の市民が行う景観まちづくり活動の活性化に向け、景観計画改訂素案に景観まちづくり市民団体等の活動支援を景観計画改訂（素案）に位置付け ・当該行為の周辺地域との調和を効果的に行う為、大規模土地利用行為等を対象に、設計者と景観まちづくりアドバイザーとの協議を実施</p> <p>【これまでの経緯】 平成 20 年 10 月 茅ヶ崎市景観計画、茅ヶ崎市景観条例施行 平成 23 年 4 月 茅ヶ崎市景観計画の改訂（特別景観まちづくり地区の追加） 平成 24 年 2 月 景観計画前期（H20～H22）報告書の作成 平成 25 年 7 月 茅ヶ崎市景観計画の改訂（予定）</p> <p>景観まちづくりアドバイザーとの協議実績（平成 22～24 年度）</p> <p>【公共施設】 （仮称）柳島スポーツ公園整備、柳島キャンプ場再整備、中海岸複合施設整備、市役所本庁舎再整備、浜見平団地建替</p> <p>【民間施設】 浜見平複合施設整備、茅ヶ崎徳洲会総合病院建替</p> <p>【住民等の活動】松風台自治会住民協定</p> <p>景観まちづくり審議会での審議実績（平成 22～24 年度） ・景観計画の改訂、景観計画前期報告書の作成、特別景観まちづくり地区の指定（茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区、浜見平地区）、屋外広告物条例の制定、景観重要樹木の指定</p>			
事業の期間		開始	平成 20 年度	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等		景観法、茅ヶ崎市景観計画、茅ヶ崎市景観条例			
添付資料		あり	1 景観まちづくりアドバイザー名簿		
		なし			

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	1,992	1,653	1,869	3,685
決算額	693	1,237	1,869	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	693	1,237	1,869
所属職員数(人)	12	12	12	12
事業実施に係る人工(人)	0.34	0.44	0.55	0.59
事業費及び人工増減等の理由	・景観まちづくりアドバイザーが1回の派遣に留まり、不用額が生じたため	・景観まちづくりアドバイザー謝礼費の増額 ・前期報告書の作成に伴い人工が増大	・景観まちづくりアドバイザー謝礼費の増額 ・景観計画の改訂素案の作成及び大規模土地利用行為へのアドバイスの実施により人工が増大	・景観計画の改訂に伴い、印刷費を計上したため増額

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	景観まちづくり審議会の開催回数	活動	目標値	5回	5回	5回	5回
	建築計画等の改善に向けた景観まちづくり審議会での審議状況を測ります。		実績値	4回	5回	4回	-
2	景観まちづくりアドバイザーの設置	活動	目標値	8人	9人	9人	12人
	事業者、市民団体等の活動に応じた適切なアドバイザーの設置状況を測ります。		実績値	8人	9人	12人	-
3	景観まちづくりアドバイザーの派遣回数	活動	目標値	14回	14回	14回	14回
	事業者、市民団体等の活動への支援状況を測ります。		実績値	1回	11回	18回	-
4		活動	目標値				
			実績値				-
5			目標値				
			実績値				-
指標変動理由				指標1 東日本大震災の影響を受け1回中止	指標3 松風台自治会での住民協定作成に向けたアドバイザー派遣等により増加	指標2、3 浜見平地区での建築計画への対応により増加	

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりアドバイザーの派遣等により松風台自治会によるアンケート（住民協定についての可否）の実施、及び協定案の作成の支援を行い、住民協定の締結に至ることができた。 ・平成24年度より、民間事業者の行う大規模土地利用行為を対象に景観まちづくりアドバイザーの派遣を開始し、設計者等と景観まちづくりアドバイザーとで外構・建物色彩計画等について協議を進め、周囲の景観と調和したものとなるよう誘導を行った。 ・平成23年度に実施した景観計画前期報告書を踏まえ、景観計画改訂素案を作成した。
-------------------------------	--

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

審議会の評価

景観まちづくり審議会では、平成23年度に平成20～22年度実施事業の評価を行い、景観計画前期報告書として取りまとめた。前期報告書では、「まちづくりセンターの設立」以外の事業で「達成している」、又は「一部達成している」との評価を受け、併せて今後についても既に達成済みの事業であっても継続して取り組む必要がある等の意見を受けた。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

【視点(1)、(2)】

- ・審議会開催回数は、目標が達成されていない年もあるが、必要な案件の審議は滞りなく行うことができています。
- ・景観まちづくりアドバイザーは、案件の性質に対応して委嘱人数を増加すると共に、民間事業者による大規模土地利用行為もアドバイザー協議案件とすることにより、事業者と専門家との連携による地域特性に沿った景観形成を支援することができた。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)- 、(3)- 】

- ・松風台自治会住民協定の締結の支援をするために、景観まちづくりアドバイザーの派遣を行い、専門的な知見からのアドバイスを行い、地域の市民が主体となった活動の支援を行うことができた。
- ・公共施設整備や大規模土地利用行為など地域に大きく影響する行為に対して、審議会やアドバイザー等の外部の専門家との協議を設定し、地域特性に応じた計画となるよう誘導することができた。
- ・景観計画改訂素案の作成にあたっては、今後市民主体の景観まちづくりを活発化させるため、既存の市民団体の活動実態のヒアリングに基づき改訂素案を作成し、市民主体の景観まちづくりの支援を改訂素案に位置付けた。

【視点(3)- 】

- ・浜見平地区まちづくりの具体化に伴い人工が増加したが、景観まちづくりアドバイザーを活用する等して、現在の人員体制で事業を進めることができている、適切な人員体制で実施できている。

【視点(3)- 】

景観アドバイザーの派遣回数が増えており、事業費が増加しているが、事業目的を効果的に達成するために必要な事業費と考える。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体となる景観まちづくりを推進することが、景観計画に示した目標を達成するために重要であるが、現状では市民が景観まちづくりを充分意識しているとは言い難く、市民に対する景観まちづくりの周知啓発が重要となる。 ・既に景観まちづくり活動を行っている市民に対しては、その問題意識が具体的な景観まちづくりにつながるよう、景観まちづくりアドバイザーの派遣等を通して、専門的知見からのアドバイスを行う等の活動支援を継続して行っていく必要がある。
平成25年度以降の具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の中期、後期に位置づけられた市民団体の支援等の推進を図る。 ・関連事業として、市民向けの景観まちづくりの講座を市民団体との協働推進事業で実施 ・浜見平複合施設の整備等の公共施設整備や、民間事業者の大規模土地利用行為に対し、景観まちづくりアドバイザーを派遣 ・茅ヶ崎市景観計画（案）を都市計画審議会に諮問の後、改訂

景観まちづくりアドバイザー一覧

氏名	職業	専門分野	備考
うづき もりお 卯月 盛夫	早稲田大学教授	都市デザイン・まちづくり	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会会長、横浜市都市美審議会委員ほか
おかむら ゆう 岡村 祐	首都大学東京助教	景観及び観光によるまちづくり	まち景まち観フォーラム・茅ヶ崎会員ほか
かわい やすお 川合 康央	文教大学准教授	都市計画、情報学	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員、茅ヶ崎市営住宅運営審議会委員
くらもと のぼる 倉本 宣	明治大学教授	園芸・造園学、緑地学、保全生物学	茅ヶ崎市みどり審議会委員
しまだ まさふみ 島田 正文	日本大学教授	ランドスケープデザイン	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員、茅ヶ崎市みどり審議会委員
たかだ ふみこ 高田 芙美子	カラープランナー	色 彩	茅ヶ崎市景観まちづくり審議会委員、NPO 法人コレクティブハウジング社事務局長
たかはし たけし 高橋 武俊	慶應義塾大学特任助教	まちづくり・マーケティング	
とだ よしき 戸田 芳樹	株式会社戸田芳樹風景計画代表取締役	ランドスケープデザイン	東京農業大学客員教授
はせがわ ただよし 長谷川 忠好	ランドブレイン株式会社	地域計画	一級建築士
はやし かずのり 林 一則	林一則・まちと建築デザイン事務所 代表	都市デザイン、建築	首都大学東京非常勤講師、自由が丘まち並み形成委員会委員 NPO アーバンデザイン研究体理事
よしだ しんご 吉田 慎吾	武蔵野美術大学教授	色 彩	カラープランニングセンター取締役
なかの けいご 中野 慶悟	中野設計工務株式会社	建築	一級建築士

平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	市道5634号線(鶴嶺八幡宮参道)整備事業	部課かい名	建設部 道路管理課
-----	-----------------------	-------	-----------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 1 だれもが快適に過ごせるまち														
	施策目標	4 3 身近な生活道路を安全で快適にする	施策の方向性	3 だれもが利用しやすい道路空間の確保														
②事業の目標・目的		近年の自動車交通量の増加から、歩行者・自転車等の通行の安全を確保するため、既存の松並木の保全及び景観に配慮し、両側歩道の道路整備を平成24年度末までに行う。																
③対象		道路利用者																
④事業手法		<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input type="checkbox"/> その他の民間活用 ()																
⑤事業内容		<p>【取り組み事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路整備延長 740m、幅員 9.0~10.0m(車道:4.5~5.0m、歩道:2.0~3.0m・両側) 車道の舗装は、白色骨材を使用したロード舗装、歩道は透水性のインターロッキングブロックによる舗装で、景観的な配慮を実施。 本道路整備箇所は、参道(古参道)が市指定史跡、参道松並木が市天然記念物に指定されているため、その保全に配慮した整備を実施。 平成24年度末に道路整備完了。 <p>【新しい公共の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路整備の基本設計や詳細設計等の委託業務の実施に当たっては、民間企業の持つ知識と経験を活用すると共に、近隣住民・関係団体等と協議により道路整備の在り方を検討してきた。 工事の実施については、道路法では「道路管理者以外の者が、道路に関する工事等を行うことができる」規定があるが、道路に関する工事は道路管理の基本的な行為であり、道路管理者が行うことが原則とされているため、市が事業主体となり、民間企業に請負工事として発注し実施した。 <p>【行政経営の展開の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事発注については、一般競争入札により受注者を決定しており、指名競争入札に比べ受注意欲の高い企業が入札に参加していることから、受注金額は低く抑えられ事業費の削減が図られた。 <p>【これまでの経緯】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 9年度以前</td> <td>舗装整備に対する要望が多く寄せられていた</td> </tr> <tr> <td>平成 9~11年度</td> <td>境界確定作業、道路整備基本設計、立木倒木危険度調査</td> </tr> <tr> <td>平成 12年度</td> <td>鶴嶺八幡社との地上権設定契約、暫定舗装工事及び市道認定手続き</td> </tr> <tr> <td>平成 13~16年度</td> <td>道路詳細設計、下水道基本設計~実施設計</td> </tr> <tr> <td>平成 17~18年度</td> <td>埋蔵文化財調査(下水道工事に伴う)</td> </tr> <tr> <td>平成 19~24年度</td> <td>公共下水道工事(雨水・汚水整備)</td> </tr> <tr> <td>平成 21~24年度</td> <td>道路整備工事</td> </tr> </table>			平成 9年度以前	舗装整備に対する要望が多く寄せられていた	平成 9~11年度	境界確定作業、道路整備基本設計、立木倒木危険度調査	平成 12年度	鶴嶺八幡社との地上権設定契約、暫定舗装工事及び市道認定手続き	平成 13~16年度	道路詳細設計、下水道基本設計~実施設計	平成 17~18年度	埋蔵文化財調査(下水道工事に伴う)	平成 19~24年度	公共下水道工事(雨水・汚水整備)	平成 21~24年度	道路整備工事
平成 9年度以前	舗装整備に対する要望が多く寄せられていた																	
平成 9~11年度	境界確定作業、道路整備基本設計、立木倒木危険度調査																	
平成 12年度	鶴嶺八幡社との地上権設定契約、暫定舗装工事及び市道認定手続き																	
平成 13~16年度	道路詳細設計、下水道基本設計~実施設計																	
平成 17~18年度	埋蔵文化財調査(下水道工事に伴う)																	
平成 19~24年度	公共下水道工事(雨水・汚水整備)																	
平成 21~24年度	道路整備工事																	
⑥事業の期間		開始	平成9年度	終了	平成24年度													
⑦根拠法令・関係個別計画等		道路法、文化財保護法																
⑧添付資料		<input checked="" type="checkbox"/> あり 1 案内図、2 断面図、3 写真 <input type="checkbox"/> なし																

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	46,170	50,100	51,300	0
決算額	56,372	77,291	48,659	
財源内訳	国・県支出金	16,800	9,025	0
	地方債	19,000	28,500	38,500
	その他			
	一般財源	20,572	39,766	10,159
所属職員数(人)※	24	24	24	23
事業実施に係る人工(人)※	0.41	0.46	0.49	0.00
事業費及び人工増減等の理由	— ※決算額のうち40,611千円は、前年度繰越額	工事延長に比例した事業費の増加と、地元調整業務の増加による人工の増加 ※決算額のうち30,065千円は、前年度繰越額	事業最終年度に伴い、竣工工事等の地元調整業務の増加による人工の増加と、工事延長に比例した事業費の増加	実施事業が平成24年度完了のため

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	指標設定の考え方		実績値				
1	事業の進捗状況	成果	目標値	360m	160m	220m	—
	整備済み延長により、進捗状況を測ります		実績値	340m	185m	215m	—
2			目標値				
			実績値				—
3			目標値				
			実績値				—
4			目標値				
			実績値				—
5			目標値				
			実績値				—
指標変動理由				先行して実施する、関連の下水道整備事業との調整による整備延長が増減。	先行して実施する、関連の下水道整備事業との調整による整備延長が増減。	事業完了年度のため、残延長を整備。	平成24年度末に事業完了のため、実施事業なし。

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項	平成24年度に限定した特筆すべき事項はありません。 本事業は計画段階より、市指定史跡・天然記念物である「鶴嶺八幡社の参道及び参道松並木」の保全及び景観に配慮した工事計画・施工を実施してきました。 具体的には、車道舗装をロード舗装(白色骨材を使用)、歩道舗装にインターロッキングブロック、道路照明の灯具は神社の参道という路線の特徴に配慮し「提灯」をイメージしたものを採用する等、イメージアップを行ってきました。また、通行車両の走行速度の減速を促すと共に、松の木の保全のために車道法線の蛇行を実施する等の工夫をしています。
-------------------------------	---

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

文化財保護審議会より、参道の松や古参道の保存について、参道の北側1/3の区間は松保存優先区域、南側2/3の区間は古参道保存優先区域とする考え方が示された。（平成17年1月16日）

5. 事業評価

事業の傾向	分類
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 増減なし <input type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

・成果指標に対する目標の達成については、各年度における目標値と実績値に差異は生じているが、予定のとおり目標の平成24年度に事業完了し達成している。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)- 、 】

・事業は茅ヶ崎市が主体で実施。整備計画の策定に当たってはコンサルへの委託業務により整備手法の工夫を取り入れると共に、近隣住民・関係団体等との協議により、景観への配慮の仕様修正や車道の部分的な拡幅等の意見を取り入れました。また、工事は民間企業へ請負工事により施工しており、可能な範囲で民間活用を実施したと判断しています。

【視点(3)- 】

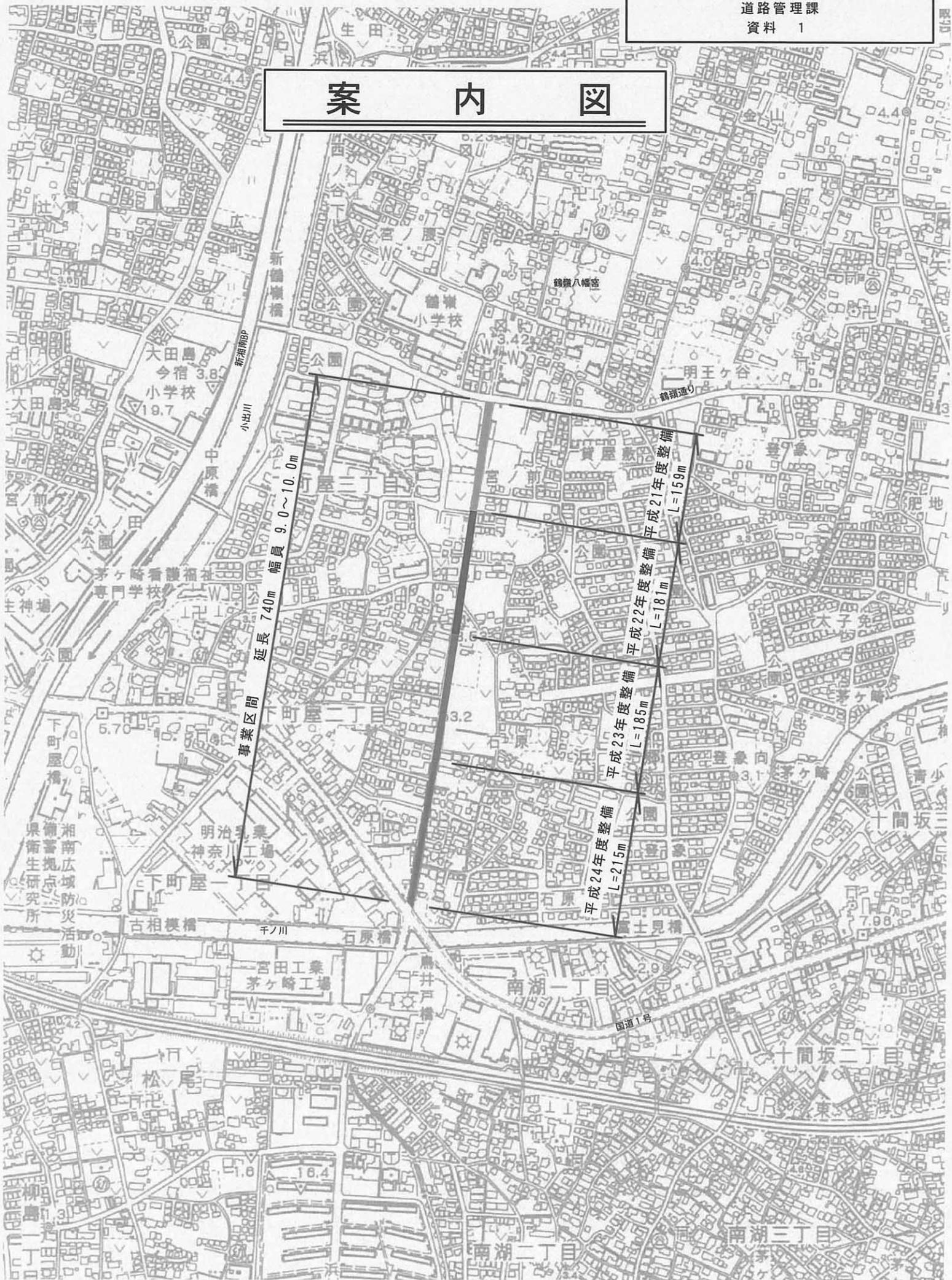
・当該事業への人員配置は課内の複数の職員が従事したが、従事者数は0.5人未満であり、日常の定例・定型的事業が多忙の中、最小限度の配置であり、他の事業と比較しても適正な人員配置であったと判断しています。

【視点(3)- 】

・平成21～24年度の事業費は184,969千円であった。当該路線の地域特性に配慮し、イメージアップ等を実施した工事内容となっているため、通常の実業費に対して約7.6%(約14,000千円)の増額となっているが、適正な範囲の実業と判断している。

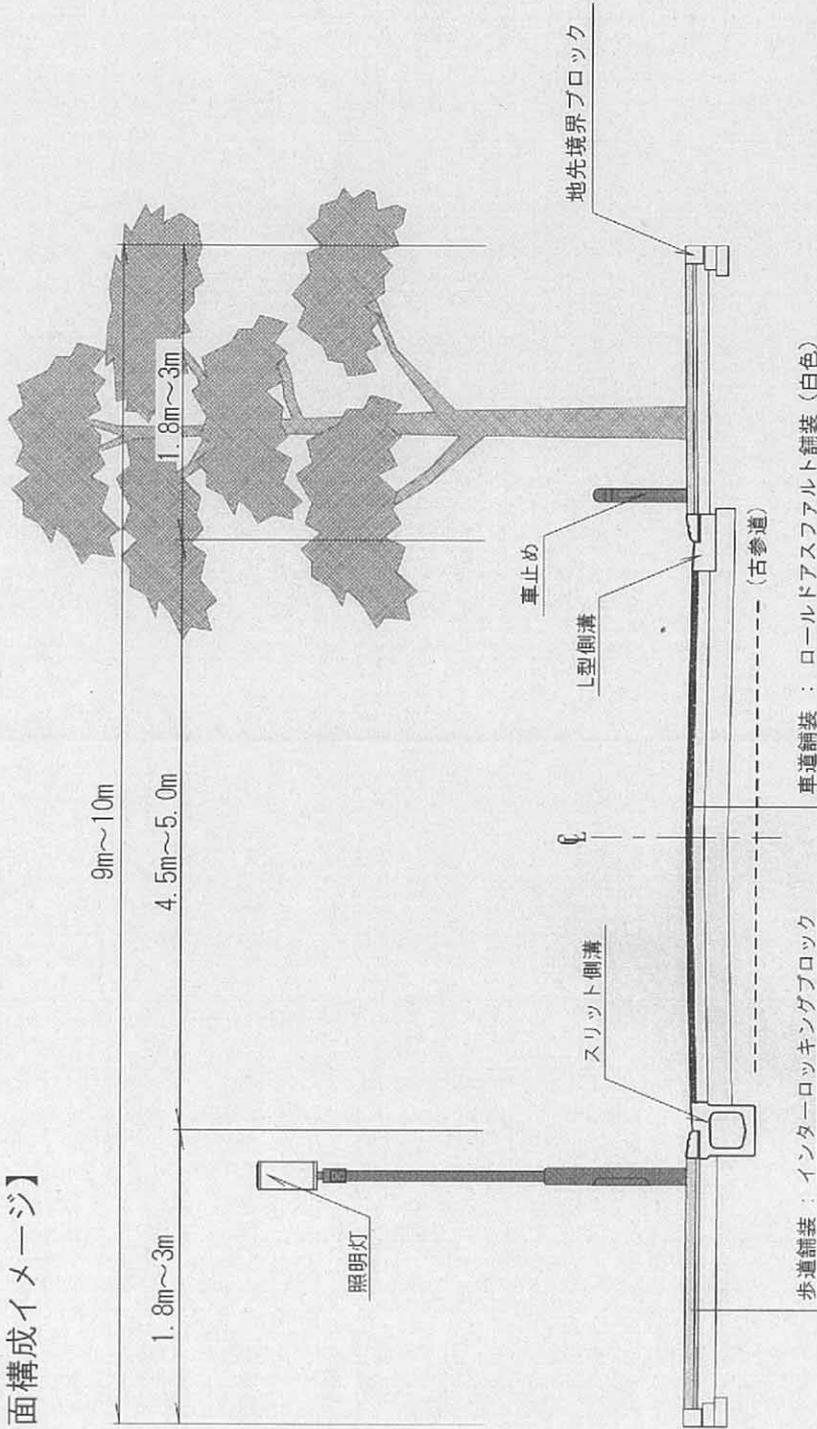
課題認識と解決への考え方	<p>鶴嶺参道整備事業は、現況道路形態となっていた敷地自体が公道ではなく、鶴嶺八幡社及び神社庁との協議が整い、平成12年度に地上権設定契約を締結し、暫定舗装工事が行われるまでは、鶴嶺八幡社の所有地であったことから、道路の維持管理も舗装の穴埋め程度の作業しか認められていなかった。</p> <p>また、史跡や天然記念物に指定されていたこともあり、その保存の仕方や景観に配慮した道路整備の在り方が課題であった。</p> <p>鶴嶺参道(縦参道)の整備事業は、平成24年度で事業が完了しているため直接、本事業の課題に対する解決への考え方はないが、必要な手続きの短縮化については、第三次実施計画以降に予定され鶴嶺参道(横参道)の整備事業に、この経験を活かしていきたい。</p>
平成25年度以降の具体的取り組み	<p>第三次実施計画以降(平成28年度以降)に整備事業が予定される、鶴嶺参道(横参道)は縦参道と同様に鶴嶺八幡社の所有地であることから、地上権設定契約の締結が必要であり、神社と神社庁との協議が時間を要するため、協定書及び契約書締結に向けた調整を行う。</p> <p>また、道路整備のイメージとして、歩車道の使用材料、照明灯については、縦参道との統一性を確保した中で、更に鶴嶺小学校の通学路でもあることから、より学童の安全を確保した整備計画の作成に努めていく予定である。</p>

案内図



【鶴嶺参道整備事業】

【断面構成イメージ】



※断面構成のイメージ図であり、特定箇所の断面構成を示すものではありません



施工状況写真
市道5634号線道路整備工事
施工前
No. 3



施工状況写真
市道5634号線道路整備工事
完了
No. 3

平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	柳島キャンプ場の管理運営事業	部課かい名	建設部 公園緑地課
-----	----------------	-------	-----------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 1 だれもが快適に過ごせるまち
	施策目標	4 4 公園・緑地を整備する	施策の方向性	1 レクリエーション拠点の整備
②事業の目標・目的	キャンプ場が立地する恵まれた自然環境の中で、幅広い層の人々が、自然とふれあい体験学習をするとともにレクリエーション活動を楽しむ憩いの場として、一年を通して多様に利用できる施設を目指す。			
③対象	キャンプ場利用者			
④事業手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input type="checkbox"/> その他の民間活用（ ）			
⑤事業内容	<p>平成26年4月の本格オープンに向け、キャンプ場内の施設、設備、備品の整備を行うとともに、人員体制や日常業務のあり方等、管理運営方法を検証する。 自然とふれあい体験学習するとともに、レクリエーション活動を楽しむことができる立地なども活かし、利用者の拡大を図る。</p> <p>【取り組み事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種備品や消耗品の購入、管理棟の改修及び津波避難階段の設置（平成25年3月10日津波避難訓練を実施）、消防計画の届出等各種手続き、申請書類の準備、人員確保など、開設に向けた整備 ②自主事業等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年11月1日プレオープンセレモニーを実施（地元も含め関係者を招待、浜見平保育園園児等によるくす玉割り、キャンプ料理の試食会） 12月1日、2日キャンプ場開設記念「茅ヶ崎市長杯争奪少年サッカー大会」を実施（隣接の柳島しおさい広場にて市内6チーム、市外2チームによる少年サッカー大会。初日の試合終了後キャンプ場にて懇親会を行い、市外チームは宿泊棟で合宿。） 年末年始も開場、1月2日には地元柳島地区の方々にも協力していただき、餅つきを実施 「キャンプ場でチョコレートフォンデュを楽しもう！」2月11日・700名参加 「キャンプ場でバーンクーヘンをつくろう！」3月3日・100名参加 <p>【「新しい公共」の視点での取り組み】</p> <p>キャンプ場のある柳島は、市内の自然環境を保全していく7つのコア地域のうちの一つに位置付けられており、環境市民団体の方等との協働により地域の自然環境を保全しつつ、地元活性化につながる事業も行った。</p> <p>【「行政経営の展開」の視点での取り組み】</p> <p>キャンプ場を維持していくために管理費の負担を軽減できるよう、試行的に開設する中で様々な検証を行い、収益性も考慮すべく有料化に向けての準備を行った。</p> <p>【これまでの経過】</p> <p>平成23年3月末 県と「神奈川県立柳島青少年キャンプ場の移譲に関する確認書」を締結 平成24年3月末 宿泊棟完成</p>			
⑥事業の期間	開始	平成23年	終了	未定
⑦根拠法令・関係個別計画等	海岸法、森林法、旅館業法、茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例			
⑧添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	資料1 茅ヶ崎市柳島キャンプ場パンフレット		

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額		0	1,501	21,551
決算額		104,469	31,625	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他		80,000	
	一般財源		24,469	31,625
所属職員数(人)*		10	10	9
事業実施に係る人工(人)*		0.64	1.24	1.78
事業費及び人工増減等の理由		補正予算 104,500千円(23年6月議会、宿泊棟建設整備費)	補正予算 33,319千円(24年6月議会)、11,700千円(25年3月議会、25年度に全額繰越) 開設に向けた準備のため人工増	開設に向けた準備のため人工増

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	指標設定の考え方		実績値				
1	利用者数	成果	目標値			3,000人	20,000人
	キャンプ場の活用状況を測る。		実績値			6,368人	—
2	キャンプ場施設の移管	活動	目標値			平成24年4月	
	神奈川県からの移管及び試行的開設時期といった、26年4月の本格オープンに向けた進捗状況を測る。		実績値			平成24年4月	—
3	宿泊棟建設整備工事の完了時期	活動	目標値		平成24年3月末		
	宿泊棟を整備して完了検査を行うことにより、移管に向けた準備状況を測る。		実績値		平成24年3月末		—
4	管理運営手法の決定、管理マニュアルの作成	活動	目標値		平成24年3月末	平成24年10月	
	管理運営手法の決定時期、管理マニュアルの作成時期といった、試行的開設に向けた準備状況を測る。		実績値		平成24年3月末	平成24年10月	—
5	条例の制定、条例改正の議案提出時期	活動	目標値		平成24年2月	平成24年8月	平成25年5月
	キャンプ場の設置条例案、使用料等を盛り込んだ条例改正案の提出時期により、開設に向けた進捗状況を測る。		実績値		平成24年8月	平成24年8月	—
指標変動理由					指標5 移管後でないと設置条例を制定できないため	指標1 平成24年11月～25年3月の利用者数	指標1 1年間の利用者数 指標5 条例改正の時期

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

- ・神奈川県知事と市長の間で「元神奈川県立柳島青少年キャンプ場の移譲に関する協定書」を締結し、正式に県より移管。
- ・キャンプ場敷地(海岸保全区域及び一般公共海岸区域)について神奈川県と「占用協議書」締結。
- ・キャンプ場敷地(通路及び駐車スペース・津波避難階段)として神奈川県より「行政財産目的外使用の許可」取得及び流域下水道整備事務所と「管理協定」締結。
- ・ログキャビン・炊事場について、神奈川県より「保安林内土地形質変更許可」を取得。
- ・平成24年第3回市議会定例会にて「茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例」制定。
- ・藤沢労働基準監督署より「断続的な宿直又は日直勤務許可」を取得。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

- ・附属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

【視点(1)、(2)】

・目標どおり宿泊棟完成後に移管を受け、その後も、設置条例の制定、施設や備品の整備、スタッフの雇用、各種手続き等の開設準備をすすめ、平成24年11月に無事、試行的開設（プレオープン）することができた。モニタリングアンケート等を参考にしながら、誰もが一年を通して楽しめる施設を目指し、自主事業等も実施している。また、使用料を盛り込んだ条例改正案を平成25年第2回市議会定例会に提出するための準備をすすめる等、平成26年4月の本格オープン（有料化）に向けて着実に進捗している。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)-①、(3)-②】

①環境市民団体・自然環境有識者の方による協力の下、キャンプ場内において希少種が生育する場所を立入り禁止区域とし、学習教育の場として観賞コーナーを設定。また、自然環境を保全していくためのマニュアルを作成。
②地域活性化のため、茅ヶ崎飲食店組合と協力し、茅ヶ崎産の食材を使用したバーベキューセットを試験的に販売。

【視点(3)- ③】

・平成25年3月末時点で正規職員1名に加えて、臨時職員7名によるシフト制で、早番・遅番それぞれ2名、遅番の1名がそのまま宿直しており、適正な人員体制で業務を行った。

【視点(3)- ④】

・茅ヶ崎市としてキャンプ場の運営は初めての試みであり、青少年のみならず、幅広い層をターゲットにするとともに、利用形態についても様々な方策を検討している。そのため、検証期間中に出来るだけより良い施設とすべく整備を行うことが必要であるが、炊事場のイスやテーブル・遊具等、できるだけスタッフの手作りにより経費を抑えた。また、本格オープン用のパンフレットに広告枠を設け、民間企業から広告掲載を募集することにより自主財源を確保する等の検討を行った。

・モニタリングアンケートも参考にしながら、公の施設のコスト計算により使用料を算定し、26年度より有料とすべく取り組んだ。

<p>課題認識と解決への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月の本格オープンに間に合うよう、旅館業法の許可取得、使用料の決定・周知、予約受付から使用料徴収までの管理運営方法を確立する必要がある。 ・現在、プレオープン中で無料ということもあり利用状況も盛況だが、有料化しても稼働率・集客を落とさないよう、利便性のある施設にするとともに、魅力的な自主事業や特色あるサービスを固めるべく、25年度中に様々なことを検証する。 ・本格オープン後の1年間の実績をもとに指定管理者制度の導入も候補の一つとして最適な事業手法を決定する。
<p>平成25年度以降の具体的な取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度からは1名増員し非常勤嘱託職員として8名を雇用し、夏季繁忙期は臨時職員5名を雇用。 ・空調改修工事（モニタリングアンケート等の要望が多いため、平成25年の夏までに1時間100円のコインタイマー式エアコンを設置） ・有料化のための条例改正を行い、記者発表・広報紙やホームページ等によりPRしていく。 ・旅館業法の申請をし、許可を取得する。 ・25年度市民提案型協働推進事業として、NPO法人茅ヶ崎つなぐ海と森と「柳島キャンプ場本格オープン直前企画～自然にやさしい映画会～」を平成26年2月14日に実施すべく準備中。 ・環境教育の場として、管理棟2階に自然環境展示スペースを設置（環境市民団体・自然環境有識者の方に協力していただき、キャンプ場周辺の植物や野鳥等について写真や模型等で紹介。平成26年4月の本格オープンに合わせて準備中。） ・25年度自主事業として「青竹割から準備する流しそうめん作りに挑戦！」（6月23日）、「キャンプ場夏まつり（仮）」（8月19日）、「海とキャンプとアート祭典（仮）」（11月4日）を予定。 ・試行的に障害者団体にキャンプ場内で売店を運営していただく取り組みを予定。

柳島青少年キャンプ場の移管

柳島キャンプ場ではこんな活動を支援します

- 園外授業や臨海学校
- 青少年団体や市民グループでの研修や野外活動
- 野外訓練活動
- 部活動の合宿
- 子どもの野外活動体験
- サークルや教室の活動
- 会社等の慰労会
- 茅ヶ崎市内の観光名所をサイクリング
- 相模川河口で魚釣り
- 湘南海岸でサーフィン



等々

地産地消を支援します

茅ヶ崎の漁業と農業を紹介します！地元のおいしい食材を使っておバーベキューを楽しんでください！

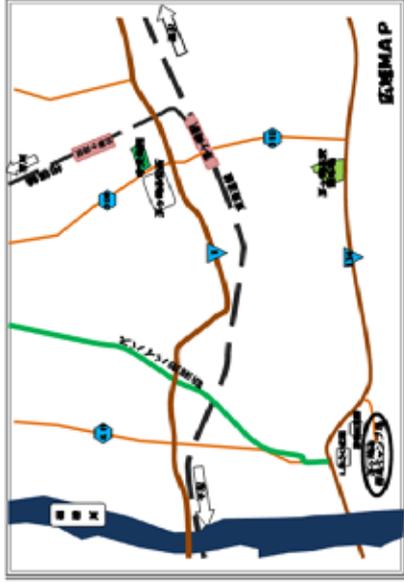


こんな場所を目指しています

茅ヶ崎があなたの「あどび」をアロユース

自然の中での多様なレクリエーション活動の場を提供し、市民の自然に対する理解を深めるとともに、心身の健康の増進を図ります。

これまでのキャンプ場の利用形態（メニュー）にプラスして、利用者のニーズに合わせた提案・サポートを行うことで、キャンプ場の枠を超えた施設運営を目指します。



【アクセス】

● 車やバイクをご利用の際は

- (1) 東「茅ヶ崎」駅南口1番乗り場から「近原平団地」行き終点下車（約10分）（片道170円）→徒歩約15分
- (2) 東「茅ヶ崎」駅北口3番乗り場から「近原平団地」行き終点下車（約10分）（片道170円）→徒歩約15分
- 自転車をご利用の際は
- (1) 東武方面より、国道134号経由、柳島海岸交差点にある柳島歩道橋をくぐり、左折する。
- (2) 平塚方面より、国道134号経由、柳島海岸交差点にある柳島歩道橋の手前を右折する（右折番号あり）。
- ※ 国道134号「柳島歩道橋」が目印です。

【注意】駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。



住所：神奈川県茅ヶ崎市
 柳島海岸1592番1地先
 電話：0467-87-1385

定休日：火曜日（7月、8月を除く）
 ※ 火曜日が休日の場合は、翌日以降の直近の平日
 ※ 年末年始（12月29日～1月3日）は閉場

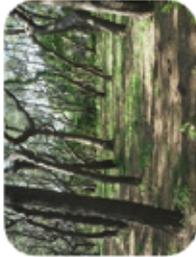
開門時間：午前7時から午後10時まで
 安全のため午後10時から翌朝7時までは閉門します。

注意 事項

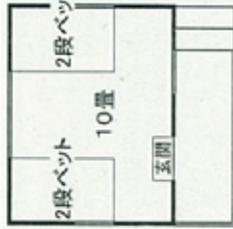
- ・ このキャンプ場と周辺の地域は、自然環境保全上重要な地域であり、場内にはハマカキランやハマボクフウといった貴重な植物が見られます。自然環境保全エリアには絶対に入らないでください。
- ・ 火類は決められた場所でのみ使用してください。
- ・ 午後10時以降は花火を禁止します。
- ・ ベッドを運んでの入場はできません。
- ・ 飲酒は他の利用者に迷惑を及ぼさない範囲で可能ですが、



テントサイト (テント 約20個)



ログキャビン (ログキャビン6人部屋 3棟)



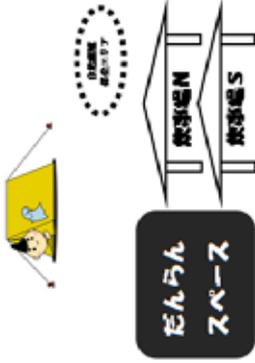
★貸出物品★

(他施設の予約時、物品の借出を希望する場合はお伝えください)

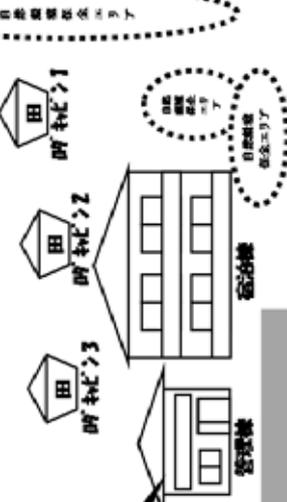
- テント (4人用) ●寝 袋 ●マット
- 寝具類セット (寝布団、敷布団、毛布、枕) ※宿泊者利用者のみ
- 野外炊事用具セット (なべ×2、ざる、ボール、やかん、まな板、包丁×2、おたま、フライ返し、鍋敷、鍋)
- 洗い物セット (食器用洗剤、スポンジ、金タワシ)

貸出を受けた物品は、到着を確認の上、管理棟までご返却ください。また、野外炊事用具セットは、次の利用者が気持ちよく使用できるように蒸らしてからご返却ください。

第2テントサイト



第1テントサイト



正出入口

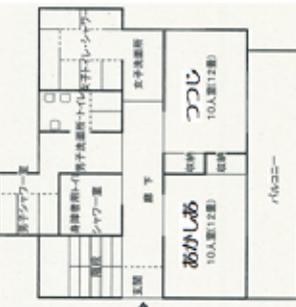
駐車場

駐車場

野外炊事場 (バーベン・キッチン) かまど2基



宿泊棟 (本建 二階建 60人)



★利用の手続き★

次のとおり利用の予約申込を受け付けます。(先着順)

- (1) 予約申込受付期間 (連続使用は3泊4日まで)

市内在住、在勤、在学の方	6ヶ月前の月の初日～当日
上記以外の方	5ヶ月前の月の初日～当日

【注意】月の初日が休日の場合は、その翌日より受付

- (2) 予約申込受付時間
午前9時から午後6時まで (火曜日休み：7・8月を除く)
- (3) 予約申込方法

- ① キャンプ場の窓口へ直接申込
- ② キャンプ場へ電話 番0467-87-1385

【注意】電話での予約申込は、予約開始日の午後1時以降から

- (4) 書類手続き

① 予約をした後、利用日当日までにキャンプ場へ「使用申請書」を提出してください。

② 利用日当日に「使用者状況届」を提出してください。

施設利用に関するお願い

- 駐車スペースには、電柱が立ち、根が壊れている箇所が数あります。車両タイヤや人とのすれ違いにご注意ください。
- 駐車スペースには外灯が無いため、日が暮れると非常に暗くなります。ライトや懐中電灯、携帯電話のライト機能等をご利用ください。
- トミはすべてお持ち帰りください。

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	借上型市営住宅の整備	部課かい名	建設部 建築課
-----	------------	-------	---------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 1 だれもが快適に過ごせるまち	
	施策目標	4 5 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる	施策の方向性	1 公共建築物の整備	
事業の目標・目的		住宅に困窮している低所得者等に対する住宅支援を行い、居住の安定の確保を目的とする。			
対象		住宅に困窮する低額所得者			
事業手法		直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用(民間で建設した住宅を一括して借上げる：借上市営住宅)			
事業内容		住宅に困窮している低額所得者等に低廉な賃貸住宅を供給するため、平成 32 年度までに 84 戸の借上型市営住宅を整備する。 【取り組み事項】 公募による借上型市営住宅の事業計画の募集及び選定 借上型市営住宅選定会議の開催・運営 市営住宅整備基準に基づく指導及び審査(建設に係る事務) 市営住宅建設に関する補助金の手続きに関する事項 賃借契約及び賃借権設定登記に関する事項 【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】 ・民間事業者の活用による借上型の市営住宅の整備。 ・需要の変化に柔軟に対応するため、公募方式により事業計画を募集。 【他自治体との比較】 ・近隣市町の借上型市営住宅の整備戸数及び整備個所(H24.3.31現在) 茅ヶ崎市：119戸：7団地 藤沢市：281戸：13団地 平塚市：30戸：1団地 【これまでの経緯】 平成13年 1月 借上型による市営住宅整備の方針の決定 平成15年 4月 借上型市営住宅の管理開始(つつじハイム香川(20戸)) 平成17年 4月 つつじハイム菱沼(20戸)管理開始 平成19年 4月 つつじハイム松林(12戸)管理開始 平成22年 4月 つつじハイム萩園(12戸)、つつじハイム萩園第2(15戸)管理開始 平成23年 4月 つつじハイム香川第2(20戸)、コンフォール茅ヶ崎浜見平(20戸)管理開始			
事業の期間		開始	平成13年1月	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等		公営住宅法、茅ヶ崎市営住宅条例、茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画			
添付資料		あり	1 茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画の概要		
		なし			

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	35,580	0	39,004	0
決算額	33,064	0	32,983	
財源内訳	国・県支出金	14,878	0	14,842
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	18,186	0	18,141
所属職員数(人)	10	10	10	10
事業実施に係る人工(人)	0.61	0.60	0.74	0.07
事業費及び人工増減等の理由	香川第2の建設費補助【人工】建設に係る事務	【人工】事業計画の募集・選定 賃貸借契約・賃借権設定登記などの事務	西久保の建設費補助【人工】事業計画の募集・選定 建設に係る事務 賃貸借契約・賃借権設定登記などの事務	【人工】募集及び建設に係る事務が減少したため人工が減。賃貸借契約・賃借権設定登記などの事務

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	新規借上型市営住宅の整備戸数	成果	目標値	27戸	40戸	0	20戸
	住宅困窮者等に対する住宅支援ができていないかを測る。		実績値	27戸	40戸	0	20戸
2	事業計画の承認件数	活動	目標値	0	1件	0	0
	整備基準に基づいた借上型市営住宅の整備がされているかを測る。		実績値	0	1件	0	-
3	建設費補助金の支払い件数	活動	目標値	1回	0	1回	0
	建物の検査済証の交付を受け、建設年度に適正な補助金支払い事務が行われているかを測ります。		実績値	1回	0	1回	-
4			目標値				
			実績値				
5			目標値				
			実績値				
指標変動理由				No1 萩園(12戸)、萩園第2(15戸)	No1 香川第2(20戸)、浜見平(20戸)		No1 西久保(20戸)

<p>目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主権一括法の施行に伴い、技術的助言とされた国の公営住宅等整備基準を条例化するため、「茅ヶ崎市営住宅条例」を改正 ・平成25年度から32年度までの市営住宅の整備の方針を示した「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」を策定
--------------------------------------	--

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

茅ヶ崎市市営住宅運営審議会意見

- ・市営住宅の供給については、質の良い住生活の実現を目指すこと。
- ・民間との連携による市営住宅の供給手法を検討すること。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

【視点(1)、(2)】

・平成24年度までについては、「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画（平成15年度～22年度）」の目標である借上型市営住宅の目標整備数（160戸）に対し119戸の整備となっており、住宅に困窮している低額所得者の住宅供給に一定程度の成果がでているが、更なる公営住宅の供給を求められている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)- 、(3)- 】

・公募による民間事業者が建設した住宅を市が一括して借り上げることで、市が負担する建設費の軽減及び建築に関する民間のノウハウを活用した住宅供給ができ、実施主体の最適化が図られている。また、建設費用においても、国庫補助金も活用するなど、適正な事業費で実施している。

・事業主（貸主）にとっては、一括借り上げによる安定した不動産経営が可能であり、市においても建設費の縮減及び将来の住宅需要にも柔軟に対応できるため、両者にとって、効果的な事業手法である。

【視点(3)- 、(3)- 】

・平成24年度については、事業計画の募集・選定業務と建設に係る業務が重なり、業務量が増大したが、課内別担当からの応援職員を1名加え、業務量に合わせた適正規模の人員で実施している。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展や低所得者層の増加により、公営住宅への需要は増加傾向であることが課題である。しかし、当市の将来人口は平成32年をピークに減少傾向にあるため、中長期的な視点にたつて、住宅需要に柔軟に対応できるよう借上型市営住宅の整備に取り組む。 ・立地における地域間バランスを考慮する必要もあるが、まずは公営住宅への需要に対応することを優先に取り組む。
平成25年度以降の具体的取り組み	<p>平成25年度は、「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」（平成25年度～平成32年度）に基づき、新規に20戸借上型による供給（H25.4.1管理開始）を実施した。</p> <p>なお、事業計画及び建設に係る具体的業務を予定していないため、当初予算の計上はないが、平成27年度までの20戸整備に向け、関係団体との協議の準備を進める。</p>

ストック：住宅の存在量、既存住宅

茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画の概要

茅ヶ崎市では、社会経済情勢の変化や独立行政法人都市再生機構の大規模団地が存在するという本市の特色を踏まえ、市営住宅の供給の考え方と既存ストックの長期有効活用方針など、今後 8 年間に推進すべき施策を定めた茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画を策定しました。

1 計画の位置付け

本計画は、「茅ヶ崎市総合計画」、「公共施設整備・再編計画(改訂版)」、「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」等の関連計画のうち、公営住宅に関する項目を発展統合したものであり、市営住宅の建て替えや改善事業等は、本計画に基づいて行います。

2 基本方針と推進すべき施策

基本方針 1 ストックの長期有効活用と将来の人口と世帯動向を踏まえた供給

【推進すべき施策】

需要の変化に対して柔軟に対応できる借上型市営住宅による住宅供給
 市営住宅の長寿命化、的確な整備・保全
 安全・安心な住環境の整備

基本方針 2 住宅セーフティネット機能の強化

【推進すべき施策】

多様化する住宅困窮者への的確な支援
 多世代が集う地域社会の形成に配慮した良好な住環境の形成
 県、都市再生機構との連携強化

基本方針 3

【推進すべき施策】

真に困窮する世帯への的確な対応
 入居実態の変化への的確な対応

3 目標管理戸数

計画期間に新規に整備する市営住宅は 8 4 戸とし、需要の変化に対して柔軟に対応できる借上型により供給していきます。

市営住宅		平成 24 年 4 月 1 日 現在	前期 (H25 ~ H27 年度)	後期 (H28 ~ H32 年度)
管理戸数		4 5 0	4 9 0	5 3 4
直接建設(建て替え)		3 3 1	3 3 1	3 3 1 (1 0 2)
借上型	既存	1 1 9	1 1 9	1 5 9
	新規		4 0	4 4

() 内は計画期間内の建て替え戸数で、直接建設 3 3 1 戸に含まれています。

平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	公共下水道整備事業（雨水整備）	部課かい名	下水道河川部 下水道河川建設課
-----	-----------------	-------	-----------------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 2 快適な水環境が守られるまち
	施策目標	4 7 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する	施策の方向性	2 雨水対策
②事業の目標・目的	公共下水道雨水整備を行うことにより、近年の集中豪雨等における浸水被害の軽減を早急に図り、市民生活の安全を確保する。			
③対象	市民			
④事業手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input type="checkbox"/> その他の民間活用（ ）			
⑤事業内容	<p>昭和38年より公共下水道事業の認可を受け、雨水整備を開始した。事業認可区域内の整備を計画的に実施するために、平成20年に茅ヶ崎市下水道整備方針を、平成23年に茅ヶ崎市下水道整備計画を策定し、主に次の点を中心として雨水整備を行っている。</p> <p>・取り組み事項 ・新しい公共の視点 ・行政経営の展開の視点 ・他自治体との比較（可能な場合記入） ・これまでの経緯</p> <p>【取組事項】 ①浜竹雨水幹線（38.6m）、萩園第二雨水幹線（72.0m）の整備 ②雨水枝線の詳細設計、整備 ③古相模橋ポンプ場整備工事 ④（仮称）中島番屋ポンプ場、新千ノ川橋ポンプ場詳細設計 ⑤今宿ポンプ場耐震診断委託</p> <p>【新しい公共の視点】 ・下水道法において公共下水道の設置等は市町村が行うと規定されているため、新しい公共での実施は困難</p> <p>【行政経営の展開の視点】 ・効率的、効果的な事業執行を目的とし、高度技術を必要とする設計積算業務、現場技術監理業務及び難航が予想される補償交渉業務の一部を専門性の高い民間事業者に委託している。</p> <p>【これまでの経緯】 昭和38年 公共下水道事業着手（以降、継続して現在まで雨水整備事業を実施） 平成11年 浜竹雨水幹線整備開始 平成18年 設計積算業務、現場技術監理業務、補償交渉業務の一部の民間委託を開始 平成19年 萩園第二雨水幹線整備開始 平成20年8月 茅ヶ崎市下水道整備方針策定 平成22年3月 茅ヶ崎市下水道整備計画策定 平成25年3月 古相模橋ポンプ場完了（土木・機械・電気工事）</p>			
⑥事業の期間	開始	昭和38年	終了	未定
⑦根拠法令・関係個別計画等	都市計画法、下水道法、茅ヶ崎市下水道整備方針、茅ヶ崎市下水道整備計画			
⑧添付資料	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	1,739,917	906,763	1,543,834	658,663
決算額	1,421,526	1,087,559	1,026,308	
財源内訳	国・県支出金	251,441	249,699	233,719
	地方債	936,572	753,024	679,859
	その他			
	一般財源	233,513	84,836	112,730
所属職員数(人)※	21	22	21	20
事業実施に係る人工(人)※	9.92	8.59	9.06	6.01
事業費及び人工増減等の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・決算額には過年度繰越分283,504千円を含む ・下町屋排水区雨水整備工事のため増額 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算額には過年度繰越分591,297千円を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算額には過年度繰越分206,937千円を含む ・古相模橋ポンプ場整備工事のため増額 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次実施計画策定に伴い、ポンプ場関連事業を別事業として設定したため減額

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名 指標設定の考え方	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	公共下水道(雨水幹線)整備率 雨水幹線の計画延長に対する整備の進捗状況を測ります。	成果	目標値	92%	90.7%	91.6%	92.5%
			実績値	89.6%	90.5%	91.8%	—
2	公共下水道(雨水)整備率 事業認可を受けた面積に対する整備の進捗状況を測ります。	成果	目標値	47.2%	47.4%	47.7%	47.9%
			実績値	47.2%	47.4% (51.2%)	47.6% (51.4%)	—
3			目標値				
			実績値				
4			目標値				
			実績値				—
5			目標値				
			実績値				—
指標変動理由				指標2 事業認可の見直しに伴い、整備済面積を精査し、整備済み面積が増加。上段が見直し前の数値を基準にした進捗率。下段括弧内が、見直し後の数値を基準にした進捗率。			

<p>目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項</p>	<p>下水道事業会計の地方公営起用法の適用に伴い、更に進行管理を行うため主に次の事項を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事、設計委託等の早期発注の実施 ・工事遅延の大きな要因となっていた地下埋設物移設の関係企業間での調整の綿密化を実施
--------------------------------------	--

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

該当する審議会なし

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

- ・浜竹雨水幹線や萩園第二雨水幹線等の雨水幹線の整備については、公共下水道（雨水幹線）整備率の目標値は達成できている。
- ・平成22から24年度の整備実績は、整備延長（幹線）516.35m、面整備13.49畝であり、雨水幹線整備率及び雨水整備率は着実に増加し、浸水箇所の軽減に効果が出ている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)-①、(3)-②、(3)-③、(3)-④】

【評価の視点(3)-①、(3)-②】

- ・難易度の高い業務を担う高い専門性を有するベテラン職員の大幅な減少に加え、経験年数の少ない若手職員が大半を占めているため、個別事業の難易度を配慮した上で、設計積算業務、現場技術監理業務及び補償交渉業務の一部を民間事業者へ委託することにより、効率的・効果的に事業執行を行うことができた。

【評価の視点(3)-③、(3)-④】

- ・必要な技術やノウハウをアウトソーシングするだけでなく、その専門技術やノウハウを吸収して利活用を図ることで、特に経験年数の少ない若手職員の積算・現場監理技術の向上を図り、更にそうした知識や技術を集合知として集積して、継承していくことで、持続可能な執行体制の構築を図った。
- ・平成24年度から下水道事業会計の地方公営企業法の適用に伴い、可能な限り早期発注を実施する共に、工事遅延の大きな要因となっていた地下埋設物の移設に係る関係企業との調整を綿密化し、進行管理体制の強化を図り、従来に比べて雨水整備事業全体の早期完了が図られた。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水幹線の整備にあたり繰越案件が生じていることが課題となっているため、関係機関協議や関係企業による地下埋設物等の移設工事を可能な限り先行的に実施すると共に、課内における業務を前倒しして実施するように業務サイクルを見直し、早期発注・早期完成体制を確立を図る。 ・従来、外部委託によってもたらされた技術やノウハウは、職員の異動と共に共有・継承がなされず、職員の頭の中に眠ったままの知識であることが多く、それらを明文化し、知識の共有化を進めていくことが課題となっていた。今後、技術やノウハウを言語情報として文章化、マニュアル化に向けた整理を行い、組織の財産として利活用を図ることが重要となる。
平成25年度以降の具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して浜竹雨水幹線、萩園第二雨水幹線等の雨水幹線の整備を重点的に実施 ・外部委託によってもたらされた技術やノウハウを共有・継承していくことをシステム化するために、設計、積算、現場監理に係る技術やノウハウを形式知化した集合知として、体系的に整理した手引き・基準書を作成

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	中小企業経営安定支援事業	部課かい名	経済部 産業振興課
-----	--------------	-------	-----------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 3 地域の魅力と活力のある産業のまち
	施策目標	4 9 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する	施策の方向性	1 企業の安定的な経営支援
事業の目標・目的	市内企業が、安定した経営を行えるように関係機関と連携を図り、金融支援や経営指導などを行い、企業の安定した経営基盤の整備について支援する。			
対象	市内中小企業、創業者			
事業手法	直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用 ()			
事業内容	<p>【事業内容及び取り組み事項、これまでの経緯】</p> <p>市中小企業融資制度（開始時期：昭和 40 年以前） 市融資制度取扱金融機関に対し預託を行い、協調融資を実施。（平成 24 年度：9 4 件） 利子補給及び信用保証料補助金（開始時期：昭和 60 年以前） 市融資制度を利用した事業者に対して、利子の一部を補給。また、市融資制度及び一部の県融資制度を利用した事業者に対して信用保証料払込額の一部を補助。 （24 年度：利子補給 2 6 6 件・信用保証料補助金 1 4 4 件） 経営診断及び経営相談（開始時期：昭和 53 年以前） 茅ヶ崎商工会議所への委託による中小企業及び創業者の経営診断、経営相談業務の実施。 （24 年度：経営診断 2 5 件・経営相談 1 0 件） 講座等の開催（開始時期：平成 15 年） 工業振興に関する講習会または研修会を商工会議所と企画立案し、開催。（平成 24 年度：2 月 7 日開催） 工業技術見本市出展（開始時期：平成 23 年） 工業の健全な発展を図るため工業技術見本市への出展を商工会議所との共同や広域連携により支援。 湘南ひらつかテクノフェア 2012 への出展支援（10 月 25 日～27 日 8 社）、テクニカルショウヨコハマ 2013 への出展支援（2 月 6 日～8 日、2 社） 創業者対象イベントへの出展等への負担金（開始時期：産業フェア創業者ブース 平成 18 年、湘南ビジネスコンテスト 平成 12 年） 産業フェア創業者出展（4 月 21・22 日、3 社）及び湘南ビジネスコンテスト（11 月 9 日）について負担金を拠出。 信用保証料補助金（県創業支援融資）（開始時期：平成 18 年） 県創業支援融資を利用した事業者に対して、信用保証料払い込み額の一部を補助。（平成 24 年度：8 件） 児童・生徒起業体験事業（ビジネス体験隊）の実施（開始時期：平成 18 年） 茅ヶ崎市・寒川町・茅ヶ崎商工会議所・寒川町商工会で構成される実行委員会に対し、事業費を負担。（8 月 15 日～18 日、56 名）</p> <p>【新しい公共の視点での取り組み】 市融資制度や経営相談において、知識やノウハウを持った機関が担い手の一つになることで、効果的に事業を実施する。</p> <p>【行政経営の展開の視点での取り組み】 関係機関との共催や行政の広域連携により費用や人員を効率的に使い事業を実施する。</p> <p>【他自治体との比較】 別紙（資料 2）のとおり</p>			
事業の期間	開始	昭和 40 年以前（詳細不明）	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等	なし			
添付資料	あり	1 茅ヶ崎市中小企業融資制度（パンフレット） 2 他市融資制度比較表		
	なし			

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	798,217	797,983	1,146,824	1,144,004
決算額	1,009,487	1,036,170	1,142,456	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他	968,387	1,001,215	1,103,935
	一般財源	41,100	34,955	38,521
所属職員数(人)	10	11	11	11
事業実施に係る人工(人)	1.24	1.16	0.71	0.74
事業費及び人工増減等の理由	融資制度の利用が当初予定を上回ったため12,636千円を補正した。	融資制度の利用が当初予定を上回ったため9,147千円を補正した。	融資及び利子補給、信用保証料補助に係る予算を増額。非常勤嘱託職員の活用や事務分担の見直しにより人工が減少。	*22~24年度の財源内訳のその他は、金融機関からの市融資制度預託金の返金額。

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	経営診断及び経営相談の件数	成果	目標値	62件	43件	43件	43件
	制度を利用することによって経営の安定が向上された中小企業の数を測る。		実績値	31件	23件	35件	-
2	市制度融資の利用件数	成果	目標値	80件	80件	80件	80件
	制度を利用することによって経営の安定が向上された中小企業の数を測る。		実績値	115件	81件	94件	-
3	事業者の満足度指数(5点満点)	成果	目標値	4.5	4.5	4.5	4.5
	工業技術見本市テクニカルショウヨコハマに出席をした事業者の満足度により事業効果を測る。		実績値	4.2	4.1	4.3	-
4			目標値				
			実績値				-
5			目標値				
			実績値				-
指標変動理由				指標1 実績を踏まえ、次年度以降の目標値を修正。	指標2 震災の影響により新規融資を利用した企業が減少。	指標1、2 景気の緩やかな回復により、経営診断・相談及び融資件数が増加。	

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

- ・金融機関との懇談会のほかに、新たに市融資制度の勉強会(2回)を開催するとともに金融機関向けマニュアルを作成し、市の融資制度に関する情報の共有化を図った。また、景気動向及び事業者の融資に対する動きを把握するためにヒアリングを実施した。
- ・融資利用事業者層を拡大するため、25年度の新規取扱金融機関追加に向けて調整を行い、三浦藤沢信用金庫が加わることとなった。
- ・市内中小企業からの信用保証料補助金の申請漏れの防止策として、制度の周知を徹底するため、信用保証協会及び金融機関とさらなる連携体制を構築し、信用保証協会からリストの提供や金融機関には事業者へ直接の制度案内依頼等を行った。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

なし

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

成果指標である「経営診断及び経営相談の件数」については、24年度の目標値が43件であるのに対して実績は35件となり、81%を達成している。また、22年度から開始した工業技術見本市テクニカルショウヨコハマに出展をした事業者の満足度については毎回4点を超え（5点満点）、24年度には4件の引き合いにもつながっており、事業者支援の成果がでている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【評価の視点(3)- 】【評価の視点(3)- 】

- ・市制度融資においては、市が直接融資するのではなく、ノウハウを持つ金融機関との協調融資により効果的に事業が実施できている。
- ・経営相談においては、ノウハウを持つ商工会議所に委託することで効果的に事業が実施できている。

【評価の視点(3)- 】【評価の視点(3)- 】

- ・ビジネス体験隊や工業技術見本市出展においては、商工会議所や他の自治体等と役割分担をすることで、さらにビジネス体験隊ではボランティア大学生の協力を得ることで、単独実施より少ない人数や費用で事業を行っている。

課題認識と 解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業支援においては、現在金融機関等が把握している個別の中小企業の情報をいかに、社会情勢や事業者ニーズを踏まえた施策につなげていく必要がある。 ・市内中小企業に対して貸し渋りがなく、金融機関との連携は不可欠である。 ・創業者へ対する金融面での支援が乏しいと認識している。市内創業者のニーズを把握し、新たな施策を考える必要がある。 ・各融資制度の利用状況を検証し、制度の見直しについて検討する必要がある。 ・経営診断及び経営相談の結果報告を踏まえ、事業者の声を分析し、新たな施策を含めた検討が必要である。
平成25年度以降の 具体的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度は金融機関や信用保証協会との協議を進め連携体制を構築したが、25年度は商工会議所やその他の関係機関と引き続き連携し、様々な検証を踏まえ、さらなる事業者支援を確立させていく。 ・制度の見直しについては、金融機関との懇談会やヒアリングにおいて、事業者のニーズや課題等を把握し、検討したうえで実施していく。 ・貸し渋りがなく金融機関へ働きかけ、中小企業の経営の安定化を図る。 ・公的機関が実施している融資制度を含めた創業者に対する支援策の情報を収集し、創業を考えている方に向けた情報発信の拡充を図る。 ・経営診断及び経営相談は、実施団体である茅ヶ崎商工会議所からの報告書の提出だけでなく、協議の場を設け、情報共有を図っていく。

茅ヶ崎市中小企業融資制度

市では、市内中小企業者の経営の安定と促進を図るため、金融機関と協調して、市融資制度を設けています。

低金利融資で融資に係る補助制度（一部）がありますので、ご活用ください。

頑張る中小企業を応援します！

お問い合わせは、取扱金融機関または茅ヶ崎市産業振興課までお願いします。

茅ヶ崎市経済部産業振興課

TEL：0467-82-1111（内線 2631）

【制度概要】

資金名	対象となる人	用途	限度額	融資利率	融資期間	保証人担保	信用保証	利子補給 (裏面参照)	信用保証料補助金 (裏面参照)
振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる方 ●市税を完納し必要な申告義務を完了している方 ●許可または許可等を必要とする業種については、関係官庁の許可または認可を得ていること 	運転資金	2,000万円	2.3%以内	84か月以内 (7年)	協融資を受けようとする方と取扱金融機関が	必要に応じて取扱金融機関が定める	利率のうち1/2の額 (3年以内)	限度額 25万円 (申請は融資を受けた日から1年以内)
		設備資金	3,000万円	2.3%以内	120か月以内 (10年)				
特別安定	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業振興資金と同じ ●最近3か月または6か月の売上高が前年または前々年同期に比べて3%以上減少している方 	運転資金	3,000万円	1.8%以内 (融資期間が84か月以内の場合は1.4%以内)	120か月以内 (10年)				
小口資金	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業振興資金と同じ 	運転資金 設備資金	500万円	1.9%以内 (融資期間が12か月以内の場合は1.6%以内)	36か月以内 (3年)	利率のうち1.2% (1年以内)			

*まずは、取扱金融機関（裏面参照）にご相談ください。

*市窓口で申請後、金融機関（および信用保証協会）の審査があります。

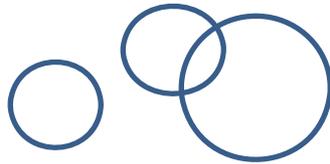
【取扱金融機関】

- 横浜銀行（茅ヶ崎支店、辻堂支店、寒川支店）
- スルガ銀行（茅ヶ崎支店）
- 神奈川銀行（茅ヶ崎支店、辻堂支店）
- 静岡中央銀行（香川支店、寒川支店、善行支店）
- 湘南信用金庫（茅ヶ崎営業部、茅ヶ崎南口支店、小和田支店、若松町支店、高田支店）
- 中南信用金庫（茅ヶ崎支店）
- 三菱東京UFJ銀行
- 三浦藤沢信用金庫（辻堂支店、湘南ライフタウン支店、藤沢営業部）

*スルガ銀行は茅ヶ崎鶴が台支店、浜見平支店、辻堂支店、湘南ライフタウン支店でもご相談できます。

*三菱東京UFJ銀行のご利用を希望する場合は、湘南支社（南藤沢支店内）へご相談ください。

補助制度



【利子補給】

補助対象期間に支払われた利子の一部を補助します。

補助対象資金	補助期間	補助利率
振興資金（設備）	融資開始から3年間	利率のうち、1/2相当額
経営安定特別資金	融資開始から2年間	利率のうち、1%相当額
小口資金	融資開始から1年間	利率のうち、1.2%相当額

*毎年2月ごろに市より対象の事業者へ申請書等を送付します。

【信用保証料補助金】

保証協会に払い込まれた保証料の一部を補助します。

補助対象融資	補助額
• 茅ヶ崎市中小企業融資制度 （振興資金・経営安定特別資金・小口資金） • 神奈川県企業化支援資金（創業支援融資）	• 保証料が10万円以内 → 全額 • 保証料が10万円以上 → 10万円+超える額の1/2 （ただし、 限度額を25万円 とする）
• 神奈川県小規模事業資金 • 神奈川県小口零細企業保証資金	• 保証料の1/2が10万円以内 → 相当額 • 保証料の1/2が10万円以上 → 10万円+超える額の1/2 （ただし、 限度額を25万円 とする）

*提出期限は融資実行日から一年以内です。

*申請書等に必要事項を記入押印し、神奈川県信用保証協会藤沢支所に提出してください（申請に関しては、金融機関または市産業振興課へご相談ください）。

他市融資制度比較表

中小企業経営安定支援事業
産業振興課
資料 2

(平成25年度)

	名称	資金使途	限度額	利率	融資期間
茅ヶ崎市	中小企業振興資金	運転	2000万	2.3	7年
		設備	3000万		10年
藤沢市	中小企業支援資金	運転・設備	5000万	1.9/2.3	6ヶ月/10年
平塚市	運転資金	運転	3000万	1.8/2.2	7年/10年
	設備資金	設備	5000万	2.3	
小田原市	企業振興資金	設備等	1億	2.1	20年
厚木市	事業資金	運転	5000万	2.2/2.3	7年
		設備	5000万	2.35/2.5	10年
大和市	中小企業振興資金	運転・設備	3000万	1.5/2.5	1年/7年
鎌倉市	事業資金	運転	1500万	1.7/2.0	7年
		設備	1500万	1.7/2.0	10年

	名称	資金使途	限度額	利率	融資期間
茅ヶ崎市	経営安定特別資金	運転	3000万	1.4/1.8	10年
藤沢市	景気対策特別資金	運転・設備	1500万	1.4	7年
平塚市	経営安定化資金	運転	3000万/5000万	1.7	7年/10年
小田原市	中小企業経営安定緊急資金	運転・設備	3000万	1.4	7年
厚木市	景気対策資金	運転・設備	5000万/8000万	1.5	7年/10年
大和市	中小企業緊急支援資金	運転・設備	3000万	2.1	7年
鎌倉市	経営安定資金	運転・設備	1500万	1.5	7年 (一部10年)

	名称	資金使途	限度額	利率	融資期間
茅ヶ崎市	小口資金	運転・設備	500万	1.6/1.9	3年
藤沢市	小規模企業緊急資金	運転・設備	300万	2.3	5年
平塚市	小企業運転資金	運転	500万	1.6/2.1	5年
	中元・年末資金	運転	500万	1.4	6ヶ月
小田原市	中小企業小口資金	運転・設備	3000万	1.9	7年
厚木市	一時資金	運転	500万	1.7	6ヶ月
大和市	小規模企業事業資金	運転・設備	500万/1500万	1.5/2.1	2年/7年
	小口零細企業資金	運転・設備	500万/1250万	1.6/1.9	3年/7年
鎌倉市	類似制度なし				

* 利率が二つ記載されているものは、融資期間によって利率が異なります。

平成 25 年度 総合計画第 1 次実施計画事務事業評価シート

事業名	商店街の魅力とにぎわい創出事業	部課かい名	経済部 産業振興課
-----	-----------------	-------	-----------

1. 事業概要

総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 3 地域の魅力と活力のある産業のまち	
	施策目標	4 9 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する	施策の方向性	4 魅力ある商店街と個店の育成支援	
事業の目標・目的		商店街の魅力向上やにぎわい創出によりまちの活性化を図る商店街の発展的な取り組みを支援する。			
対象		事業者			
事業手法		直営 委託 一部委託 指定管理者制度 協働 PFI その他の民間活用（補助事業）			
事業内容		<p>商店会販売促進事業補助制度 茅ヶ崎市商店会連合会又は地域商店街団体が実施する販売の促進を図る事業に対する支援を行う。 商店街にぎわい創出事業補助制度 地域商店街団体や同業種組合等が実施する独自性ある戦略的販売促進事業、空き店舗を活用する事業、コミュニティビジネス等に対し、補助金の交付や必要に応じた支援を行う。</p> <p>【取り組み事項】 販売促進事業補助 2 2 団体（茅ヶ崎市商店会連合会、地域商店街団体 2 1） にぎわい創出事業補助 1 1 事業（地域商店街団体 6、同業種組合 2、事業者グループ 3） 地域商店街団体等への戸別訪問等によるヒアリングの実施（3 1 回） 商店会連合会正副会長との意見交換（年 2 ~ 3 回） 補助制度に関する説明会の開催（1 2 月）</p> <p>【新しい公共の視点での取り組み】 地域商店街団体等が実施する販売促進事業は、各個店の売上の向上のみでなく、まち全体の活性化や文化振興、交通安全対策などにも寄与している。 また、商店街にぎわい創出事業補助制度は、補助期間を限度 3 年とし、補助率等を逡減方式にすることで、自立した事業展開を誘導しており、地産地消の推進や防災対策など地域課題を解決する商店街活動等を行政と連携しながらも自立的に実施することを促進している。</p> <p>【行政経営の展開の視点での取り組み】 地域商店街団体等が実施する事業が効果的に実施されるよう、商店街団体等とのヒアリングを繰り返し実施することで、商店街活動をブラッシュアップし、補助に対する効果の最大化を図っている。</p> <p>【これまでの経緯】 昭和 62 年以前 販売促進事業補助制度の実施 平成 19 年 にぎわい創出事業補助制度の創設 販売促進事業補助制度の補助率の改正 平成 24 年 にぎわい創出事業補助制度の改正 ・対象 地域商店街団体に、同業種組合や任意の事業者グループを加えた ・申請方法 プレゼンテーション形式からヒアリング形式へ ・申し込み 一定期間から年間へ</p>			
事業の期間		開始	昭和 62 年以前（詳細不明）	終了	未定
根拠法令・関係個別計画等		なし			
添付資料		あり	1 補助制度の概要 2 補助対象事業一覧		なし

2. 事業費

単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	18,136	18,136	18,136	22,400
決算額	14,175	13,846	17,286	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	14,175	13,846	17,286
所属職員数(人)	10	11	11	11
事業実施に係る人工(人)	0.60	0.61	0.79	0.69
事業費及び人工増減等の理由		東日本大震災の影響により販売促進事業及びにぎわい創出事業が想定より下回ったため決算額が減少した。	にぎわい創出事業を改正し、ヒアリング形式にしたことにより決算、人工が増大。	にぎわい創出事業補助金を当初予算で増額。

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	補助金の交付 商業者支援事務の処理を適正に行っているかを測る。	活動	目標値	3月	3月	3月	3月
			実績値	3月	3月	3月	-
2	販売促進事業・にぎわい創出事業における補助件数 地域商店街団体等の活動状況を把握し、地域商店街団体等に対する支援ができていないかを測る。	活動	目標値	27件	28件	29件	32件
			実績値	25件	28件	33件	-
3			目標値				
			実績値				-
4			目標値				
			実績値				-
5			目標値				
			実績値				-
指標変動理由						指標2 にぎわい創出事業の制度見直しにより件数が増加	

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

にぎわい創出事業補助制度の見直しを行い、平成24年度より、それまで対象としていた地域商店街団体だけでなく、同業種組合や商業者グループの利用も可とした。また、プレゼンテーション形式で審査をしていたものをヒアリング形式に変更した。さらに、申請期間も、一定期間から年間を通じてできるものとした。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

附属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	増加	増減なし	減少
事業の指標	達成	一部達成	未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

活動指標である販売促進事業・にぎわい創出事業における補助件数については、22年度は25件（93.5%）、23年度は28件（100%）と目標値に対して高い実績値を達成している。特に、にぎわい創出事業において申請対象や申請時期などの制度改正を行った24年度の実績値33件（113.7%）は、目標値29件を大きく上回っている。商店街活動等は、まち全体の活性化や文化振興、交通安全対策などにも寄与しており、定量的評価が難しい部分もあるが、来店者の憩いの場を提供し、地域の交流を推進するための空き店舗活用など新たな事業も実施されており、商店会の発展的な取り組みが増え、成果が出ている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3)- 、(3)- 】

地域商店街団体や同業種組合のなかには、商店街の活動に併せて地域の課題を解決しようとする事業が実施されている。24年度に実施された事業では、地域の幼稚園や地域の団体との連携した空き店舗活用事業等が展開されている。また、外出が出来ない高齢者を対象としたコミュニティビジネスの実施が予定されており、地域の活性化はもとより高齢者のQOLにもつながる取り組みが進められており、商店街等が地域課題の解決の担い手の一つとなっている。

【視点(3)- 】

制度を改正し、ヒアリング形式の申請手続きとしたことにより、担当する職員の負担は増大しているが、新たににぎわいの創出や商業者のやる気を醸成することにより、事業数も着実に増加しており、まちの活性化につながっていることから適正な人員により事務を執行している。

【視点(3)- 】

事業費は、増加傾向にあるが、商店街等が自立して実施する事業も出てきており、自立型事業が増えていけば、市の支出額の抑制が見込まれる。また、活力あるまちづくりを形成するためには、元気のある商業者の取り組みが不可欠であるため、現況では適正な事業費である。

<p>課題認識と解決への考え方</p>	<p>平成26年度に全線開通が予定されているさがみ縦貫道路によるアクセスの向上や、高齢化の進展、近隣市への大型商業施設の進出など、本市を取り巻く社会経済環境が大きく変化しようとしているため、現行の商業者支援だけでなく新たな支援策が必要である。 不安定な経済情勢が続く中、「危機感があり、個店の魅力を上げなければならないが、何をしたいかわからない。」と考える商業者が多く、個店を支援する制度を創設する必要がある。</p>
<p>平成25年度以降の具体的な取り組み</p>	<p>新たな支援策策定に向け、商業者のニーズや課題を把握するために、商業者、金融機関、関係団体等に対するヒアリングを実施。 ヒアリング結果等を整理したうえで、新たな支援策策定に向けた検討を行う。 現行制度の効果検証を行い、見直し等検討を行う。 新たな支援策施行に向けた、庁内及び関係団体との調整や準備。 新たな支援策に取り組む。</p>

補助制度の概要

商店街の魅力とにぎわい創出事業
産業振興課
資料 1

販売促進事業

制度概要	茅ヶ崎市商店会連合会又は商店街団体が実施する販売促進事業に対して、その事業費を補助する制度。 売出し又は催し物等、スタンプ帳・サービス券・ポイントカード等を発行する事業、情報を発信する事業、調査・研究又は実験事業が主な対象事業。
補助対象	商店街団体が行った販売促進を図るための事業に要した経費 飲食・景品・招待及び人件費は対象外（人件費は一部対象となる場合あり）
補助限度額	50万円(予算の範囲内)
補助金額	事業費のうち30万円以下は2/3、30万円超は1/3 算出額の1,000円未満は切り捨て
申請時期	1月下旬まで（前年度1月1日～12月31日分）

にぎわい創出事業

制度概要	商店街ににぎわいを創出し、商店街の魅力と活性化を図るため、商店街団体及び商業者グループが実施する戦略的販売促進事業(1)、空き店舗活用事業、コミュニティビジネス(2)に対して、その事業費を補助する制度。 商店街や商業者グループからの申請を基に市が事業計画等を審査し、認定された事業には、最大3年間補助を行います。この制度は、他市には類を見ない高い補助率で支援することで、3年間の準備段階を経て4年度目以降は実施団体が自主的に事業を行っていけることを目標としています。
補助対象者	商店街振興組合、商店街事業協同組合 任意の商店街団体 商業者グループ(市内に店舗又は事業所を有している中小企業者が組織する団体であって、3者以上で活動しており、構成員のうち1/2以上が卸売業、小売業、サービス業を営んでいる団体)
補助対象経費	当事業を行うために要した経費 飲食・景品・招待及び人件費は対象外（人件費は一部対象となる場合あり）
補助限度額	80万円(2以上の商店街団体が合同で実施する場合は120万円)（予算の範囲内）
補助金額	1年度目:事業費の90%、2年度目:事業費の70%、3年度目:事業費の50% 算出額の1,000円未満は切り捨て
申請時期	通年(随時受付、個別ヒアリングを実施。)

補助対象事業一覧(平成24年度)

商店街の魅力とにぎわい創出事業
産業振興課
資料 2

販売促進事業

	商店街名	事業名	販促事業費	補助対象額	補助金額
1	茅ヶ崎元町商店会	街路樹へのイルミネーション飾り、タウンページの年始ご挨拶、ホームページ	657,900	657,900	319,000
2	茅ヶ崎銀座商興会	新栄町・元町盆踊り大会、エメロード冬のプレミアムセール、東日本大震災復興セール、七夕飾りつけ事業	848,765	381,108	227,000
3	博進会	新春バザール、七夕・竹飾りイベント、歳末売出しガラボンイベント	624,563	366,584	222,000
4	サザン通り商店街	七夕飾り盆踊りサザン神社、歳末サンテピアバザール、イルミネーション飾りつけ、ホームページ事業、商店街イメージアップ事業、サザン通りありがとうね祭り、サザン神社装飾	1,133,575	854,668	384,000
5	南本通り商店会	アルコナード・バザール、商店街装飾事業、歳末サンテピアバザール	777,595	777,595	359,000
6	南駅前商店会	正月・店頭用あいさつ、椿まつり、夏のイベント(七夕、浜降祭、花火大会、地引綱)、クリスマスチャリティーコンサート	652,016	442,792	247,000
7	東海岸商店会	七夕売出し	115,500	115,500	77,000
8	海岸通り商盛会	共恵海岸通り自治会夏祭り共催、歳末サンテピアバザール	882,024	108,024	72,000
9	西浜サービス会	サービス券事業	95,550	95,550	63,000
10	香川商興会	中元・七夕セール(大売出し)、歳末売出しセール、カップースタンプ交換会、販売促進会議	129,013	129,013	86,000
11	浜見平商店会	歳末大売り出し・スタンプラリー	509,725	509,725	269,000
12	鶴が台名店街	鶴が台団地祭 名店街企画	212,540	159,720	106,000
13	左富士通り商店会	大寒・小寒セール、御雲神社例大祭、お花見セール、小出川の紅白梅満開ですセール、新春セール、新緑セール、帰るかなーふるさとセール、新緑セール、セール(9月)、錦秋セール、福引セール、創業祭、福引セール	428,428	475,328	258,000
14	鶴が台中央商店会	サマーセール、年末大売出し、ホームページにより商店会の紹介	156,030	124,110	82,000
15	高田商店会	エコキャップ回収、絵画教室の開催、子ども達の絵画展「みんなであートしよう」、歳末セール大抽選会	834,521	479,621	259,000
16	ラチエン通り商店会	茅ヶ崎広報まちの商店街日記(ひまわり種プレゼント)、ラチエン通り朝市(お散歩マーケット)3回、七夕祭り、暑中見舞い、流しそうめん、ラチエン通りの安全安心を進めるサイクルイベント、ハロウィンイベント、クリスマスイベント	307,416	240,117	160,000
17	(協)茅ヶ崎つるみね商店会	街頭飾り・季節の草木花・クリスマス飾り等、祝祭日「国旗/日の丸」掲揚、相乗りキャンペーン、茅ヶ崎産業フェア出店、バスツアー企画・実施、つるみね情報誌・フリーペーパー発行、浜降祭キャンペーン	489,196	369,196	223,000
18	茅ヶ崎ショッピングセンター商店会	中元大売出し、48周年記念大売り出し	3,065,787	1,733,659	500,000
19	みなみマート(協)	ポイント倍出しセールとシールセール	1,215,288	1,215,288	500,000
20	(協)ちがさき山の手四つ葉会	ポイントカード事業、得とくサービス事業、秋まつり、チャンスポイント事業	540,334	539,725	279,000
21	(協)茅ヶ崎市商業協同組合	新春ポイント6倍出しキャンペーン、節分富くじセール、新茶ポイント交換セール、浜降祭富くじセール、新米ポイント交換セール、金箔酒ポイント交換セール、ポイント事業、加盟店カタログ	1,098,050	952,350	417,000
平均			703,515	510,837	243,286
合計			14,773,816	10,727,573	5,109,000

にぎわい創出事業

	実施団体名	事業名	事業概要	総事業費	補助金額
1	ぐる呑み茅ヶ崎南口編実行委員会、ぐる呑み茅ヶ崎北口編実行委員会	ぐる呑み茅ヶ崎	1枚800円×3枚綴りで販売されるぐる呑みチケットを持って参加店舗に行くと、「ぐる呑みセット(1ドリンク+1フード)」が提供される。 南口エリア/5月23日(水)~24日(木)の2日間 北口エリア/6月20日(水)~21日(木)の2日間	2,257,385	1,200,000
2	茅ヶ崎映画祭実行委員会	茅ヶ崎映画祭	市内のレストラン、旅館などを手作りのミニシアターにして、市内で撮影された映画など、ゆかりのある作品を中心に10団体(協力団体含む)で全11作品の上映した。 6月1日(金)~10日(日)	692,577	373,000
3	茅ヶ崎青果商組合	茅産茅消応援団	10月28日(日)に「茅産茅消青果まつり」を実施した。地場野菜の販売やバナナせり売りなどを行った。 また、青果商の場所が分かるマップや旬の農産物やレシピを紹介するチラシを作成した。	917,475	701,000
4	茅ヶ崎ショッピングセンター商店会	みんなの広場	空き店舗となっているスペースを改装し、来店者の憩いの場とするともに保育園の園児の絵画作品や習字作品展示を実施した。	1,527,887	800,000
5	西浜サービス会	南湖みんなでやんべえよ	地区自治会・婦人会・体育振興会・子ども会などと協力し、10月28日(日)に「南湖みんなでやんべえよ」を開催。「南湖みんなでやんべえよ」では、南湖のまちあるきやフリーマーケット、スタンプラリーなどの企画を実施し、南湖会館まつりと同時開催した。	929,557	601,000
6	かっぱどっくりグループ(高田商店会、茅ヶ崎中央商店会、鶴が台中央商店会、協同組合ちがさき山の手四つ葉会)	なじみのお店 かっぱどっくり館事業	「入りやすい」「知ってもらい」魅力ある個店づくりから商店街活性化を目指し、自治会など地域と連携して、防災に関する情報提供も併せて行うかっぱどっくりオリジナルの朝市を年2回実施した。 第1回 7月21日(土) 第2回 10月14日(土)	838,537	560,000
7	南駅前商店会	茅ヶ崎生活のすすめ まちの資源で商店街元気アップ!	「生活スタイルにこだわる個性あふれる商店街」をテーマに、文教大学と連携して「まちゼミ(店主が技術や知識を消費者に伝授するツアー)」を開催した。また、美術館で「つくる展」を開催し、期間中に商店街ではワンコインサービスを実施した。 つくる展:1月31日(木)~2月5日(火)	1,253,621	800,000
8	ラチエン通り商店会	えぼしわかめの商品開発	烏帽子岩のわかめを活用して、オリジナル食品の開発や、えぼしわかめシャンプー等の化粧品開発を実施。 また、商品名やラベルデザインなどを公募により決定し、商標登録を行った。	1,068,020	742,000 県補助金 210,000
9	エメラルド会	地域スポーツ支援型 エメラルドプラザビルイベント	茅ヶ崎駅北口のエメロードにあるエメラルドプラザで2月24日(日)にスポーツパフォーマンス測定・分析を実施。測定後と合わせて、接骨院による身体相談やピリアード体験教室など、ビル一体となって、スポーツを活用してビルの周知と集客を図った。	1,007,325	800,000
10	サザン通り商店街	サザン通り再発見クイズラリーセール	商店街の店舗にディスプレイ(フォトアルバム)を設置し、ディスプレイから店舗や商品、店主などのヒントを映像で流し、お店を当ててもらう「サザン通り再発見クイズラリー」を実施した。また、ディスプレイはクイズのほか個店の情報も発信し、商店街の店舗情報を発信している。	1,250,138	800,000
11	茅ヶ崎飲食店組合	茅ヶ崎さくら祭り	さくらの時期である3月30日(土)、31日(日)に茅ヶ崎中央公園で「茅ヶ崎さくら祭り」を開催した。茅ヶ崎さくら祭りでは、市内の飲食店による屋台のほか、廃油を燃料にして点灯の電球の発電を行った。	1,002,000	800,000
合 計				12,744,522	8,177,000

平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	勤労者福祉事業	部課かい名	経済部 雇用労働課
-----	---------	-------	-----------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり	政策目標	1 3 地域の魅力と活力のある産業のまち
	施策目標	5 1 充実感を持って働けるための就労を支援する	施策の方向性	1 充実した労働支援の実現
②事業の目標・目的	住宅取得に関する資金や教育資金などの経済的な負担を軽減することにより、勤労者世帯の生活の安定を図る。 中小企業や個人商店などの従業員の福利厚生の充実を図り、勤労者福祉の向上と地域産業の活性化を目指す。			
③対象	市内在住・在勤の勤労者、事業主			
④事業手法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input checked="" type="checkbox"/> その他の民間活用（ 社団法人の活用 ）			
⑤事業内容	<p>勤労者世帯の経済的支援及び中小企業従業員などの福利厚生の充実を図るため、主に次の取り組みを実施している。</p> <p>【取り組み事項】</p> <p>①勤労者の住宅取得借入金に係る利子の補給（1～2月申請受付） ②勤労者等の教育資金借入に係る利子の補給（1～2月申請受付） ③勤労者の生活の安定を図るために必要な資金の融資（4～3月預託） ④湘南勤労者福祉サービスセンターを通じた勤労者福祉事業の実施（余暇活動の支援、健康増進の支援など）</p> <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】</p> <p>利子補給制度については、金融機関からの借入金に対する利子への補助制度であるため、民間金融機関と連携・協力して実施。 湘南勤労者福祉サービスセンター事業については、茅ヶ崎市・藤沢市・鎌倉市の3市による広域的な事業として実施。事業については、協定により（財）湘南産業振興財団が実施。</p> <p>【他自治体との比較】</p> <p>①勤労者住宅資金利子補給制度実施自治体（県内：9市10町） 茅ヶ崎市、藤沢市、逗子市、相模原市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、愛川町 ②勤労者等教育資金利子補給制度実施自治体（県内：4市1町） 茅ヶ崎市、藤沢市、横須賀市、三浦市、寒川町 ③生活対策資金預託実施自治体（県内：全市、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町を除く10町） ④湘南勤労者福祉サービスセンター登録者数（平成25年4月1日現在） 茅ヶ崎市：466人、藤沢市：6797人、鎌倉市：2827人</p> <p>【これまでの経緯】</p> <p>昭和53年 4月 勤労者住宅資金利子補給制度の開始 昭和61年 4月 勤労者生活対策資金制度の開始 平成16年 4月 勤労者等教育資金利子補給制度の開始 平成24年 4月 中小企業勤労者福祉対策資金の預託を廃止 平成24年10月 湘南勤労者福祉サービスセンター事業へ参画</p>			
⑥事業の期間	開始	昭和53年	終了	未定
⑦根拠法令・関係個別計画等	なし			
⑧添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり 資料1 勤労者福祉事業実績 <input type="checkbox"/> なし			

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	187,300	186,300	184,789	176,300
決算額	182,344	181,180	176,844	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他	165,000	165,000	155,000
	一般財源	17,344	16,180	21,844
所属職員数(人)※	5	4	4	4
事業実施に係る人工(人)※	0.75	0.69	0.48	0.53
事業費及び人工増減等の理由		所属職員数減に伴う人工の減少。	中小企業勤労者福祉対策資金預託事業を廃止(▲10,000千円)湘南勤労者福祉サービスセンター事業参画による増額(8,489千円)	第2次実施計画の実施に伴う事務事業の統廃合(17事業→8事業)減額及び人工の増加。

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
			実績値				
1	住宅・教育資金利子補給利用件数	成果	目標値	330件	360件	390件	420件
	勤労者等の経済的負担を軽減し、生活の安定が図られているかを測ります。		実績値	391件	375件	363件	—
2	生活対策資金融資貸付件数	成果	目標値	140件	145件	150件	155件
	勤労者等の経済的負担を平準化し、生活の安定が図られているかを測ります。		実績値	181件	151件	134件	—
3	湘南勤労者福祉サービスセンター会員数(市内事業所)	成果	目標値	—	—	500人	—
	中小企業等における勤労者福祉の向上が図られているかを測ります。		実績値	—	—	466人	—
4	住宅・教育資金利子補給制度 広報件数	活動	目標値	6件	7件	8件	9件
	勤労者等の生活の安定を図るため、補給制度の周知がされているかを測ります。		実績値	6件	8件	9件	—
5			目標値				
			実績値				—
指標変動理由					No1、No2 社会経済情勢の影響を受け件数低下。	No.3 10月から3月までの人数	No.3 第2次実施計画上別事業として実施

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

- ・教育資金利子補給制度において、市内金融機関11か所の協力のもと、市ホームページを活用した事前登録方式を実施。
- ・生活対策資金預託において、「育児休業又は介護休業の期間の生活に要する費用」を融資可能項目とするため、関係金庫と協議を実施。
- ・藤沢市と鎌倉市で実施していた「湘南勤労者福祉サービスセンター事業」10月から参画。同事業の参画にあたり、広報特集号及び周知パンフレットを作成するとともに、商工会議所の協力のもと、同会議所会員ヘダイレクトメールの送付を実施。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

付属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input checked="" type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input type="checkbox"/> 達成	<input checked="" type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

自己評価

事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

【視点(1)、(2)】

・「住宅・教育利子補給利用件数」について、24年度は目標値390件に対し363件（達成率約93%）であり、概ね目標を達成でき、勤労者の経済的負担の軽減に効果が出ている。また、新たに取り組みを始めた「湘南勤労者サービスセンター事業」については、目標値の約9割を達成しており、加入事業所における従業員の福利厚生の実・向上に成果が出始めている。

実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)- 、(3)- 、(3)- 、(3)- 】

【視点(3) - ①、(3)-②】

・湘南勤労者サービスセンター事業については、市域を超えた広域的事業として実施することで、スケールメリットをいかした効果的な事業展開ができ、勤労者の福利厚生の実に成果が出ている。
 ・生活対策資金預託については、預託方式で行うことにより金融機関のノウハウを活用するなど、効果的な事業実施ができています。

【視点(3) - ③、(3) - ④】

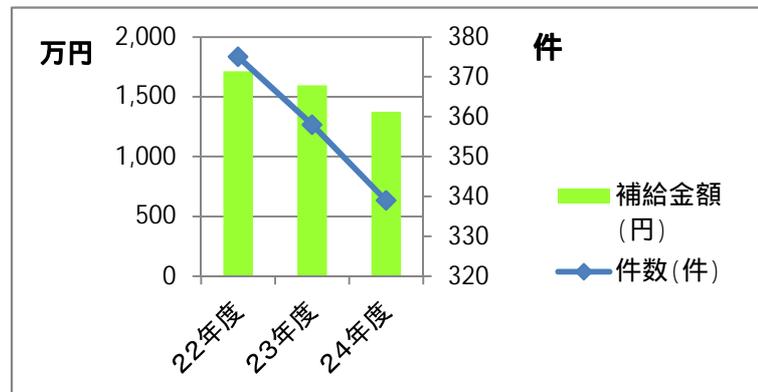
・湘南勤労者福祉サービスセンター事業への新規参画に伴い、一時的に業務が増加したものの、他業務の事務改善とあわせ、事業実施に係る人工については見直しを行った。
 ・住宅資金利子補給教育資金利子補給については、利用件数の減少に伴い予算額も抑えており、適正な事業費で実施している。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金利子補給制度については、利用にあたり制度の周知が課題となっているため、関係機関と連携・協力のもと、高校受験、大学受験を控えた家庭に向けた周知の強化策の取り組みをはじめめる。 ・住宅資金利子補給については、社会経済状況の影響のもと申請件数が減少しているが、消費税引上げなどの要因により、平成26年度以降、申請件数の増加を見込んでいる。 ・湘南勤労者福祉サービスセンター事業については、勤労者の福利厚生に対するニーズに対して広域的取り組みを促進・充実するため、第2次実施計画上、別の事務事業として取り組む。
平成25年度以降の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金利子補給制度利用の周知について、市内中学校及び高等学校に協力を依頼する。

勤労者福祉事業実績

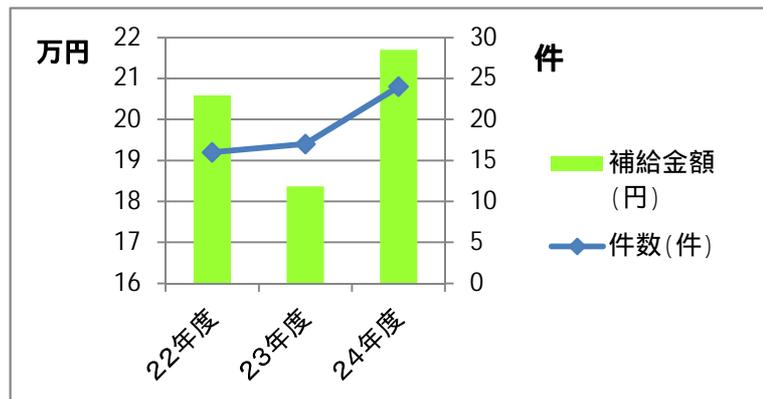
住宅資金利子補給金制度 年度別件数・補給金額

	件数(件)	補給金額(円)
22年度	375	17,138,400
23年度	358	15,950,700
24年度	339	13,740,400



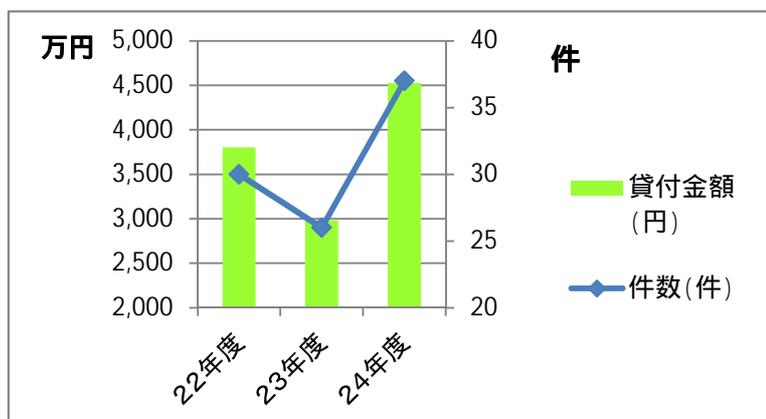
教育資金利子補給金制度 年度別件数・補給金額

	件数(件)	補給金額(円)
22年度	16	205,900
23年度	17	183,700
24年度	24	217,000



生活対策資金制度 年度別新規貸付件数・貸付金額

	件数(件)	貸付金額(円)
22年度	30	38,030,000
23年度	26	29,830,000
24年度	37	45,250,000



平成25年度 総合計画第1次実施計画事務事業評価シート

事業名	情報システム最適化の推進	部課かい名	企画部 情報推進課
-----	--------------	-------	-----------

1. 事業概要

①総合計画基本構想の体系	基本理念	5 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	政策目標	1 5 社会の変化に対応できる行政経営
	施策目標	5 6 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる	施策の方向性	1 情報の一元的かつ総合的な提供
②事業の目標・目的	「情報システムに係るトータルコストの削減」「体系的な情報システム管理の実現」「公平かつ透明性の高い調達の実現」を目的とする。			
③対象	住民記録システム、国民健康保険システム、国民年金システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、税システム、収納情報システム			
④事業手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 協働 <input type="checkbox"/> PFI <input type="checkbox"/> その他の民間活用（ ）			
⑤事業内容	<p>住民記録・国民年金・国民健康保険・収納業務の構築を行う第1次分構築については平成24年7月9日に稼動する。介護保険・後期高齢者医療・税業務の構築を行う第2次・第3次分の構築は平成27年1月5日に稼動する。</p> <p>・取り組み事項 ・新しい公共の視点 ・行政経営の展開の視点 ・他自治体との比較（可能な場合記入） ・これまでの経緯</p> <p>【取り組み事項】 ・各課で運用している個別のシステムと柔軟にデータ連携できる環境を確保した。 ・システム構築にあたっては機器の集約を行った。 ・スケジュール管理や課題の早期解決を図るため、事業者及び支援事業者参加による会議体を運営しシステム構築管理を行った。 ・第2次・第3次分の公募型プロポーザル実施のための仕様の確定に向けRFI（情報提供依頼：調達において、一般の公開情報だけでは調達条件や選定条件を取りまとめることができないため、要求を取りまとめるための基礎資料として、外部業者に情報の提供を要請するもの）を行い、仕様の再検討を行った。 ・システム構築でもっとも重要なことは現行のシステムで管理しているデータを確実に新しいシステムへ移行し業務を継続することであるため、汎用機からのデータ移行に際しては移行テストを複数回行い確実に完了させた。 ・平成24年7月9日に第1次システムを稼働させた。 ・第2次・第3次分のシステム調達を行い公募型プロポーザル方式により平成24年12月28日に優先交渉権者を決定し、平成25年3月1日に契約を締結した。</p> <p>【「新しい公共」及び「行政経営の展開」の視点での取り組み】 ・計画期間中のトータルコスト削減を達成するため、プロポーザル実施時の仕様において契約期間内の法改正に対応するためのシステム改修をパッケージ費用で対応することを条件としたことで、計画期間中に原則修正費用が発生せず費用削減が可能となった。 ・パッケージシステムでの導入を柱としカスタマイズを避けることとした。 ・事業規模の把握及び要件の適正化を図るためRFIを行い仕様の再検討を行った。 ・各課で運用している個別のシステムとのデータ連携を可能とし、データの有効利用を図った。</p> <p>【これまでの経過】 平成21年3月 茅ヶ崎市の情報化の基本計画である「ちがさき情報化プラン」を策定 平成22年3月 「茅ヶ崎市システム最適化計画」を策定 平成22年11月24日 第1次システム構築の優先交渉権者を公募型プロポーザルにより決定 平成22年12月21日 第1次システム構築の事業者と契約を締結 平成24年7月9日 第1次システム稼動 平成24年12月28日 第2次、第3次システムの優先交渉権者を公募型プロポーザルにより決定 平成25年3月1日 第2次、第3次システム構築の事業者と契約を締結</p>			
⑥事業の期間	開始	平成21年3月	終了	平成31年12月
⑦根拠法令・関係個別計画等	「ちがさき情報化プラン」「茅ヶ崎市情報システム最適化計画」			
⑧添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり	資料1 情報システム最適化年表		
	<input type="checkbox"/> なし			

2. 事業費

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
当初予算額	188,708	289,430	330,000	401,510
決算額	111,490	246,828	335,583	
財源内訳	国・県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	111,490	246,828	335,583
所属職員数(人)※	15	16	16	16
事業実施に係る人工(人)※	7.00	9.00	8.00	7.00
事業費及び人工増減等の理由	<ul style="list-style-type: none"> 第1次分の契約金額が確定した 第1次分の構築開始にあわせて担当人工を見直した 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次分システムの構築を開始したため前年度に比べ事業費が増加した システム構築の業務範囲に含む担当人工を見直した 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次分・第3次分システムの構築を開始したため補正予算により対応 第1次分のシステムが平成24年7月に移動したため構築が終了した業務の担当人工を見直した 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次分システムが運用段階に入り、2次・3次分の構築規模に合わせて担当人工を見直した

職員及び任期付職員のみ

3. 各種指標の状況

No.	指標名	指標区分	目標値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	指標設定の考え方		実績値				
1	第1次分システム構築に向けた必要な段階ごとの所用期間(月数)	成果	目標値	10月	7月	7月	—
	平成22年度 事業者選定期限 平成23年度 システム内容確定期限 平成24年度 システム稼働期限		実績値	11月	7月	7月	—
2	第2次分・第3次分システム構築に向けた必要な段階ごとの所用期間(月数)	成果	目標値	—	—	12月	12月
	平成22年度 プロジェクト稼働前のため該当外 平成23年度 仕様確定開始月 平成24年度 事業者選定期限 平成25年度 システム内容確定までの期限		実績値	—	3月	12月	—
3	システム最適化プロジェクト担当課参加による進捗管理のための管理会議開催回数	活動	目標値	10回	10回	10回	10回
	プロジェクトの課題解決、品質の低下防止のために定期的な開催を計画した。		実績値	39回	27回	20回	—
4	第1次・第2次・第3次分構築プロジェクト担当課参加による進捗管理のための管理会議開催回数	活動	目標値	10回	10回	10回	10回
	プロジェクトの課題解決、品質の低下防止のために定期的な開催を計画した。		実績値	12回	27回	20回	—
5	支援事業者との進捗管理のための会議開催回数	活動	目標値	10回	10回	10回	10回
	プロジェクトの課題解決、品質の低下防止のために定期的な開催を計画した。		実績値	39回	24回	22回	—
指標変動理由			1 プロポーザルの仕様確定に期間を要した。なお構築完了までの期間に変更の必要性はなかった。 3・4・5 構築を確実にするため打合せ開催回数を増やした。	2 平成22年度No.1の経験を踏まえ計画を前倒しし仕様検討を行った。 3・4・5 構築を確実にするため打合せ開催回数を増やした。	3・4・5 構築を確実にするため開催回数を増やした。		

目的達成に向けて行った24年度の取り組みで、特筆すべき事項

平成24年7月に第1次分のシステムを確実に稼働させるため、課題管理や最終確認行為を期日を決め担当課と協力し行った。
第2次・3次分のプロポーザルを行う際の仕様の決定をRFI実施したのち再検討し、参加事業者を極力限定しない内容に改めた。

4. 個別計画等に関する附属機関（審議会等）からの評価及び意見等

※関係する附属機関（審議会等）がある場合のみ

- ・附属機関なし。

5. 事業評価

事業の傾向	分類		
事業費（対前年度比）	<input checked="" type="checkbox"/> 増加	<input type="checkbox"/> 増減なし	<input type="checkbox"/> 減少
事業の指標	<input checked="" type="checkbox"/> 達成	<input type="checkbox"/> 一部達成	<input type="checkbox"/> 未達成

自己評価

○事業の目標達成状況について【評価の視点(1)、(2)】

【視点(1)、(2)】

- ・第1次分については、構築を進め、当初予定したスケジュールのとおり平成24年7月にシステム稼働させることができたことから当初の目標が達成できた。
- ・第2次分及び第3次分については、当初予定していた平成24年12月に公募型プロポーザルを行い事業者を決定することができたことから公平性の確保が達成できた。
- ・第2次分及び第3次分の実施した結果、想定していた事業者数より参加事業者数が少なかった。しかし、プロポーザル実施に際しては当初の仕様策定後にRFIを行い再度仕様の見直しを行うなどシステム提案条件を緩和したことで競争性の確保ができた。
- ・システム構築にあたってはサーバ台数の削減や電源容量の削減が可能なサーバの仮想化技術を採用することで機器面についても集約でき最適化が図れた。

○実施主体の最適化、適正な人員・事業費について【評価の視点(3)-①、(3)-②、(3)-③、(3)-④】

【視点(3)-①、(3)-②】

- ・システム構築、機器の導入、運用までを包括して民間事業者に委託する方式を採用することにより業務の効率性を確保できた。
- ・非常に高度であり大規模であるプロジェクトの進捗管理であることからプロジェクト管理の支援を専門のコンサルティング業者に委託した。法律や運用とシステムの考え方の差異がないか、他自治体例をもとにした助言など専門性を持った支援を受けることができた。
- ・当初の目標とおり第1次分については平成24年7月稼働、第2次・第3次分については平成24年12月までに事業者決定することができたので適正な進捗管理が行えた。

【視点(3)-③】

- ・第1次分のシステム構築については平成23年度中が管理すべき項目が一番多いことから担当する職員数を増やし確実なプロジェクト管理に充て、稼働後は担当する職員数を見直しを行うなど適正な人工管理を行った。

【視点(3)-④】

- ・プロポーザルを実施する際に事前RFIを行い仕様の再検討を行ったことで事業費の増加を防止することが出来た。
- ・仕様の中に運用期間中に行われる法改正によるシステム改修対応費を原則含んだ提案とすることを盛り込んだことで、運用期間中の費用増加を抑制することができた。

課題認識と解決への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入の経験のない担当課職員がほとんどであるため、プロジェクト管理を行える人材を育てる必要がある。担当課の職員についても研修等への参加を促したい。 ・システム構築の際の開発スペースや打合せスペースが庁舎内に十分確保出来ない状況にある。仕様に開発事業者側で開発スペースを用意する項目を記載し対応したが、これだけでは十分なコミュニケーションを取りながらの構築が望めないため、市庁舎内でのスペース確保を検討した。
平成25年度以降の具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理などシステム開発の際に必要なスキルを身につけるため情報推進課以外の課がいに対しても研修への参加をさせる。 ・十分な開発スペースの確保は不可能だが、情報推進課のスペースを再検討し最低限のスペースを確保する。 ・第2次・第3次システム構築を確実に進めるため管理会議を引き続き運営してゆく。 ・現行システムからのデータ移行を確実にを行うため平成25年度中から移行テストを始める。

